

は じ め に



全国的に少子高齢化が急速に進行している中、保護者の就労環境の多様化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、子育て家庭の負担や孤立感が高まっており、子育て支援の更なる充実が求められています。

国では、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、昨年10月には幼児教育・保育を無償化するなど、子育て支援策の充実が進められてきました。

本町においても、ゆるやかではあるものの少子化が進展しており、少子高齢化の問題は避けては通れない重要課題となっております。

このような中、本町では、平成27年に策定した「利府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「利府町に住んでみたい」「利府町に住んでよかった」「利府町に住み続けたい」と思える子育てにやさしいまちを目指し、幼児期からの学校教育・保育はもとより、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に努めてまいりました。

子どもの笑顔は社会の希望であり、未来を造る力です。今後、より一層、子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、町民の皆様からのアンケート調査から見えてきたニーズや課題、利府町の現状を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期利府町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、すべての子どもたちが健やかに育ち、将来に夢と希望を描けるような、「子どもの笑顔があふれるまち」の実現に向け、家庭や地域、行政、教育・児童福祉関係機関等がそれぞれの役割を担い、連携し、子どもや子育て家庭を支援していけるよう取り組んでまいります。

結びに、計画の策定に当たり、御尽力いただきました利府町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただきました、町民の皆様に改めて厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

利府町長 熊 谷 大



◆◆目 次◆◆

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の対象.....	2
第4節 計画の期間.....	2
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状.....	3
第1節 人口・世帯状況.....	3
第2節 保育所等施設の状況.....	14
第3節 小中学校施設等の状況.....	18
第4節 その他児童福祉施設の状況.....	21
第5節 児童人口の推計.....	22
第6節 アンケート調査結果の概要.....	23
第3章 前期計画の進捗状況.....	47
第1節 前期計画における基本目標ごとの取り組み状況.....	47
第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業実績.....	52
第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本方針.....	55
第1節 計画の基本理念と基本目標.....	55
第2節 計画策定の視点.....	57
第3節 施策の展開.....	59
基本目標 1 子どもの人権の尊重.....	59
基本目標 2 子どもの良質な教育・保育環境の整備.....	62
基本目標 3 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進.....	66
基本目標 4 子ども・子育て家庭への支援.....	72
基本目標 5 仕事と子育ての両立支援.....	77
基本目標 6 子どもの貧困対策の推進.....	79
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	83
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	83
第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	83
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	86
第4節 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	93





第6章 計画の推進.....95

第1節 計画の推進体制.....95

第2節 計画の進行管理.....95

資料編.....96





第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、全国的に少子高齢化が進行する中、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加、児童虐待の顕在化、貧困の連鎖など、子育てをめぐる環境が変化し続けており、家庭はもとより、地域、行政、教育機関などが連携し、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、平成27年度に子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子ども・子育て支援（児童福祉）の更なる充実が進められてきました。

この間、平成28年に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と規定され、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業全般に強く求められる事となりました。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」では、「夢をつむぐ子育て支援」を柱のひとつとして、「希望出生率1.8」の実現に向け、子育ての環境整備や女性の活躍を含めた働き方改革などの取り組みを推進していくことが掲げられました。

一方、「新・放課後子ども総合プラン」では、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、小学校に就学している全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされました。

さらに、令和元年10月からは、質の高い幼児教育の機会の保障と保護者の経済的な負担軽減を目的として、幼児教育・保育の無償化制度が実施されるなどサービスの多様化、充実が図られてきました。

こうした中、本町においては、平成27年3月に策定した「利府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念に、本町独自の子育て支援対策も講じながら、子どもたちの健やかな育みと笑顔あふれる社会の構築に向け取り組んできました。

本計画では、第1期計画期間が令和2年3月で終了することから、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とした「利府町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、次代を担う全ての子どもが、心身ともに健やかに成長するとともに、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ります。

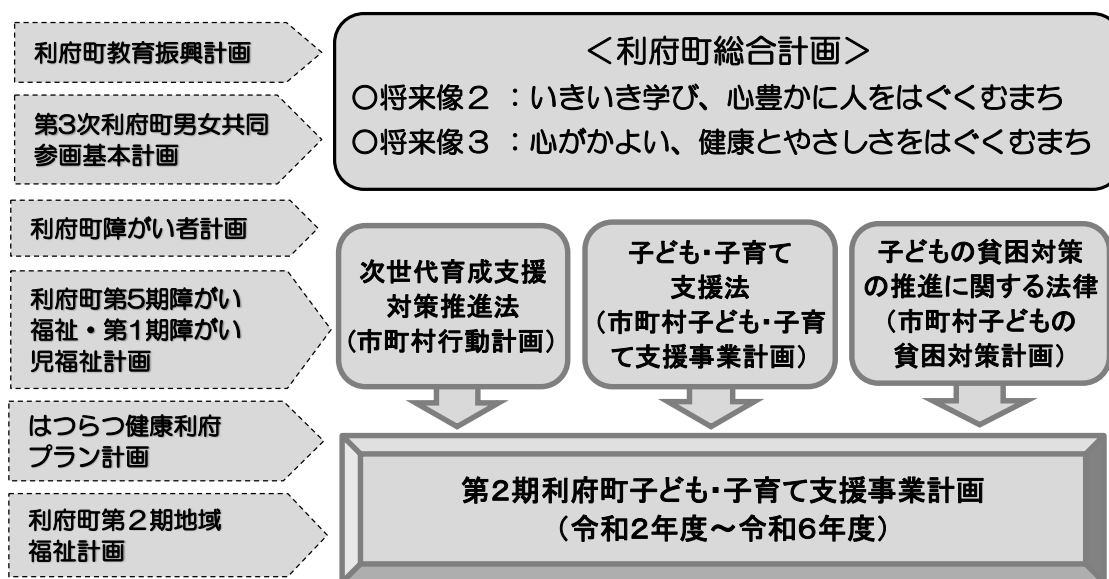
第2節 計画の位置づけ

1 本計画の根拠となる法律

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を一体的に策定するものです。

2 本町その他計画等との位置づけ

本計画は、利府町のまちづくりの総合的指針である「利府町総合計画」を上位計画とし、他の計画との整合性と連携を図って推進するものです。



第3節 計画の対象

計画における子どもとは、児童福祉法に定める満18歳未満の児童とします。(児童福祉法第4条)

第4節 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5年間の計画です。

■第2期利府町子ども・子育て支援事業計画の期間

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利府町次世代育成支援行動計画 (後期行動計画)					第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期計画	
				見直し					見直し					見直し		

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

第1節 人口・世帯状況

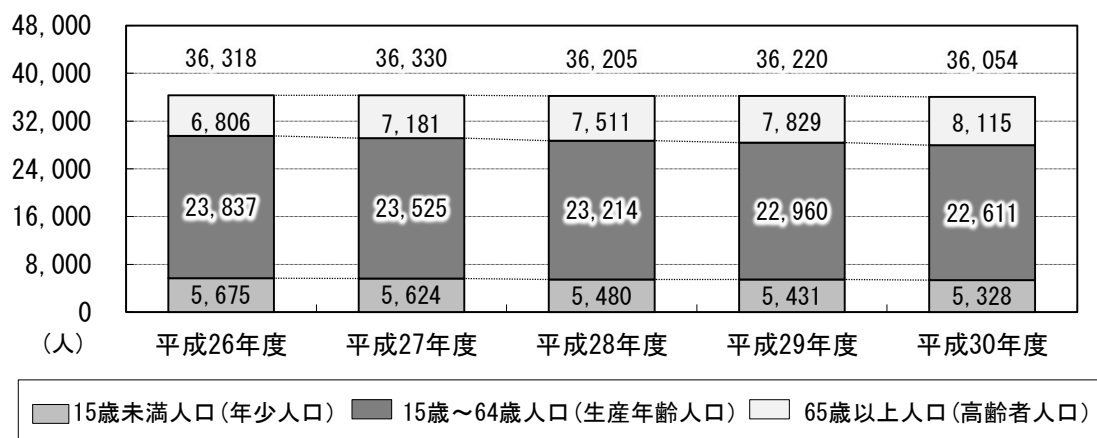
1 総人口

(1)人口推移

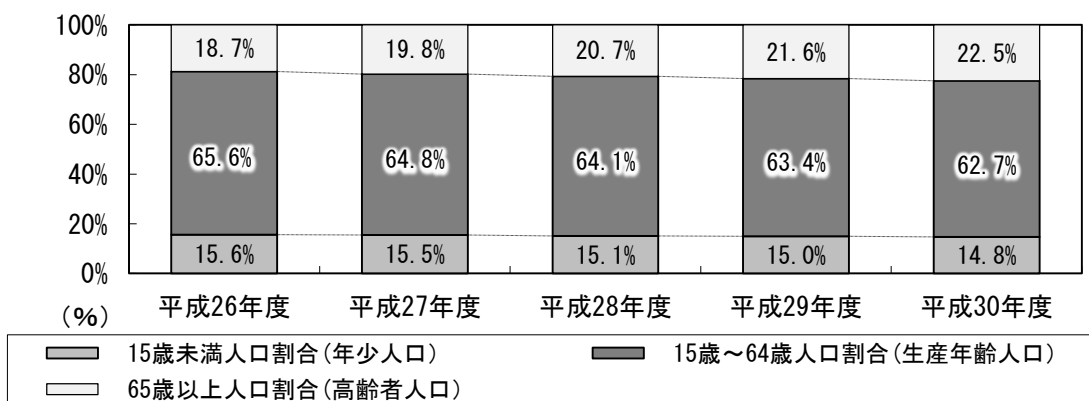
総人口については平成27年度まで増加傾向で推移してきたが、平成28年度に減少となり、平成30年度は、前年度人口に対し166人の減少となっています。(図表1-1)

年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合の増加がみられ、平成31年3月31日現在では、年少人口割合14.8%、生産年齢人口割合62.7%、高齢者人口割合22.5%となっています。(図表1-2)

図表1-1 利府町の年齢3区分別人口



図表1-2 利府町の年齢3区分別人口割合

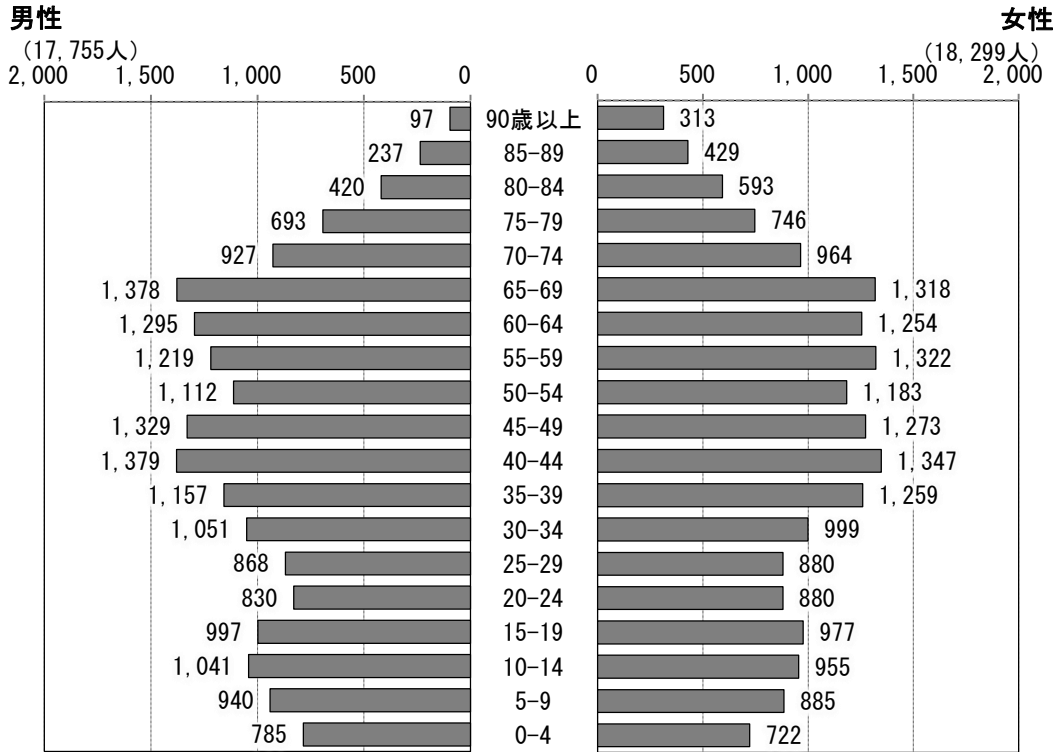


(2)人口ピラミッドから見る人口構成

14歳以下の人口は年齢が低くなるにつれ少なくなっており、少子化の傾向が見られます。

(図表 1-3)

図表 1-3 利府町の人口ピラミッド

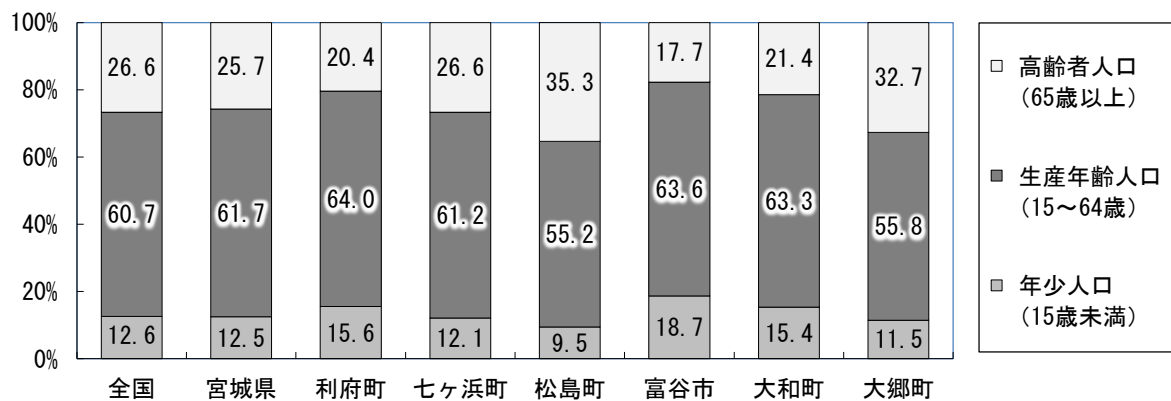


資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(3)年齢 3 区分人口構造の国・県・近隣自治体との比較

年齢 3 区分人口構造を国平均と比較すると、年少人口割合は 3.0 ポイント高く、その一方で高齢者人口割合は 6.2 ポイント低くなっており、利府町の少子高齢化の進行は、全国自治体に比べてゆるやかであるといえます。(図表 2)

図表 2 年齢3区分人口構造の国・県・近隣自治体との比較

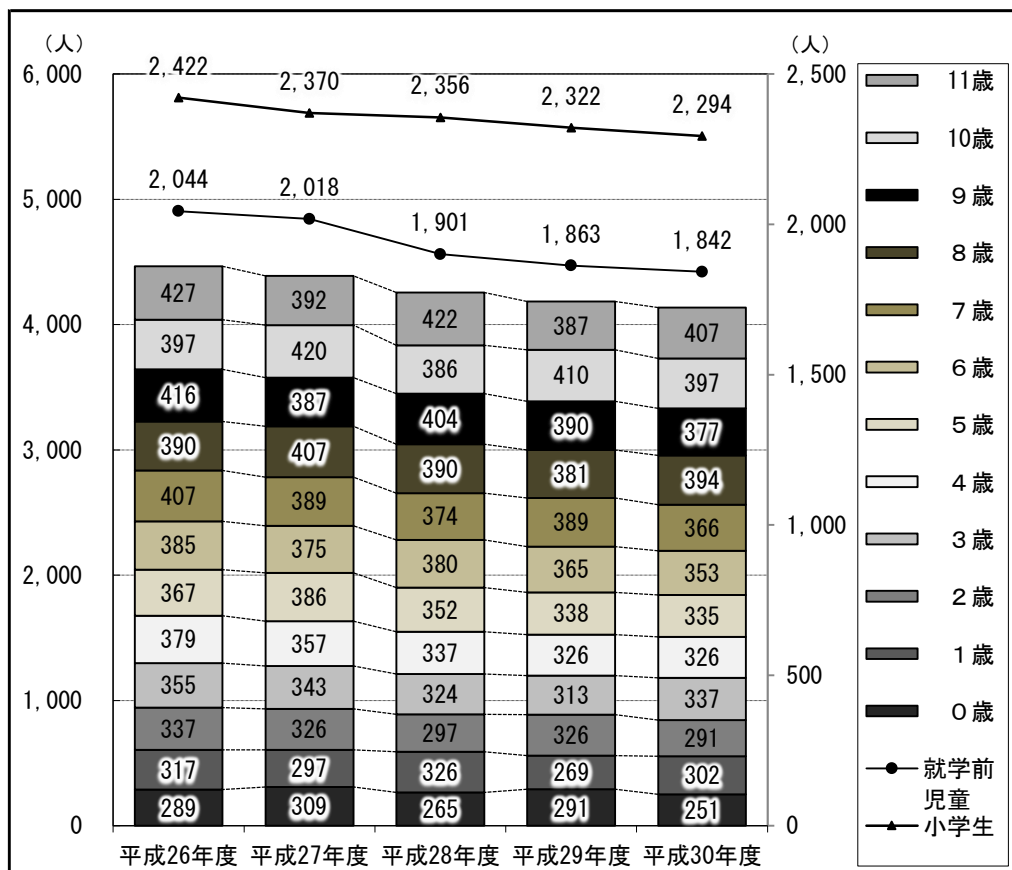


資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

2 児童人口

11 歳までの児童人口は、減少傾向で推移し、平成 26 年度に 4,466 人であった児童数が、平成 30 年度には 4,136 人となり、330 人の減少となっています。（図表 3）

図表3 利府町の児童人口の推移



(単位：人)

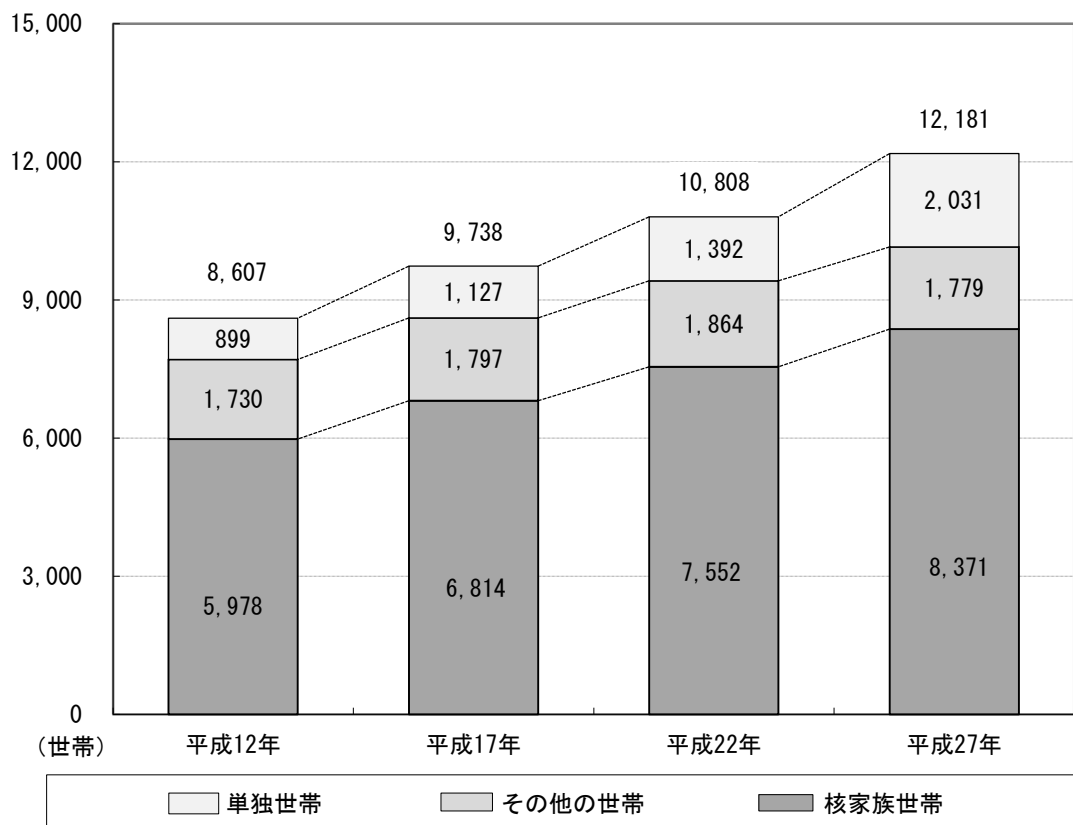
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
12歳未満児童人口	4,466	4,388	4,257	4,185	4,136
就学前児童	2,044	2,018	1,901	1,863	1,842
0歳	289	309	265	291	251
1歳	317	297	326	269	302
2歳	337	326	297	326	291
3歳	355	343	324	313	337
4歳	379	357	337	326	326
5歳	367	386	352	338	335
小学生	2,422	2,370	2,356	2,322	2,294
6歳	385	375	380	365	353
7歳	407	389	374	389	366
8歳	390	407	390	381	394
9歳	416	387	404	390	377
10歳	397	420	386	410	397
11歳	427	392	422	387	407

資料：住民基本台帳（各年度 3 月 31 日現在）

3 世帯の状況

世帯の状況については、核家族世帯は平成 12 年の 5,978 世帯から平成 27 年の 8,371 世帯に増加し、一方多世代同居を含むその他の世帯は平成 12 年の 1,730 世帯から平成 27 年の 1,779 世帯とほぼ横ばいとなっています。（図表 4）

図表4 利府町の家族構成の推移



（単位：世帯）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	8,607	9,738	10,808	12,181
核家族世帯	5,978	6,814	7,552	8,371
その他の世帯	1,730	1,797	1,864	1,779
単独世帯	899	1,127	1,392	2,031

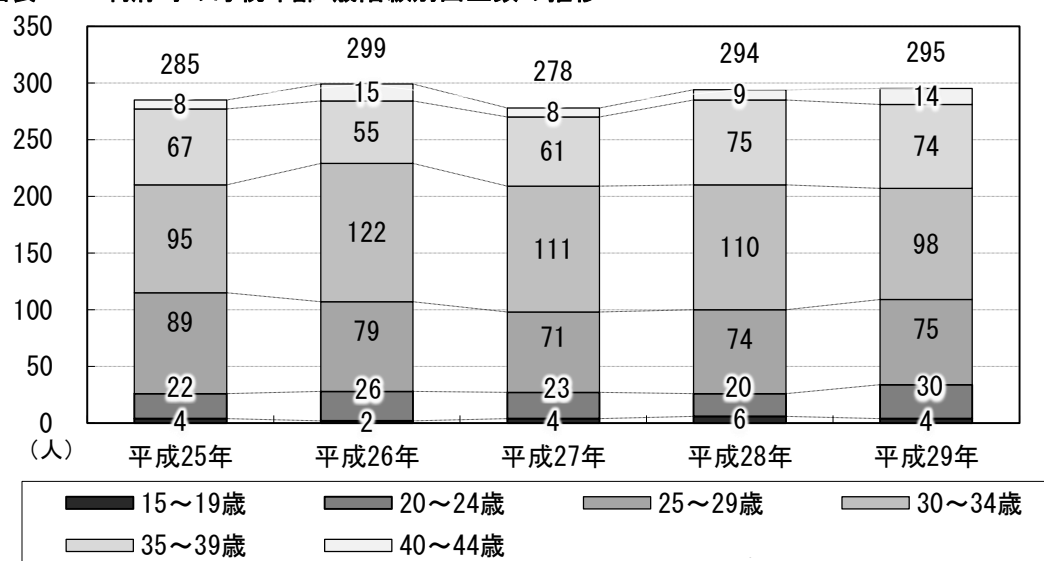
資料：国勢調査

4 出生数・出生率

出生数・出生率は、平成27年にやや減少したものの、その後、平成28年からは以前の水準となっており、出生率で比較すると、全国及び県を上回っています。（図表5・6）

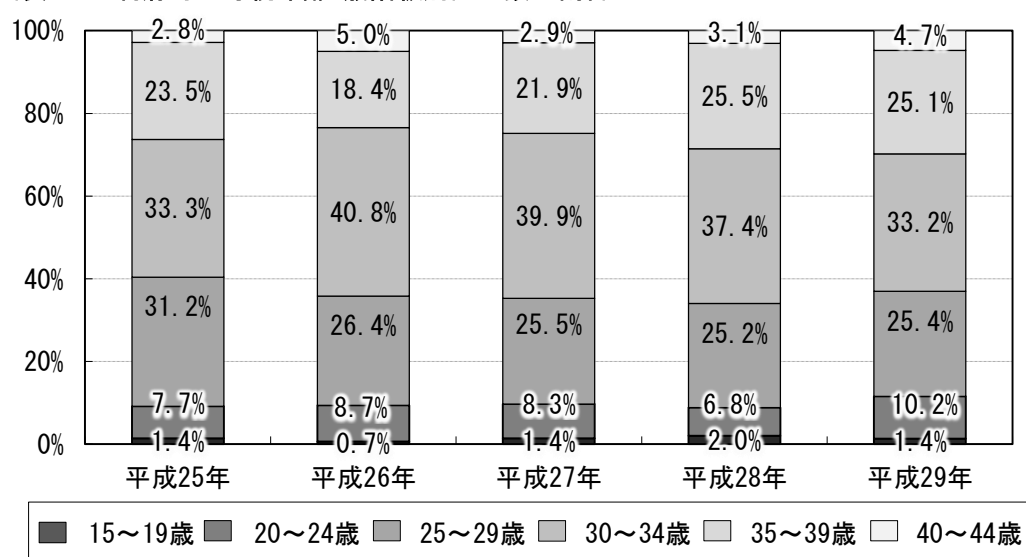
母親年齢5歳階級別でみると、20代後半から30代前半で出生数が多くを占めていますが、出生数の割合からみても平成28年以降は30代後半から40代前半における出生数が増加傾向にあります。（図表5-1、図表5-2）

図表5-1 利府町の母親年齢5歳階級別出生数の推移



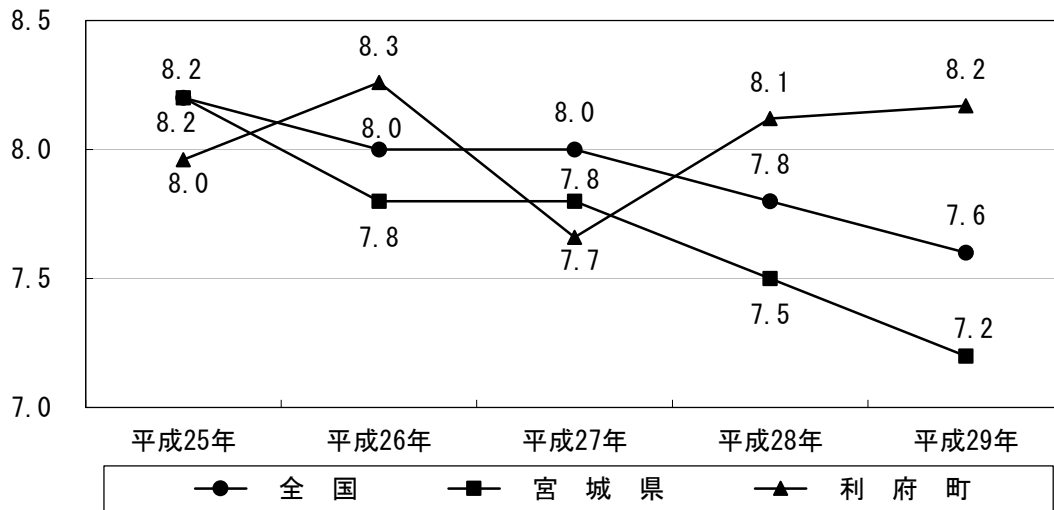
資料：宮城県衛生統計年報（各年12月31日現在）

図表5-2 利府町の母親年齢5歳階級別出生数の割合



資料：宮城県衛生統計年報（各年12月31日現在）

図表6 出生率

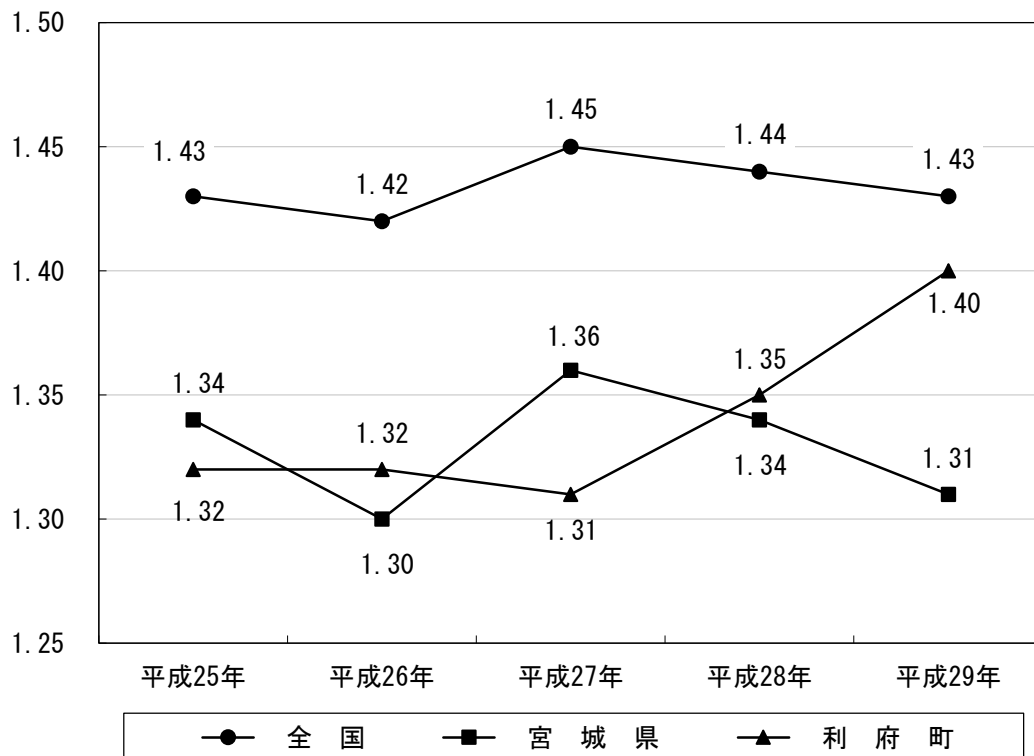


資料：宮城県衛生統計年報（各年 12 月 31 日現在）

5 合計特殊出生率^{※1}

合計特殊出生率は、全国より低い推移が続けているものの、平成 28 年からやや増となっています。（図表 7）

図表7 合計特殊出生率



資料：利府町子ども支援課

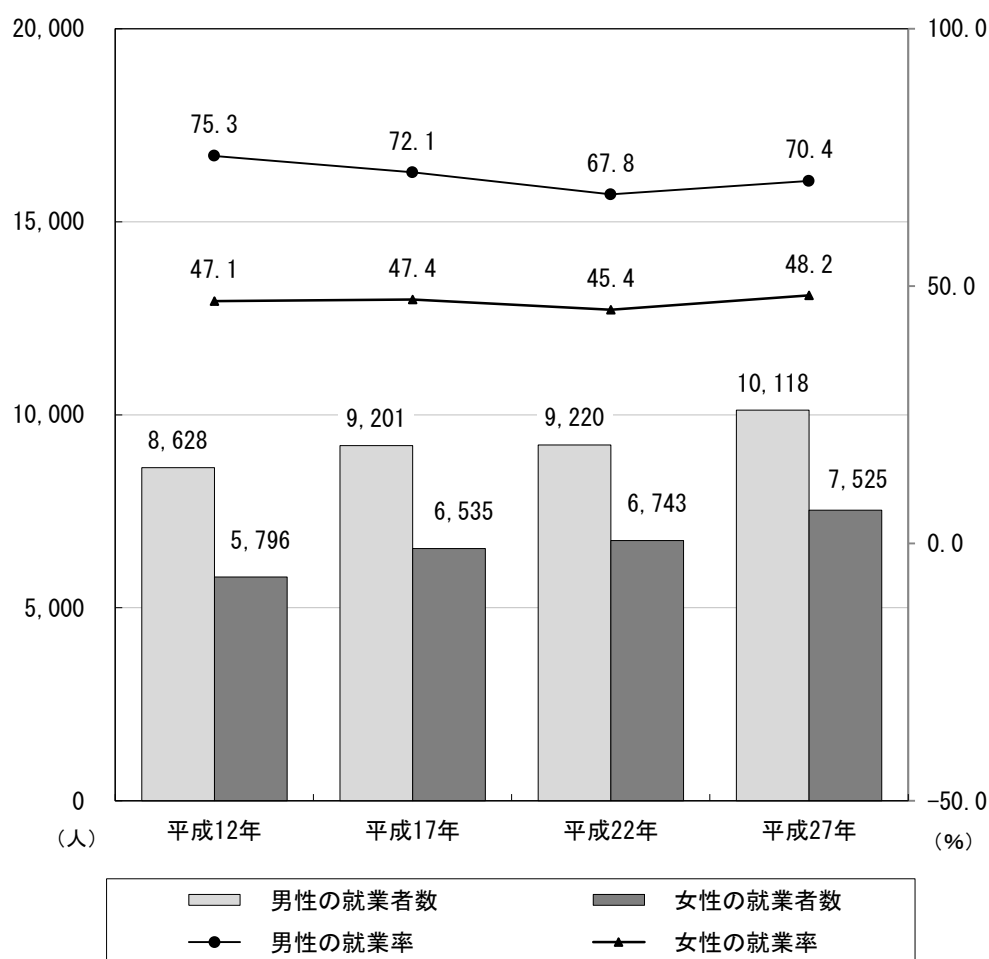
※¹ 合計特殊出生率は、1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は 15～49 歳の年齢別出生率の合計です。

6 就業状況

国勢調査による男女別の就業状況は、就業率が男女ともに平成22年に対し平成27年で増加となっており、平成27年では男性が70.4%、女性が48.2%となっています。（図表8）

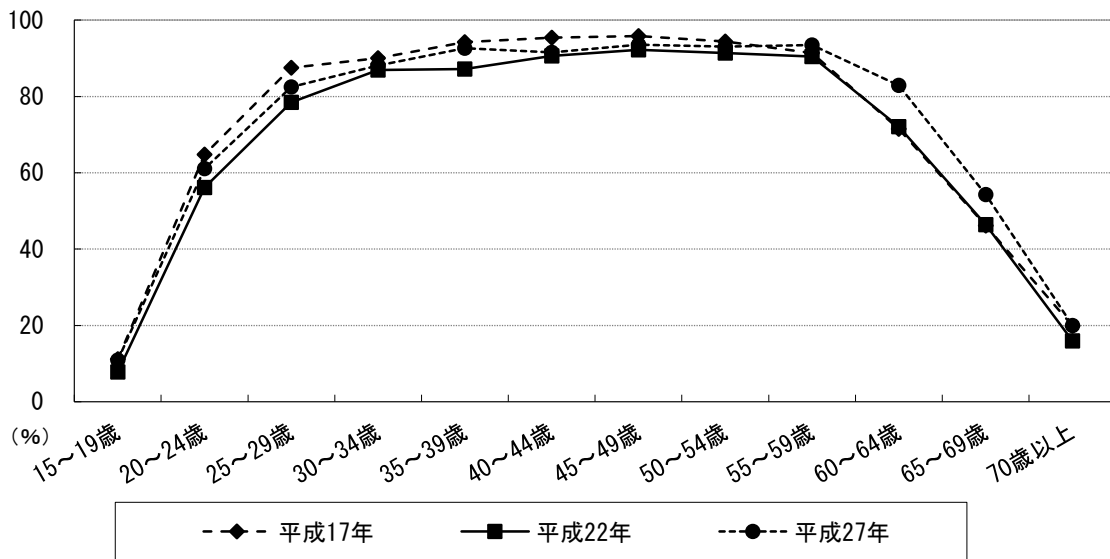
女性の就業率（15歳以上人口の占める就業者の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一時低下し、育児が落ち着いた時期に再度上昇する傾向にあります。また、平成27年では、それまでの就業率と比較すると、25歳以上の階級の就業率が高くなっており、女性の就労が進んでいます。一方、男性の就業率では、平成27年において25歳から64歳まで80%以上を超えており、総じて高い割合で推移しています。（図表9-1、図表9-2）

図表8 利府町の男女別の就業状況



資料：国勢調査

図表9-1 利府町の男性5歳階級別就業率の推移

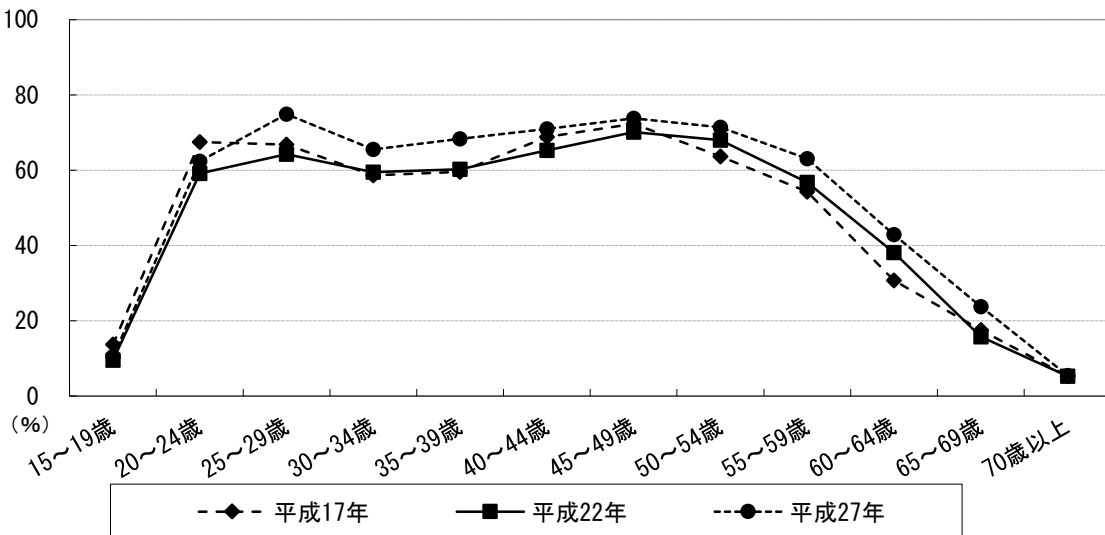


(単位：%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
平成17年	11.2	64.7	87.5	90.0	94.2	95.4	95.8	94.4	91.4	71.5	46.1	19.9
平成22年	7.8	56.2	78.4	86.9	87.2	90.7	92.2	91.4	90.5	72.1	46.4	15.9
平成27年	10.9	61.1	82.5	88.1	92.6	91.6	93.6	93.1	93.5	82.9	54.3	20.0

資料：国勢調査

図表9-2 利府町の女性5歳階級別就業率の推移



(単位：%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
平成17年	13.7	67.5	66.8	58.7	59.5	68.8	72.3	63.7	54.3	30.7	17.5	5.2
平成22年	9.5	59.1	64.2	59.5	60.2	65.3	70.1	68.0	56.7	38.1	15.8	5.2
平成27年	10.5	62.4	74.9	65.6	68.3	71.0	73.8	71.4	63.1	42.9	23.7	5.4

資料：国勢調査

7 子どもの貧困等に関する状況

平成 29 年度に実施した調査では、子どものいる世帯の貧困の判定基準となる貧困線を下回る世帯は、5.8%となっています。国における子どもの貧困率と単純に比較することはできませんが、参考数値としては平成 27 年の国の貧困率 13.9%に対し、低い結果となっています。（図表 10）

生活保護受給者数の推移は、ほぼ横ばい傾向で推移し、平成 30 年度では 112 人となっています。そのうち 18 歳以下の生活保護受給者数の状況では、平成 28 年度まで減少し、その後は増加傾向となっています。（図表 11）

また、就学援助受給者等の状況は、生活保護受給世帯等の推移と同様に、平成 28 年度まで減少し、その後は増加傾向となっています。（図表 12）

さらに、児童扶養手当受給者数は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。（図表 13）

図表10 利府町子どもの貧困率の状況

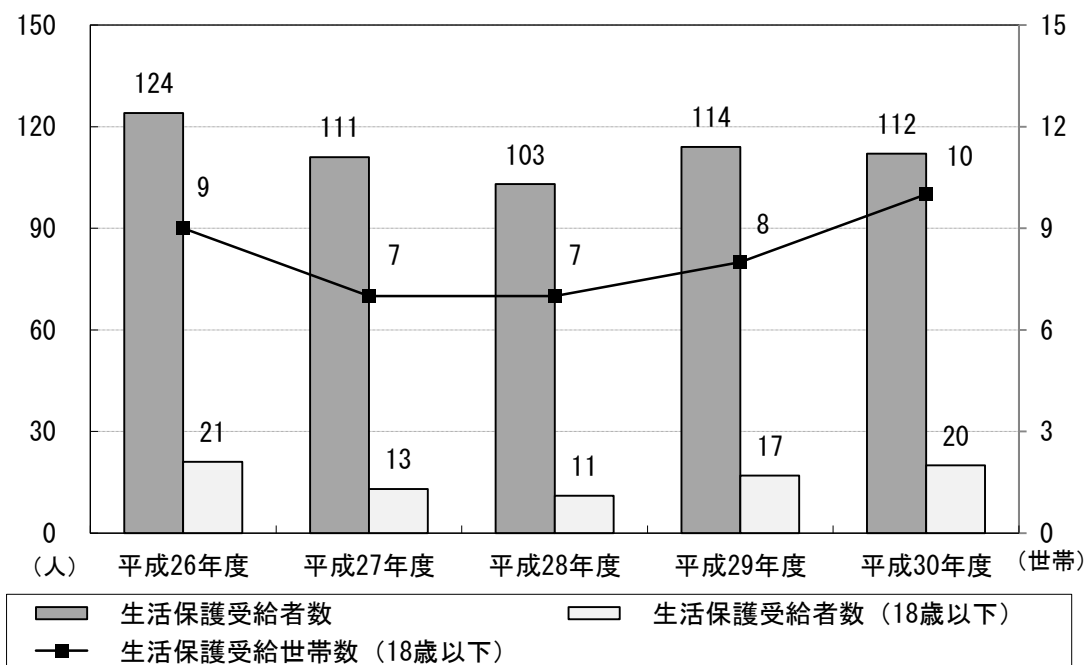
（単位：％）

	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成29年
全 国	14.2	15.7	16.3	13.9	
利府町※					5.8

資料：国民生活基礎調査、利府町子ども支援課

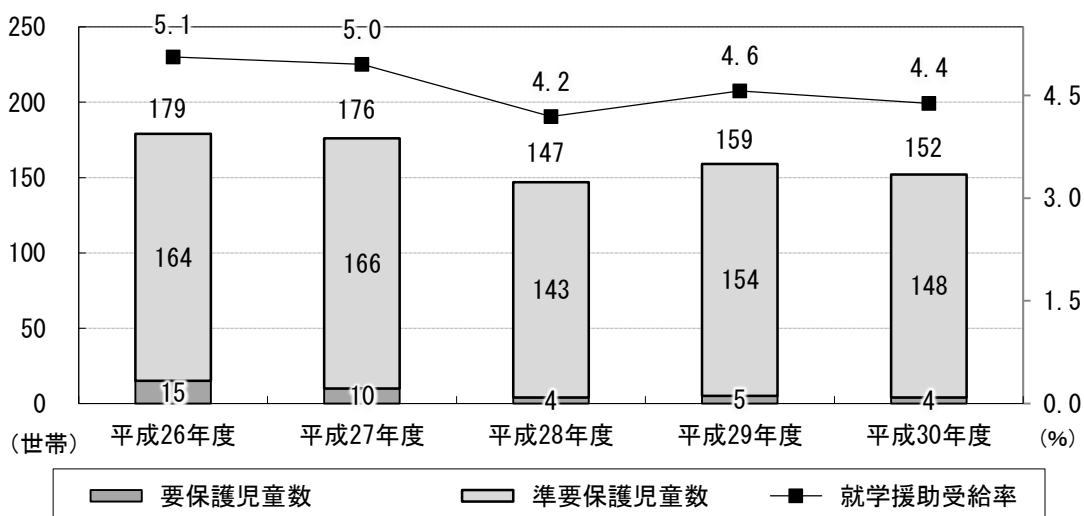
※国で実施されている「国民生活基礎調査」の基準をもとに、利府町の「貧困線」を設定し、貧困線未満の割合を算出しているため、国の貧困率と単純に比較することはできません。

図表11 利府町の生活保護受給世帯等の推移



資料：利府町保健福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

図表12 利府町の就学援助受給者等の推移



(単位：人)

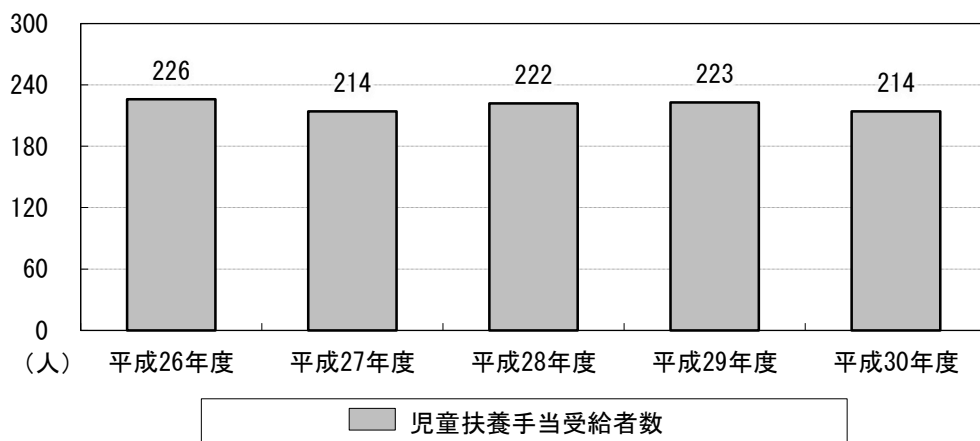
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全児童・生徒数① (5/1現在)	3,536	3,551	3,507	3,481	3,467
要保護児童数②	15	10	4	5	4
準要保護児童数③	164	166	143	154	148
計 (②+③) ④	179	176	147	159	152
就学援助受給率 (④/①) (%)	5.1	5.0	4.2	4.6	4.4

資料：利府町教育総務課（各年度3月31日現在）

※就学援助制度：公立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から就学費用を負担できない者に、給食費・学用品費・修学旅行費などを援助する制度。

※受給率は子ども支援課で算出しています。

図表13 利府町の児童扶養手当受給者の推移



資料：宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課（各年度3月31日現在）

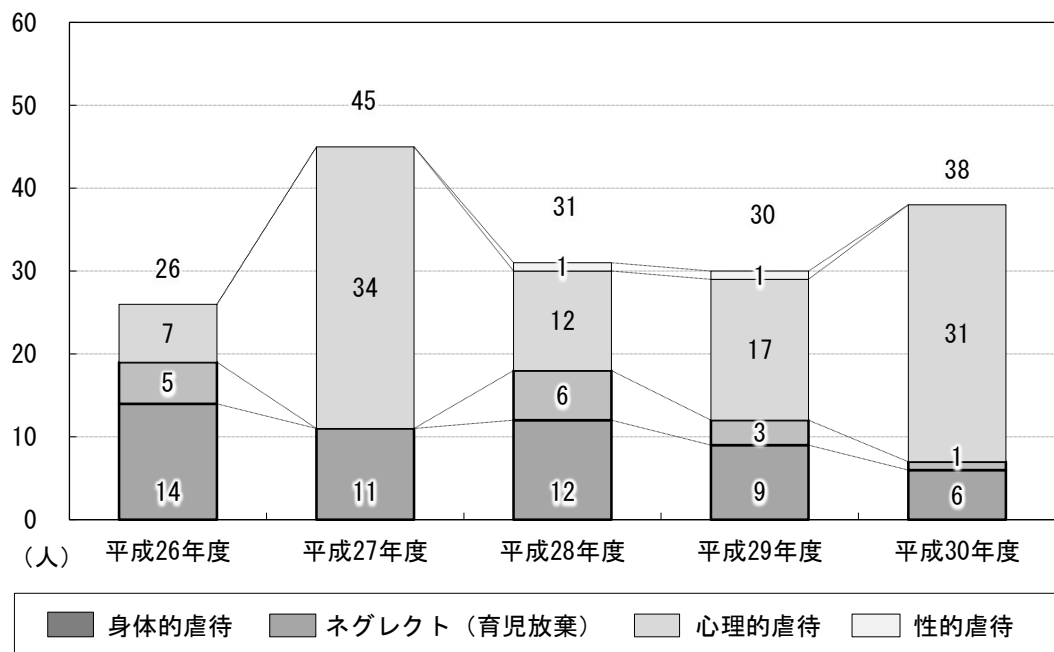
※児童扶養手当：ひとり親家庭などに支給される手当。

※子どもの対象年齢は18歳になった年度末までの数値。

8 児童虐待に関する相談状況

児童虐待相談新規受付児童数は、平成 27 年度をピークに、平成 28 年度以降微増傾向となっています。虐待の種別では、平成 27 年度以降、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待が多くなっています。（図表 14）

図表 14 利府町の児童虐待相談新規受付児童数及び種別児童数



（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計（平成26～30年度）	
身体的虐待	14	11	12	9	6	52	30.6%
ネグレクト（育児放棄）	5	0	6	3	1	15	8.8%
心理的虐待	7	34	12	17	31	101	59.4%
性的虐待	0	0	1	1	0	2	1.2%
児童虐待相談新規受付児童数	26	45	31	30	38	170	100.0%

資料：利府町子ども支援課（各年度 3 月 31 日現在）

第2節 保育所等施設の状況

1 特定教育・保育施設(2号・3号)及び地域型保育施設

特定教育・保育施設は、認可保育所（園）が8か所の総定員が625人、認定こども園が1か所で定員70人となっています。（図表15）また、地域型保育施設は、小規模事業所が5か所で総定員が91人、事業所内保育事業として1か所の9人となっています。（図表16）

保育施設への入所ニーズが年々増加していることから、既存施設の定員拡大や新しい保育施設の整備により、定員の拡大を図っています。（図表17）

図表15 特定教育・保育施設（2号・3号）

（単位：人）

施設型	名称		利用定員
認可保育所（園）	町立	菅谷台保育所	70
	私立	利府聖農保育園	85
		青葉台保育園	90
		なしの美保育園	50
		利府おおぞら保育園	60
		利府第二おおぞら保育園	60
		青山すぎのこ保育園	120
		アスク利府保育園	90
		計	625
認定こども園	私立	利府葉山保育園（保育所型）	82
			(2・3号) (70)
			(1号) (12)

資料：利府町子ども支援課（平成31年3月31日現在）

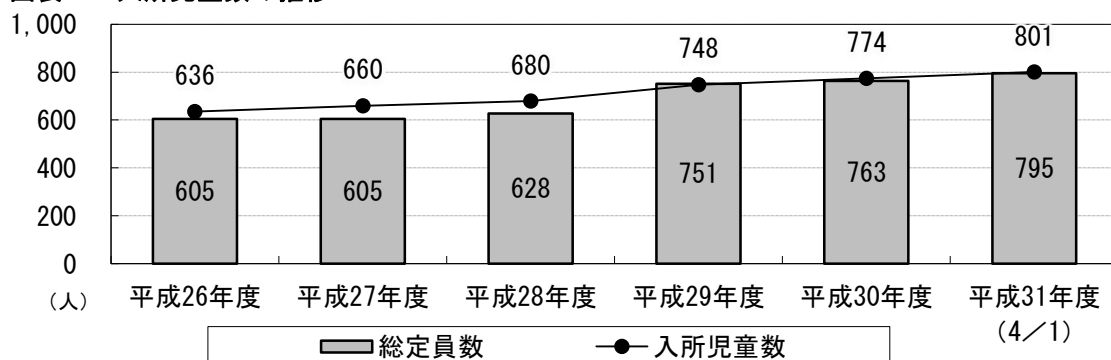
図表16 地域型保育施設

（単位：人）

施設型	名称		利用定員
小規模事業所	私立	スマイルキッズリふ園（A型）	19
		バイリンガル保育園利府（A型）	18
		バイリンガル保育園利府ネクスト（A型）	18
		利府にっこり保育園（A型）	18
		利府聖光保育園（A型）	18
		計	91
事業所内保育事業	私立	おおぞらおひさま園	9

資料：利府町子ども支援課（平成31年4月1日現在）

図表17 入所児童数の推移



	か所数	総定員数 (人)	入所児童数							定員率 (%)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
平成26年度	8	605	54	97	113	127	135	110	636	105.1
平成27年度	8	605	54	102	112	122	133	137	660	109.1
平成28年度	10	628	60	116	134	116	122	132	680	108.3
平成29年度	12	751	77	138	141	144	122	126	748	99.6
平成30年度	13	763	81	134	150	136	149	124	774	101.4
平成31年度 (4/1)	15	795	64	153	151	146	135	152	801	100.8

資料：利府町子ども支援課（各年度3月31日現在、平成31年度のみ4月1日現在）

2 特定教育・保育施設(1号)及び幼稚園(私学助成)

特定教育・保育施設(1号)は、施設型給付幼稚園が3か所で利用定員が495人、認定こども園が1か所で12人となっています。(図表18) また、幼稚園(私学助成)は、1か所で総定員が260人となっています。(図表19)

保育所への入所ニーズの増加に伴い、保育所入所児童数が増加しているのに対し、幼稚園等の入所児童数は減少しています。しかしながら、3歳児の入園児童数は年々増加しています。(図表20)

図表18 特定教育・保育施設(1号)

(単位：人)

施設型	名称		利用定員
施設型給付幼稚園	私立	利府第二おおぞら幼稚園	105
		利府幼稚園	150
		利府聖光幼稚園	240
認定こども園	私立	利府葉山保育園(保育所型)	82
		(2・3号)	(70)
		(1号)	(12)

資料：利府町子ども支援課（平成31年4月1日現在）

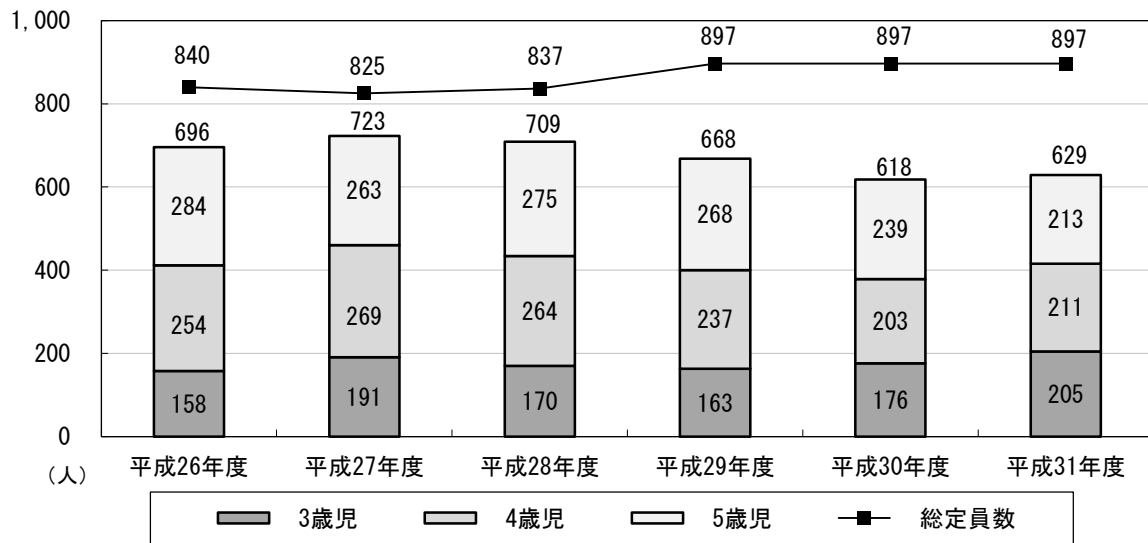
図表19 幼稚園(私学助成)

(単位：人)

施設型	名称		利用定員
幼稚園	私立	利府おおぞら幼稚園	260

資料：利府町子ども支援課（平成31年4月1日現在）

図表20 幼稚園及び認定こども園（1号）の入園児童数の推移



	か所数	総定員数 (人)	入 園 児 童 数				定員率 (%)
			3歳児	4歳児	5歳児	合計	
平成26年度	4	840	158	254	284	696	82.9
	町内入園児数		92	156	191	439	52.3
平成27年度	4	825	191	269	263	723	87.6
	町内入園児数		108	175	170	453	54.9
平成28年度	5	837	170	264	275	709	84.7
	町内入園児数		128	202	215	545	65.1
平成29年度	5	897	163	237	268	668	74.5
	町内入園児数		116	186	205	507	56.5
平成30年度	5	897	176	203	239	618	68.9
	町内入園児数		129	149	192	470	52.4
平成31年度 (4/1)	5	897	205	211	213	629	70.1
	町内入園児数		147	155	158	460	51.3

資料：利府町子ども支援課（各年度4月1日現在）

3 認可外保育施設

その他の施設として認可外保育施設は、8か所の総定員が67人となっています。（図表21）

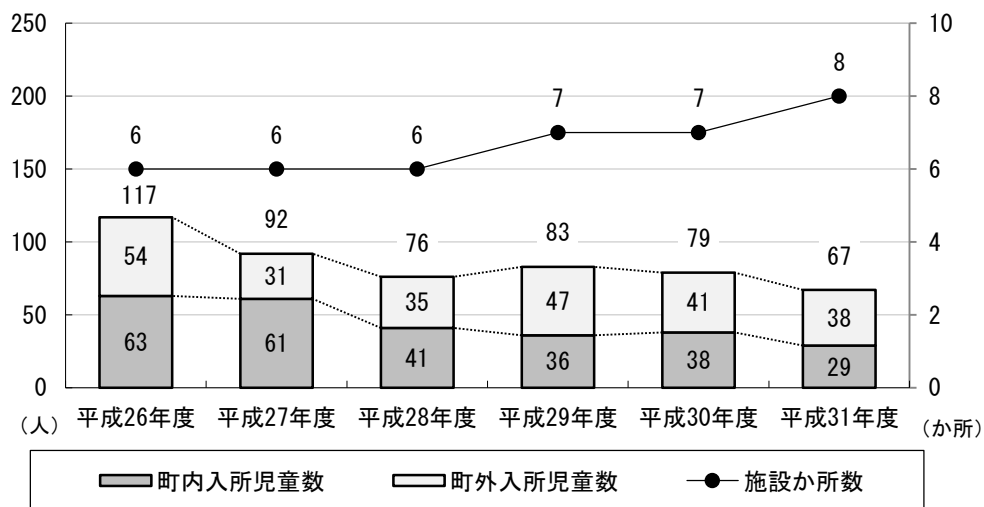
認可外保育施設の入所状況は、平成28年度以降に施設が増加しているものの、町内入所児童数は減少しています。（図表22）

図表21 認可外保育施設 (単位：人)

施設名	入園児童数
チャイルドルームさくらんぼ	5
ねっこぼっこ園	7
たけの子保育園	10
もりのキッズ園	17
仙塩利府病院院内保育所	22
利府の丘キッズ園	2
イマジン保育園	0
エンジェルハウスリふ園	4
計	67

資料：利府町子ども支援課（平成31年4月1日現在）

図表22 認可外保育施設の入所状況の推移



(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設か所数	6	6	6	7	7	8
総入所数	117	92	76	83	79	67
町内入所児童数	63	61	41	36	38	29

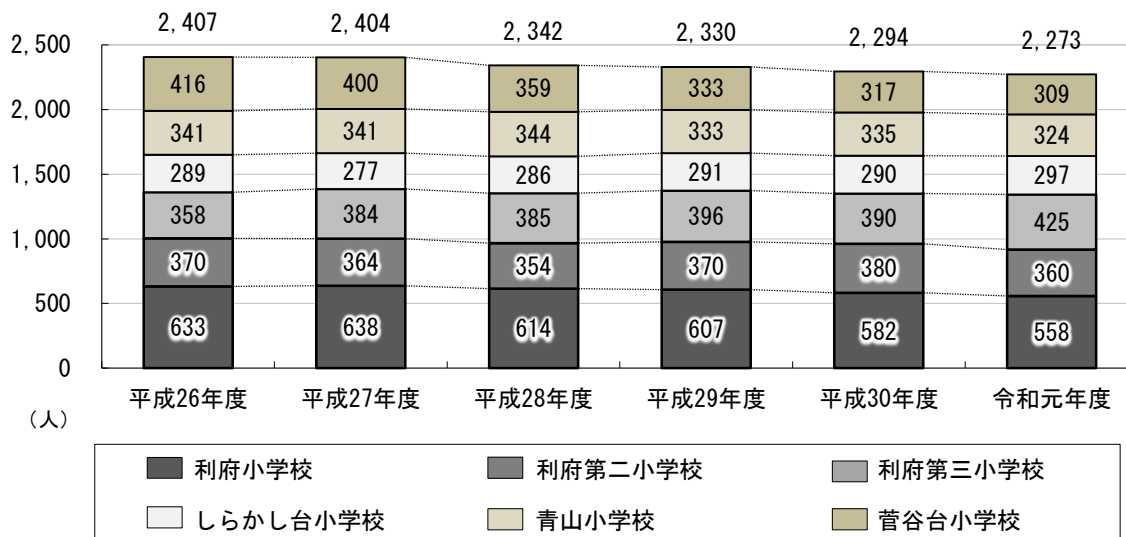
資料：利府町子ども支援課（各年度4月1日現在）

第3節 小中学校施設等の状況

1 小学校児童数の推移

小学校は、町内6カ所に設置されており、小学校児童総数は、平成26年度の2,407人から令和元年度の2,273人と減少傾向となっています。（図表23）

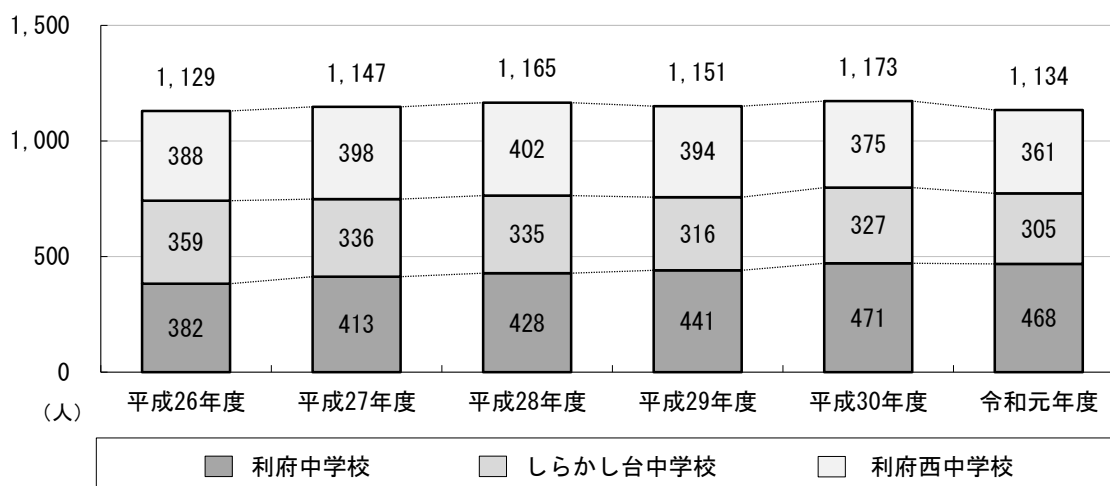
図表23 小学校児童数の推移



2 中学校生徒数の推移

中学校は、町内3カ所に設置されており、中学校生徒数は、平成26年度の1,129人から令和元年度の1,134人とほぼ横ばい傾向になっています。（図表24）

図表24 中学校生徒数の推移



3 児童クラブの状況

児童クラブの入所状況については、対象学年を小学3年生から小学6年生まで引き上げた（平成27年度から平成29年度）ことや需要の高まりもあり、入所児童数は年々増加しており、それに伴い入所定員数の拡大を図っています。（図表25・図表26・図表27）

児童クラブ施設別の入所児童数の推移では、葉山児童クラブはほぼ横ばい、その他の児童クラブでは、増加傾向となっています。（図表28）

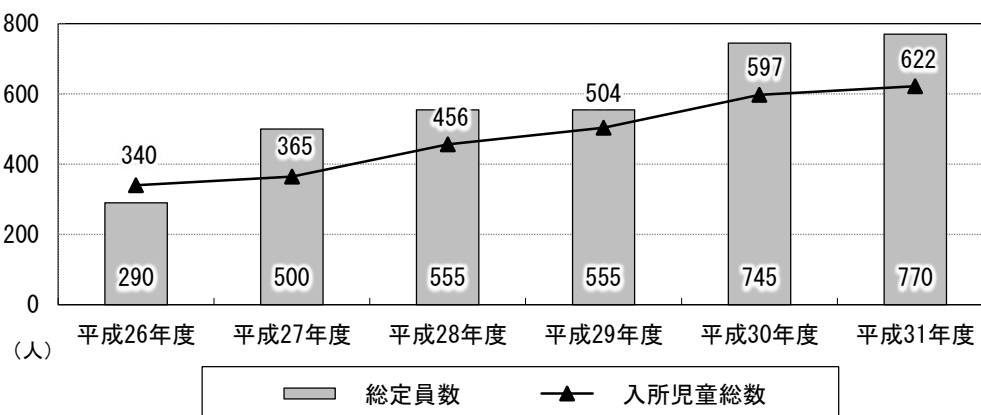
図表25 児童クラブ施設

（単位：人）

学区	名称	定員
利府小	利府小児童クラブ	105
	葉山児童クラブ	80
利府二小	利府二小児童クラブ	110
利府三小	利府三小児童クラブ	120
しらかし台小	しらかし台小児童クラブ	120
青山小	青山小児童クラブ	120
菅谷台小	菅谷台小児童クラブ	115
計		770

資料：利府町子ども支援課（平成31年4月1日現在）

図表26 児童クラブの入所児童数の推移

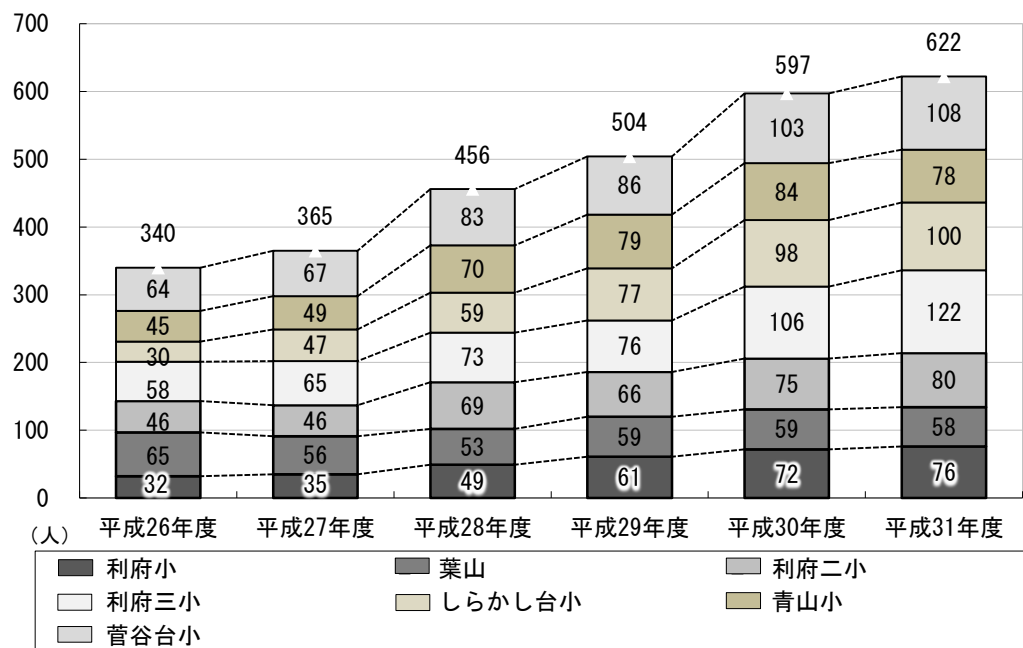


図表27 児童クラブの学年別入所児童数の推移

	か所数	総定員数 (人)	利用児童数							定員率 (%)
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
平成26年度	7	290	122	123	93	2			340	117.2
平成27年度	7	500	127	111	93	33	1		365	73.0
平成28年度	7	555	147	133	99	61	16		456	82.2
平成29年度	7	555	133	150	122	67	27	5	504	90.8
平成30年度	7	745	160	130	147	96	54	10	597	80.1
平成31年度	7	770	147	167	125	105	50	28	622	80.8

資料：利府町子ども支援課（各年度4月1日現在）

図表28 児童クラブ施設別の入所児童数の推移



(単位：人)

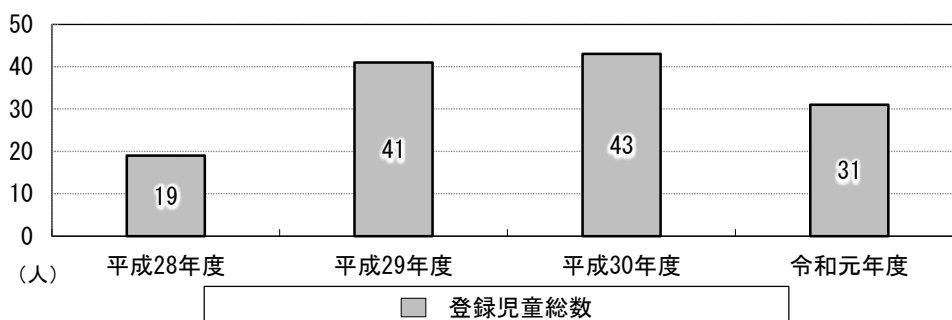
児童クラブ施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利府小	32	35	49	61	72	76
葉山	65	56	53	59	59	58
利府二小	46	46	69	66	75	80
利府三小	58	65	73	76	106	122
しらかし台小	30	47	59	77	98	100
青山小	45	49	70	79	84	78
菅谷台小	64	67	83	86	103	108
施設別入所児童数合計	340	365	456	504	597	622

資料：利府町子ども支援課（各年度 4 月 1 日現在）

4 放課後子ども教室「Sun Pear Class」の状況

放課後子ども教室「Sun Pear Class」は、子どもが安全で安心に放課後を過ごせる場所を確保するため、平成28年から利府第三小学校で実施されています。当初、登録児童数は19名でしたが、翌年からは40名を超え2倍の増加傾向となり、令和元年度は31名となっています。（図表29）

図表29 放課後子ども教室「Sun Pear Class」の登録児童数の推移



図表29 放課後子ども教室「Sun Pear Class」の登録児童数の推移

	か所数	定員数 (人)	登録児童数							定員率 (%)
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
平成28年度	1	20	5	9	5	0	0	0	19	95.0
平成29年度	1	20	15	9	9	6	1	1	41	205.0
平成30年度	1	40	10	22	3	6	2	0	43	107.5
令和元年度	1	40	11	12	6	0	2	0	31	77.5

資料：利府町生涯学習課（各年度2月末現在）

第4節 その他児童福祉施設の状況

その他の児童福祉施設として、児童館は町内1か所、子育て支援センターは町内5か所に設置されております。

図表30 その他児童福祉施設の状況

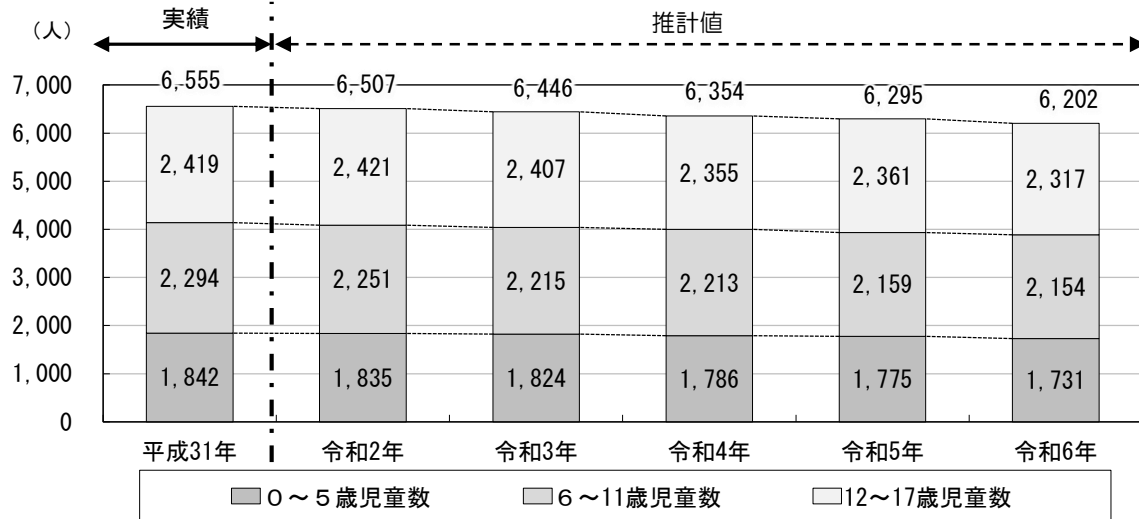
	施設
児童館	西部児童館
子育て支援センター	東部地区子育て支援センター「ペア・きっず」
	子育て広場「十符っ子」
	子育て広場「りふーる」
	子育て広場「ぽかぽか」（青山すぎのこ保育園内）
	子育て広場「ありのみ」（アスク利府保育園内）

資料：利府町子ども支援課（平成31年4月1日現在）

第5節 児童人口の推計

住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、今後5年間で児童数は大きく減少し、平成31年の6,555人から令和6年には6,202人になると予測されます。

■ 利府町の令和2年から令和6年までの児童人口推計



(単位：人)

		実績値	推計値				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
18歳未満児童人口（人）		6,555	6,507	6,446	6,354	6,295	6,202
0～5歳児童数（人）		1,842	1,835	1,824	1,786	1,775	1,731
0歳児童数（人）		251	280	274	266	259	252
1歳児童数（人）		302	260	290	284	276	269
2歳児童数（人）		291	315	270	301	295	287
3歳児童数（人）		337	304	329	282	314	308
4歳児童数（人）		326	345	311	337	289	322
5歳児童数（人）		335	331	350	316	342	293
6～11歳児童数（人）		2,294	2,251	2,215	2,213	2,159	2,154
6歳児童数（人）		353	349	345	365	329	355
7歳児童数（人）		366	358	354	350	370	334
8歳児童数（人）		394	372	364	360	356	377
9歳児童数（人）		377	393	371	363	359	355
10歳児童数（人）		397	383	399	377	369	365
11歳児童数（人）		407	396	382	398	376	368
12～17歳児童数（人）		2,419	2,421	2,407	2,355	2,361	2,317
12歳児童数（人）		388	408	397	383	399	377
13歳児童数（人）		417	385	404	393	379	395
14歳児童数（人）		387	416	384	403	392	378
15歳児童数（人）		431	386	415	383	402	391
16歳児童数（人）		402	429	384	413	381	400
17歳児童数（人）		394	397	423	380	408	376

(資料：住民基本台帳を基に、コーホート変化率法による算出)

第6節 アンケート調査結果の概要

1 子ども・子育て支援事業計画アンケート調査

■ 調査の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく、本計画の策定に向けた基礎資料となる、教育や保育、子育て支援に関するニーズを把握するため調査を実施しました。

(2) 調査の対象

【就学前児童】就学前児童のお子さんがある世帯で、年齢、男女比などを考慮した上、層化無作為抽出法により 1,089 人を抽出しました。

【小学生】小学生のお子さんがある世帯で、年齢、男女比などを考慮した上、層化無作為抽出法により 911 人を抽出しました。

(3) 調査の方法及び配布・回収結果

対象	調査方法	件数	配布数	回収数	回収率
就学前児童	保育園等を通じて配布・回収	533件	1,089件	767件	70.4%
	郵送による配布・回収	556件			
小学生	小学校を通じて配布・回収	905件	911件	804件	88.3%
	郵送による配布・回収	6件			

(4) 調査の実施時期

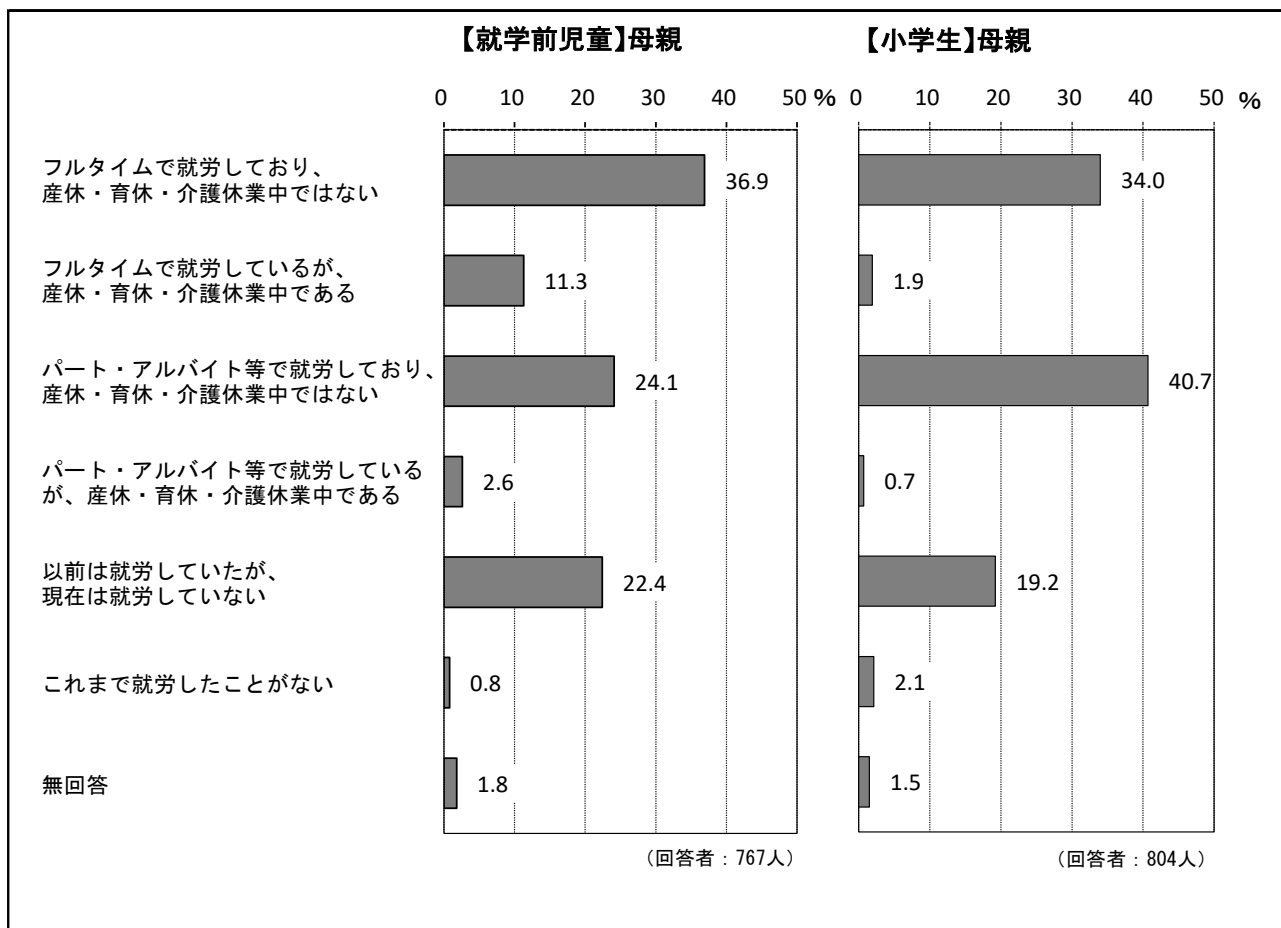
平成 30 年 12 月

■ 調査結果

(1) 母親の就労状況

母親がフルタイムで就労しているケース（産休・育休・介護休業中含む）では、就学前児童が約 4 割で、小学生が約 3 割となっており、パート・アルバイト等で就労しているケース（産休・育休・介護休業中含む）を併せると、就学前児童と小学生の母親がともに 7 割を超えています。

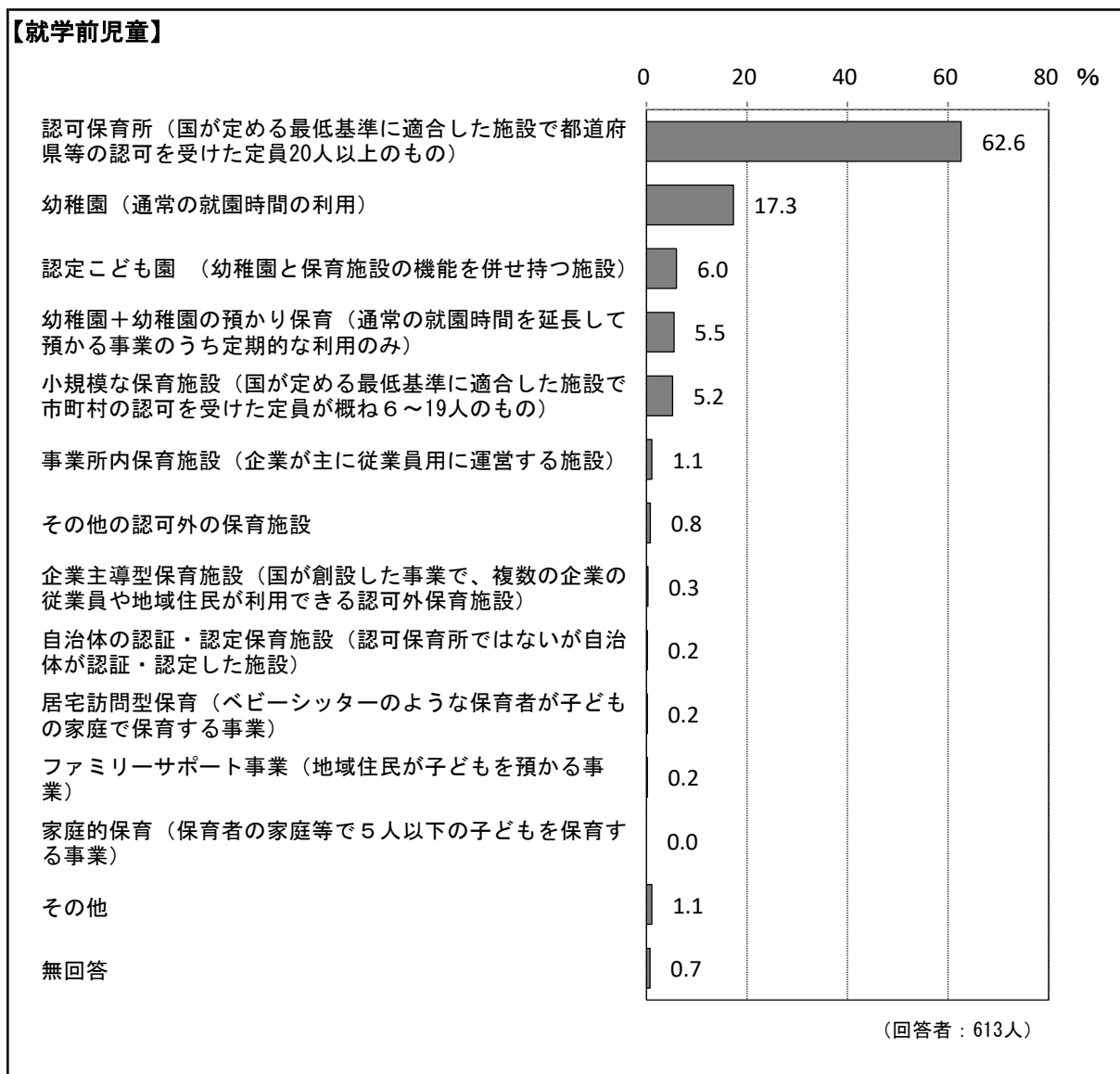
●母親の就労状況●



(2) 定期的に利用している事業

就学前児童に関して、定期的に保育施設等を利用している方において、年間を通じて利用している事業は、「認可保育所」(62.6%) が最も多く、次いで「幼稚園」(17.3%)、「認定こども園」(6.0%) の順となっています。

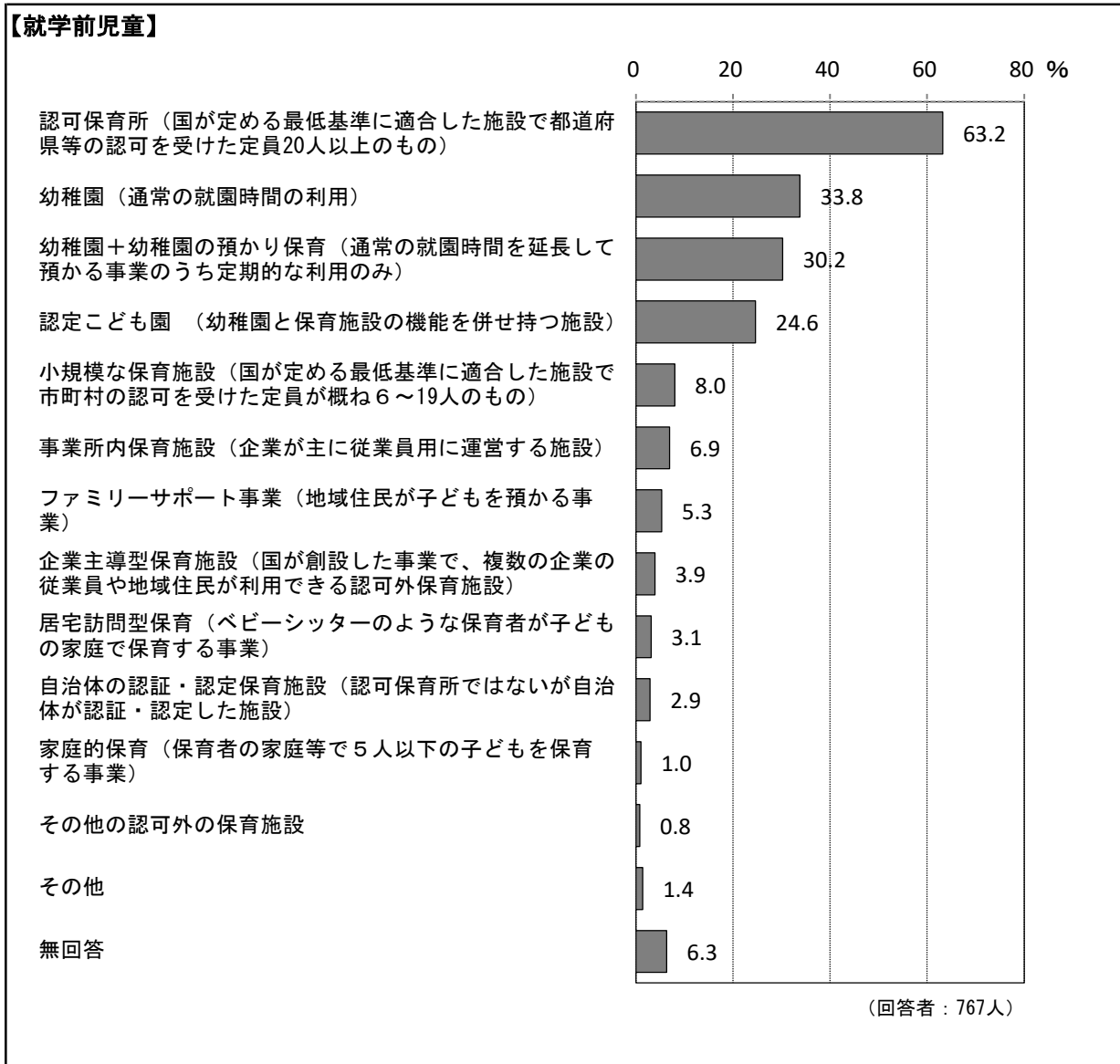
●定期的に利用している事業●



(3) 定期的に利用したい事業

就学前児童に関して、平日に、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認可保育所」（63.2%）が最も多く、次いで「幼稚園」（33.8%）、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」（30.2%）、「認定こども園」（24.6%）の順となっています。

●定期的に利用したい事業●

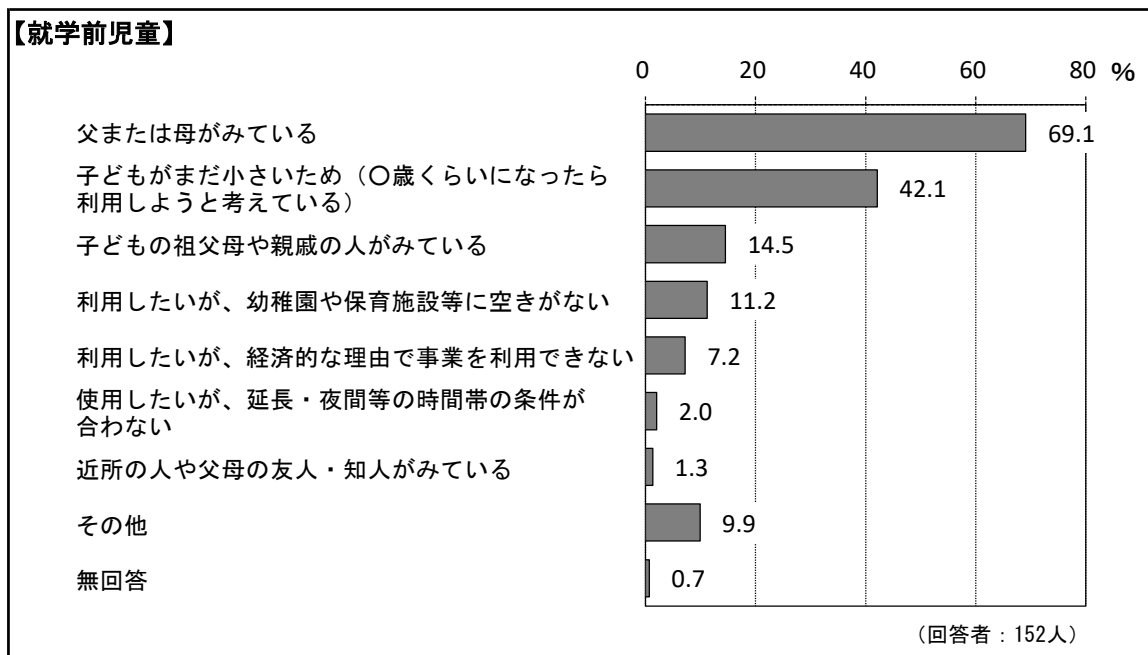


(4) 定期的に幼稚園・保育施設等を利用していない理由

就学前児童に関して、定期的に幼稚園・保育施設等を「利用していない」と回答した 152 人に、利用していない理由を尋ねると、「父または母がみている」(69.1%) が最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため」(42.1%) と、この2つの回答が多数を占めています。

また、「利用したいが、幼稚園や保育施設等に空きがない」(11.2%) 「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」(7.2%) など利用したいのに利用できない状況も見受けられます。

●定期的に幼稚園・保育施設等を利用していない理由●

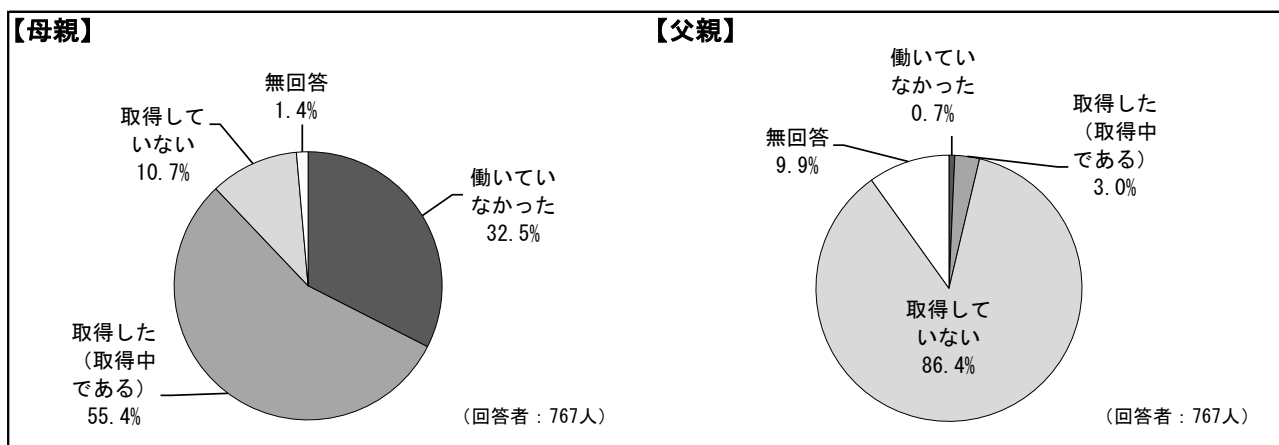


(5) 育児休業制度の取得状況

就学前児童の母親の育児休業の取得状況では、「取得した(取得中である)」(55.4%) が最も多く、次いで「働いていなかった」(32.5%)、「取得していない」(10.7%) の順となっています。

一方、父親の育児休業の取得状況では、「取得した(取得中である)」が 3.0%となっています。

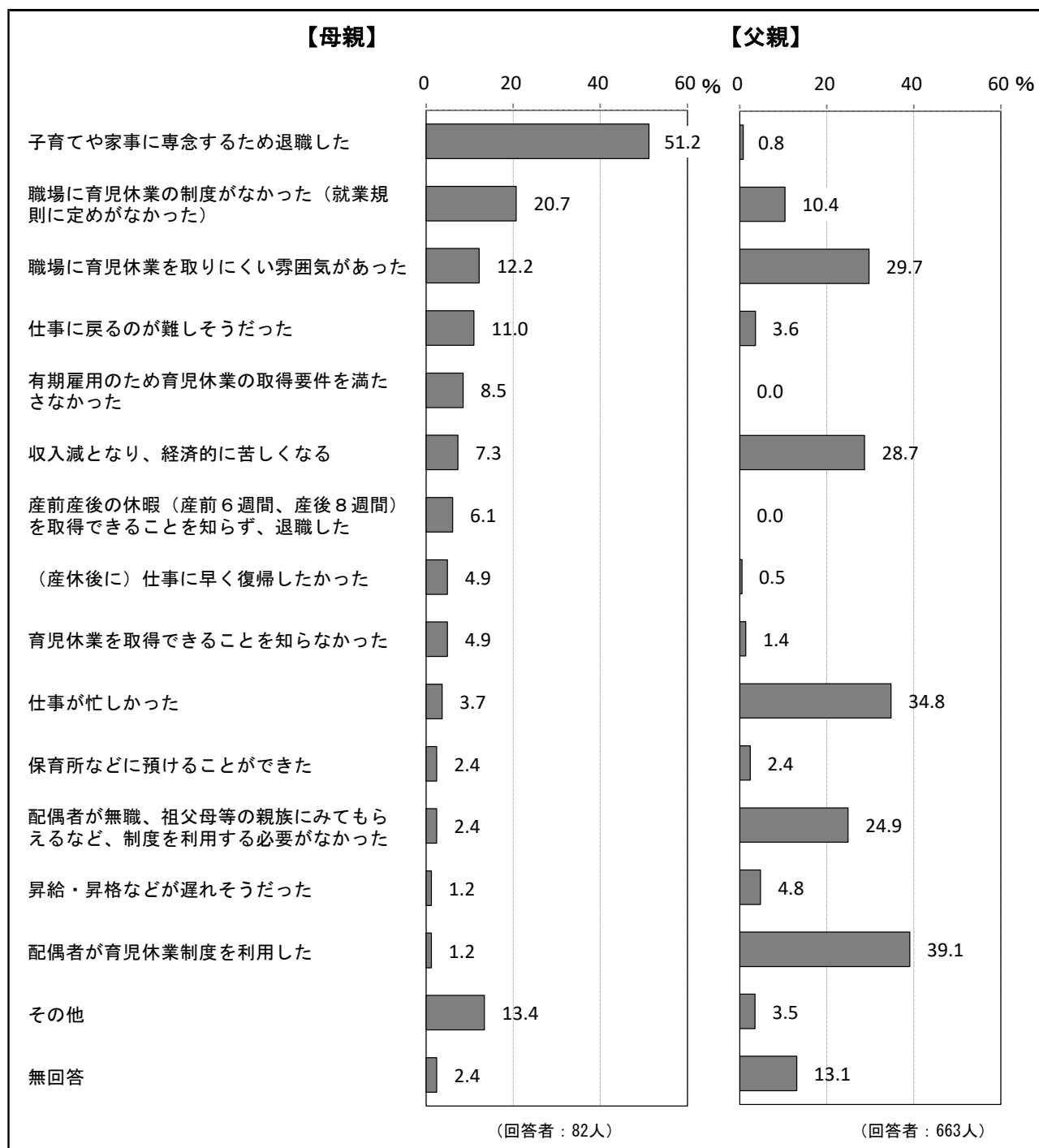
●育児休業制度の取得状況●



(6) 育児休業制度を取得しない理由

就学前児童の母親の育児休業を取得しない理由を尋ねると、「子育てや家事に専念するため退職した」(51.2%)が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(20.7%)と、この2つの回答が多くを占めています。一方、父親の育児休業を取得しない理由を尋ねると、「配偶者が育児休業制度を利用した」(39.1%)、「仕事が忙しかった」(34.8%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(29.7%)が約3割以上の回答となっています。

● 育児休業制度を取得しない理由 ●

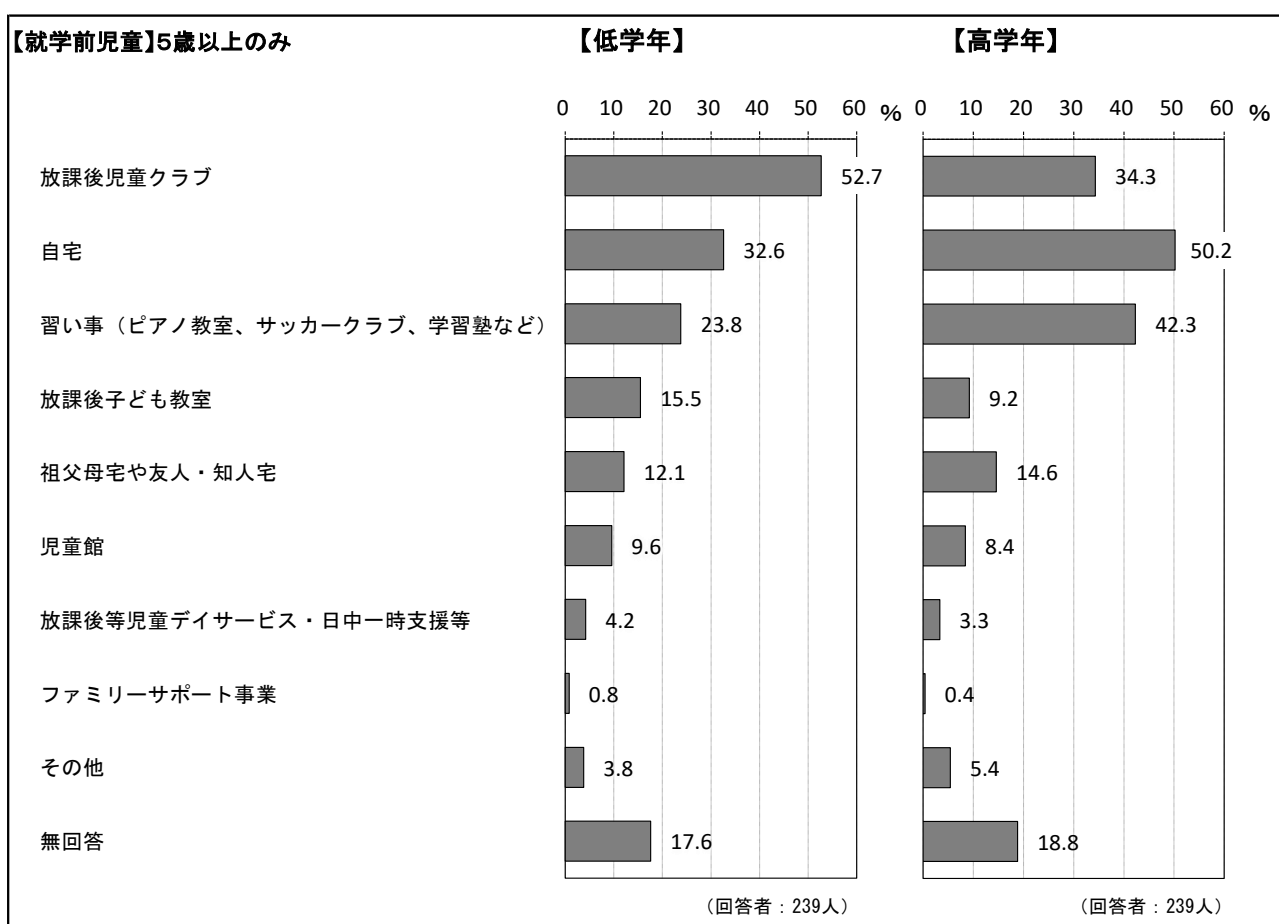


(7)放課後の過ごし方

子どもが5歳以上の 239 人に、小学校低学年の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかでは、「放課後児童クラブ」(52.7%)が最も多く、次いで「自宅」(32.6%)、「習い事」(23.8%)の順となっています。

また、小学校高学年の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかでは、「自宅」(50.2%)が最も多く、次いで「習い事」(42.3%)、「放課後児童クラブ」(34.3%)の順となっています。

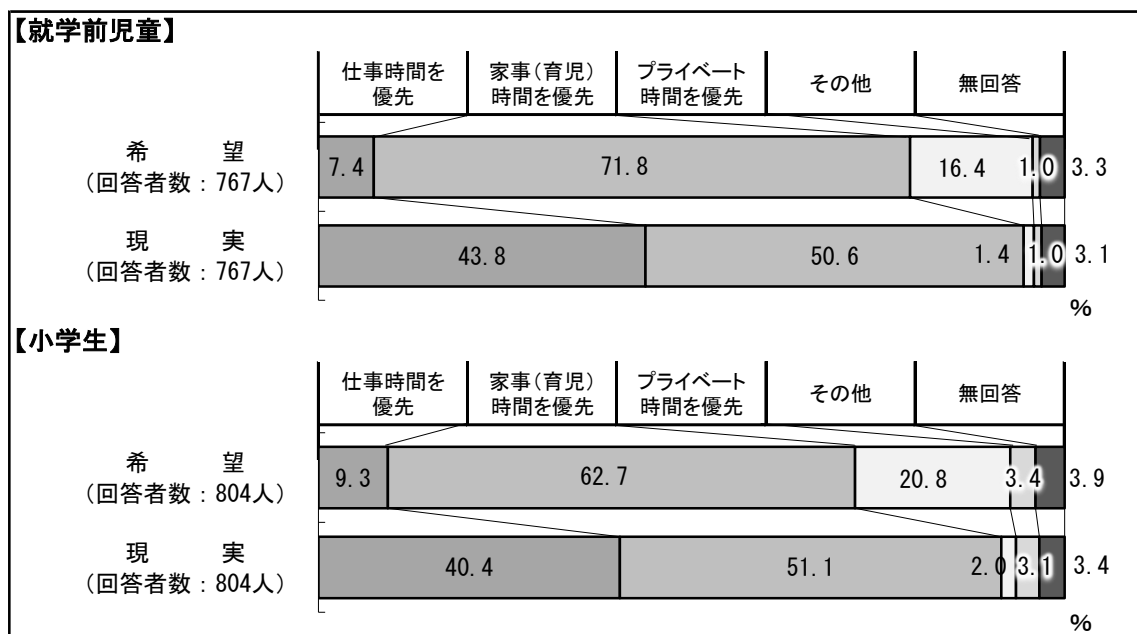
●小学校の放課後の過ごし方●



(8)仕事と子育ての両立

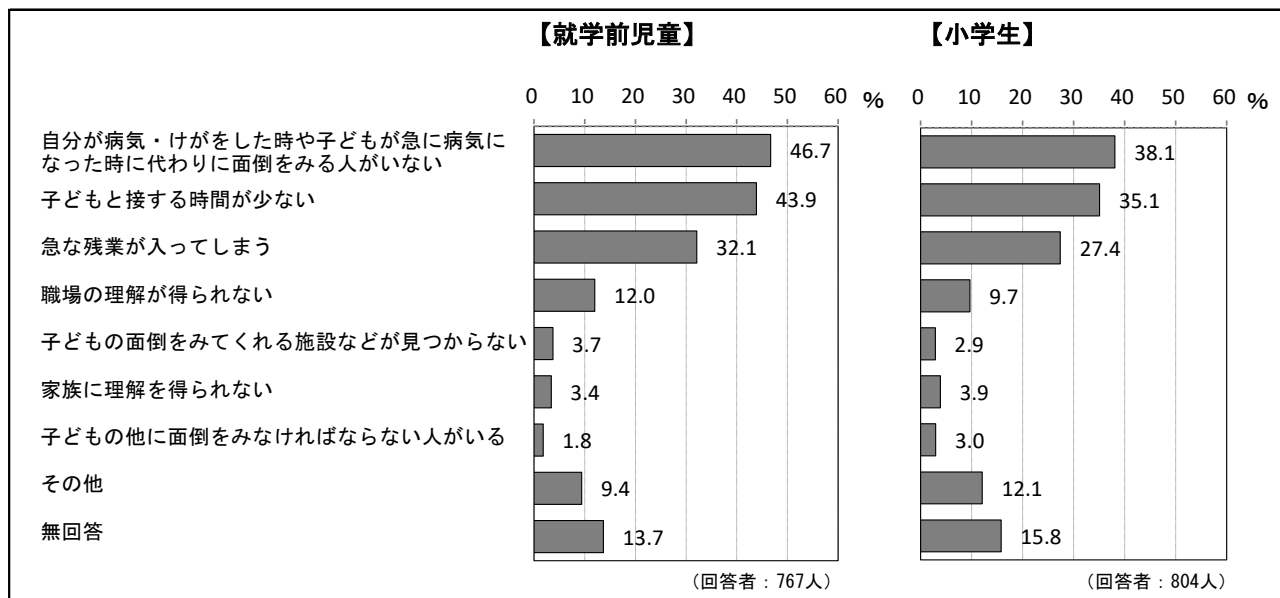
日常生活の時間の使い方の希望については、就学前児童、小学生ともに「家事（育児）時間を優先」を回答した人がそれぞれ6～7割となっていますが、現実には「仕事時間を優先」を回答した人が就学前児童、小学生ともに約4割となっています。

●日常生活での時間配分●



就学前児童において、仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることは、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」（46.7%）が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」（43.9%）、「急な残業が入ってしまう」（32.1%）の順となっています。小学生においてもほぼ同様の結果ですが、就学前児童の場合よりは全般的に低い割合となっています。

●仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じること●

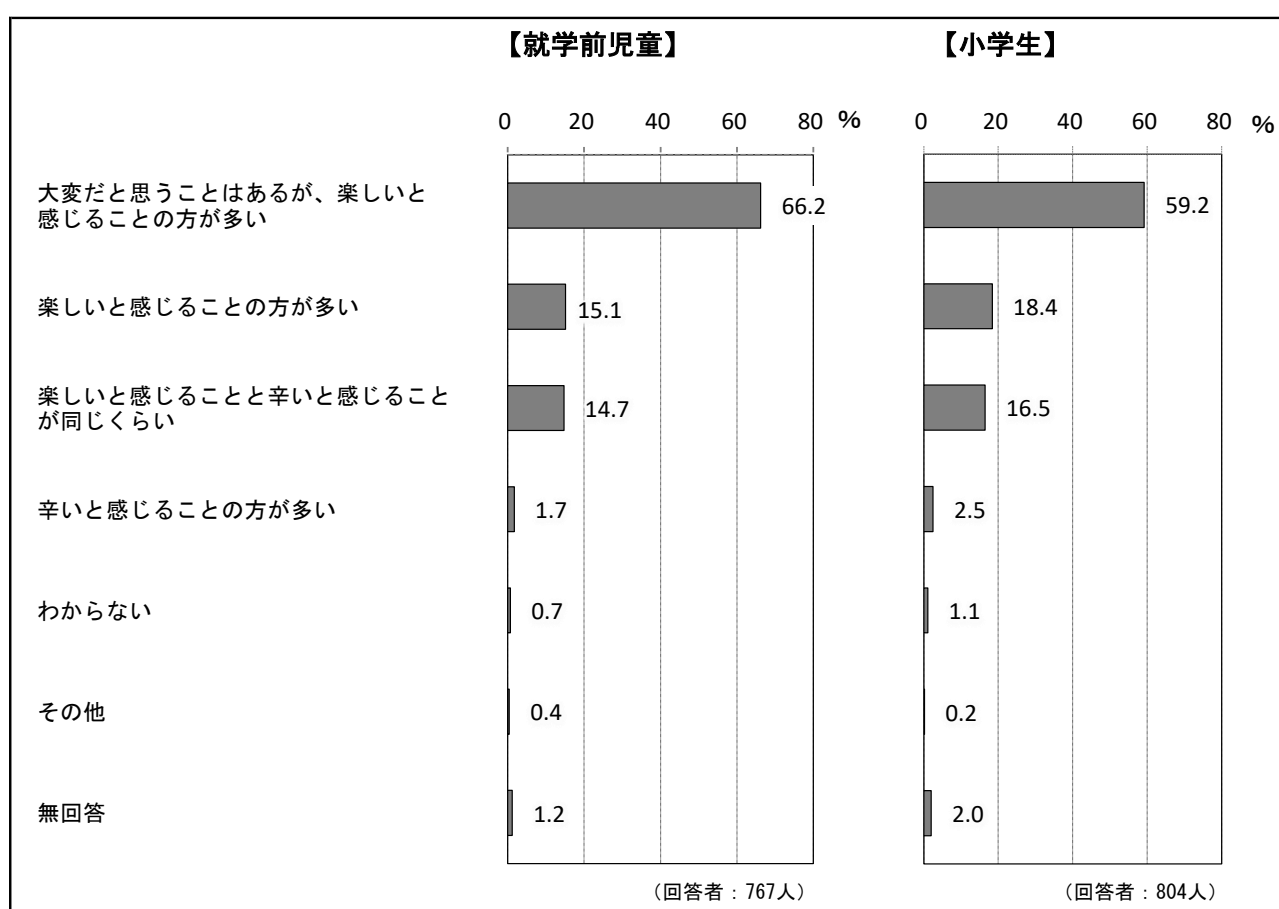


(9)子育てに関して感じること

子育てに関して感じることは、就学前児童では、「大変だと思うことはあるが、楽しいと感じることの方が多い」(66.2%)と「楽しいと感じることの方が多い」(15.1%)を併せると約8割となっていますが、一方で「楽しいと感じることと辛いと感じることと同じくらい」(14.7%)が約1割となっています。

小学生では、「大変だと思うことはあるが、楽しいと感じることの方が多い」(59.2%)と「楽しいと感じることの方が多い」(18.4%)を併せると8割弱となっていますが、一方で「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」(16.5%)が2割弱となっています。

●子育てに関して感じること●

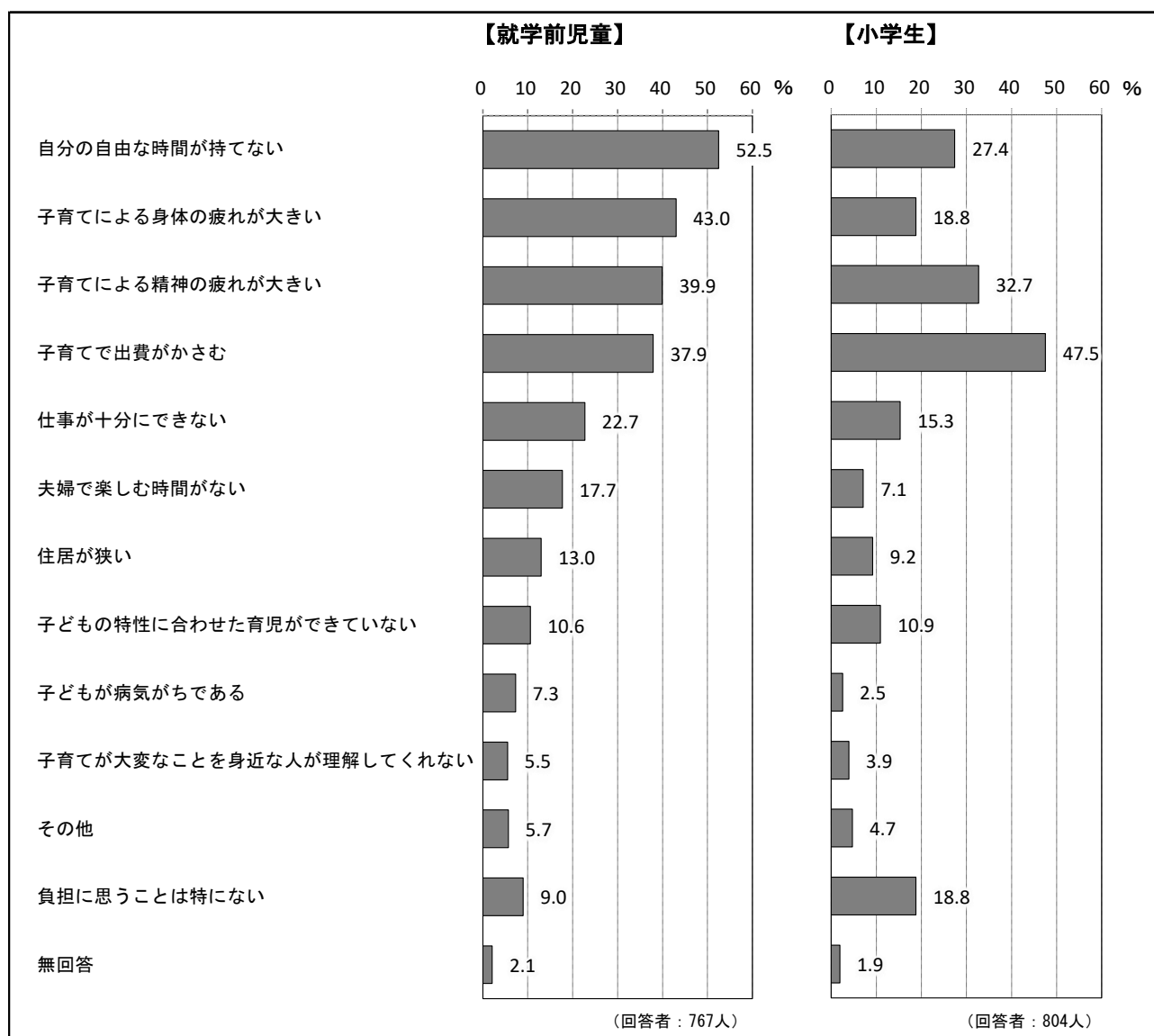


(10)子育てをする上で、負担に思うこと

就学前児童に関して、子育てをする上で負担に思うことは、「自分の自由な時間が持てない」(52.5%) が最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」(43.0%)、「子育てによる精神の疲れが大きい」(39.9%) の順となっています。

小学生に関して、子育てをする上で、特に負担に思うことはどのようなことか尋ねると、「子育てで出費がかさむ」(47.5%) が最も多く、次いで「子育てによる精神の疲れが大きい」(32.7%)、「自分の自由な時間が持てない」(27.4%) の順となっています。

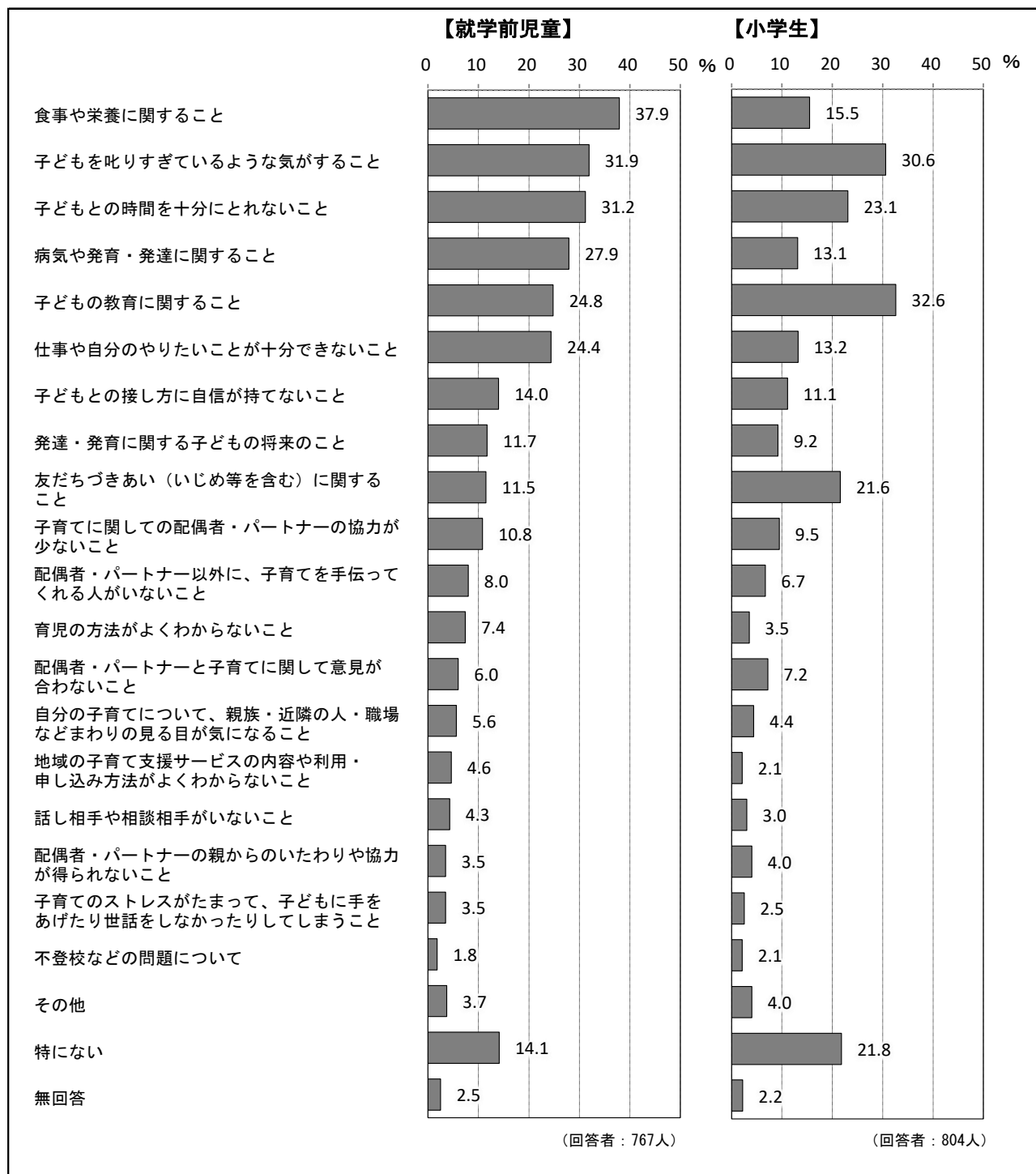
●子育てをする上で、負担に思うこと●



(11)子育てに関する悩み

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることは、就学前児童では「食事や栄養に関すること」(37.9%)が最も多くなっており、小学生では「子どもの教育に関すること」(32.6%)が最も多くなっています。

●子育てに関して悩んでいること●

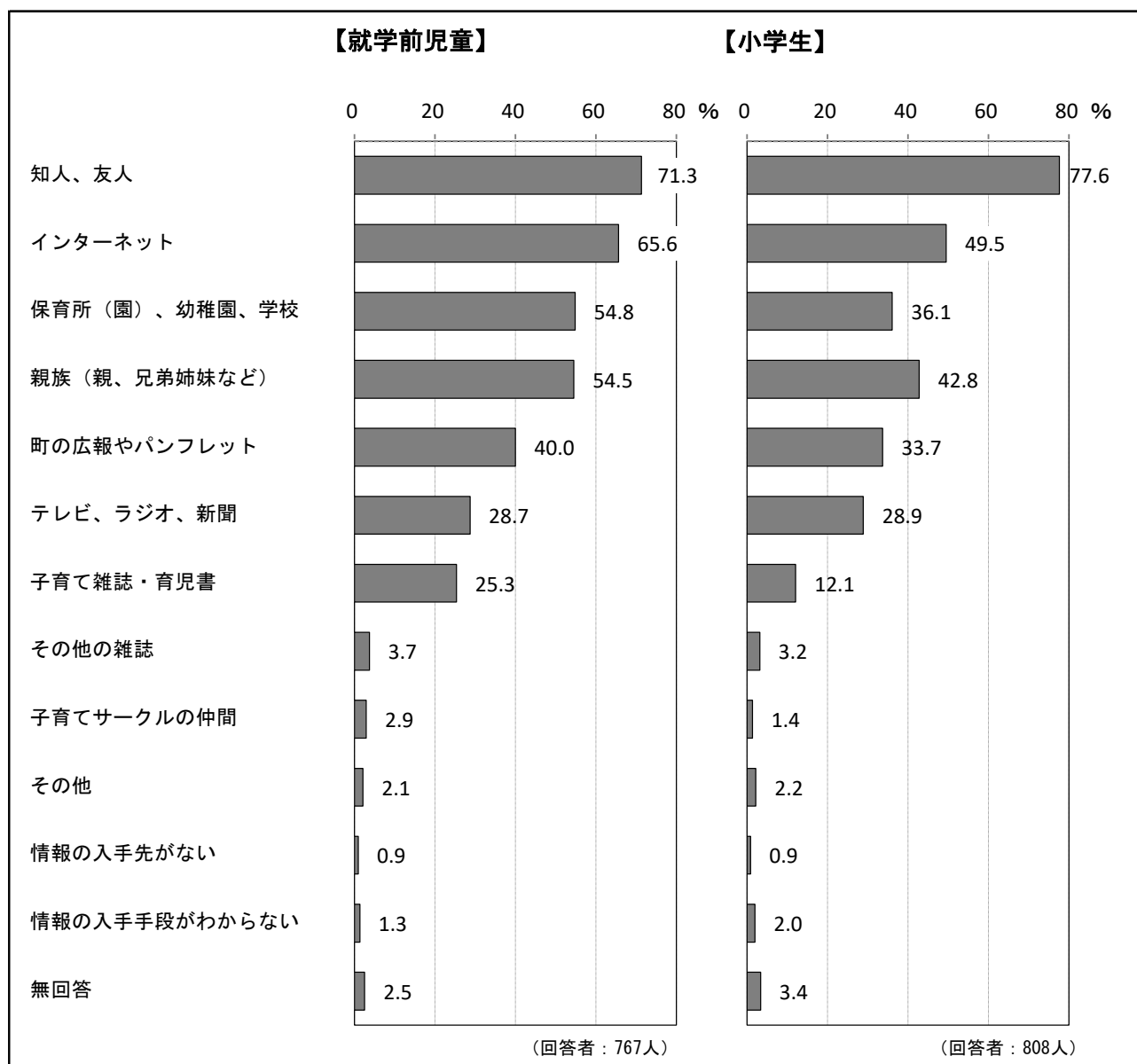


(12)子育てに関する情報の入手方法

子育てに関する情報の入手方法は、就学前児童では「知人・友人」(71.3%)が最も多く、次いで「インターネット」(65.6%)、「保育所(園)、幼稚園、学校」(54.8%)の順となっています。また、「情報の入手先がない」(0.9%)、「情報の入手手段がわからない」(1.3%)は少数となっています。

小学生では、「知人・友人」(77.6%)が最も多く、次いで「インターネット」(49.5%)、「親族(親、兄弟姉妹など)」(42.8%)の順となっています。また、「情報の入手先がない」(0.9%)、「情報の入手手段がわからない」(2.0%)は就学前児童と同様に少数となっています。

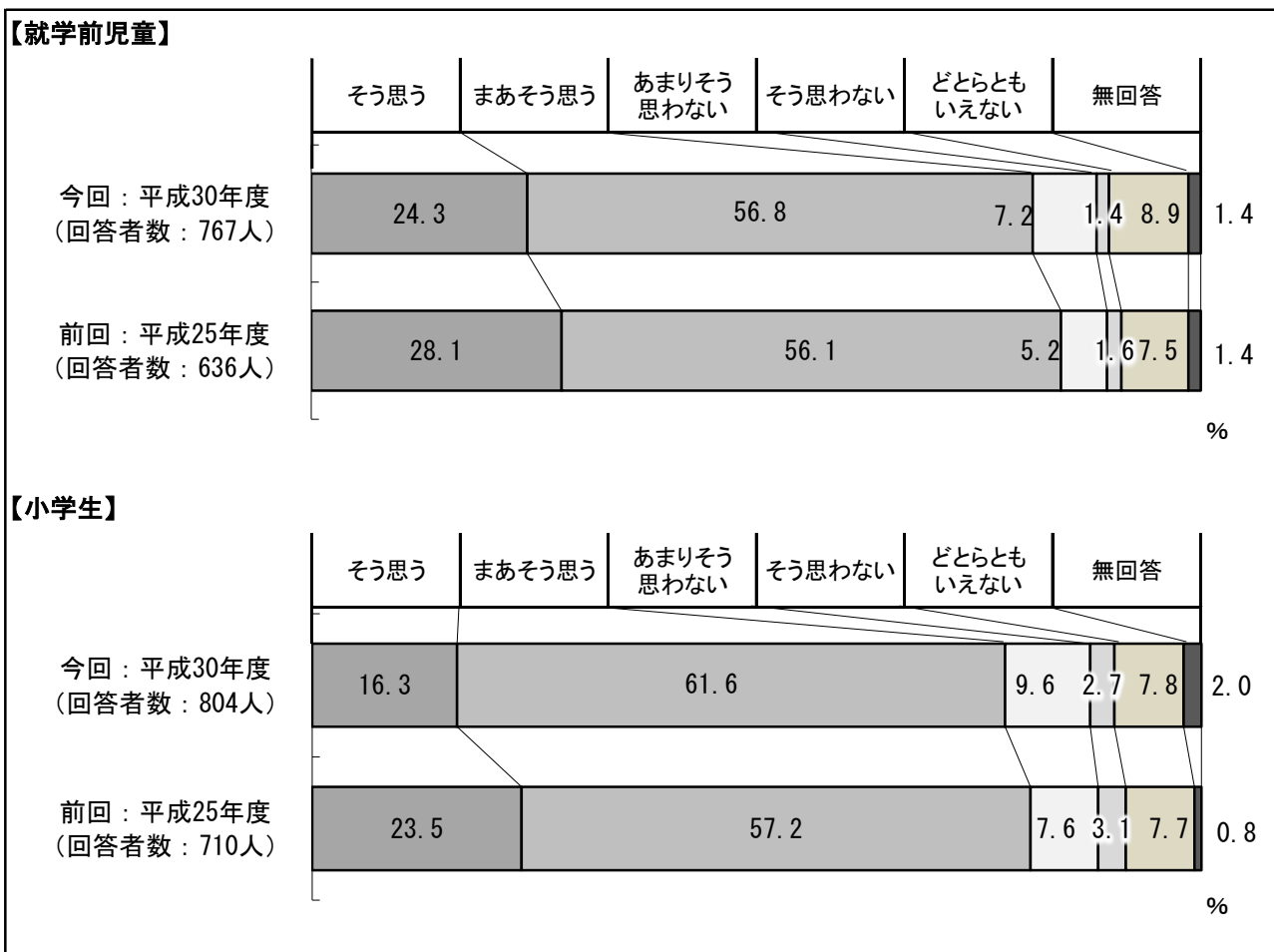
●子育てに関する情報の入手方法●



(13) 利府町の子育てのしやすさの評価

就学前児童において、利府町は、子育てしやすいまちだと思うかは、「まあそう思う」（56.8％）が最も多く、「そう思う」（24.3％）と合わせると、81.1％がそう思うと回答しています。前回と比較すると、「そう思う」、「まあそう思う」の合計は、今回（81.1％）、前回（84.2％）となっており、子育てしやすいまちだと思うという回答が3.1ポイント減少しています。また、小学生においても同様の傾向となっています。

●利府町の子育てのしやすさの評価●



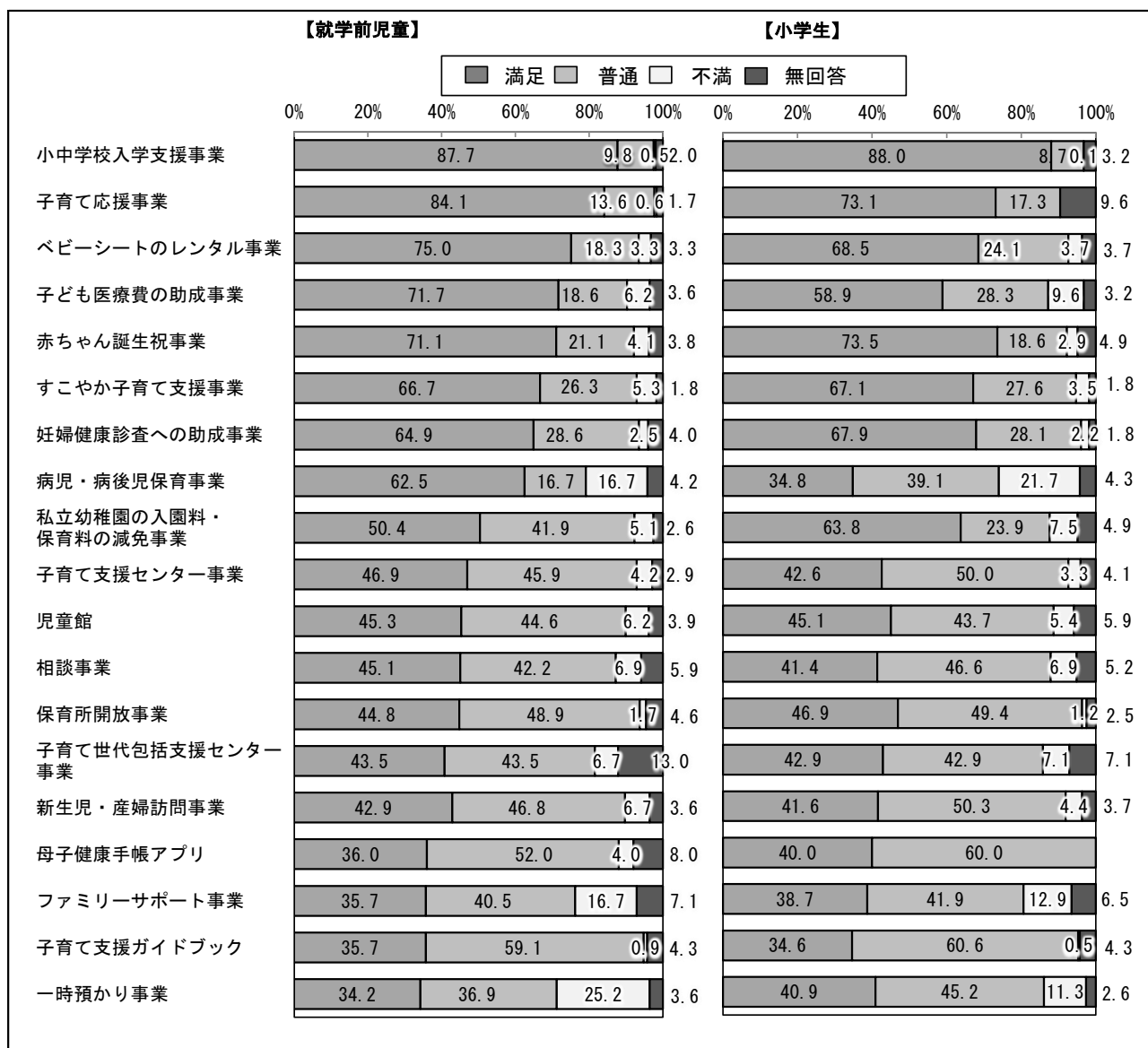
(14) 利府町の子育て支援サービスの満足度

利府町で実施している子育て支援サービスの満足度において、就学前児童では「小中学校入学支援事業」(87.7%)が最も高く、次いで「子育て応援事業」(84.1%)とこの2つの事業の満足度が8割を超えています。一方、最も「不満」の回答が多いのは、「一時預かり事業」(25.2%)となっています。

また、小学生では「小中学校入学支援事業」(88.0%)が最も高く、次いで「赤ちゃん誕生祝事業」(73.5%)、「子育て応援事業」(73.1%)とこれらの回答が7割を超えています。

一方、最も「不満」の回答が多いのは、「病児・病後児保育事業」(21.7%)となっています。

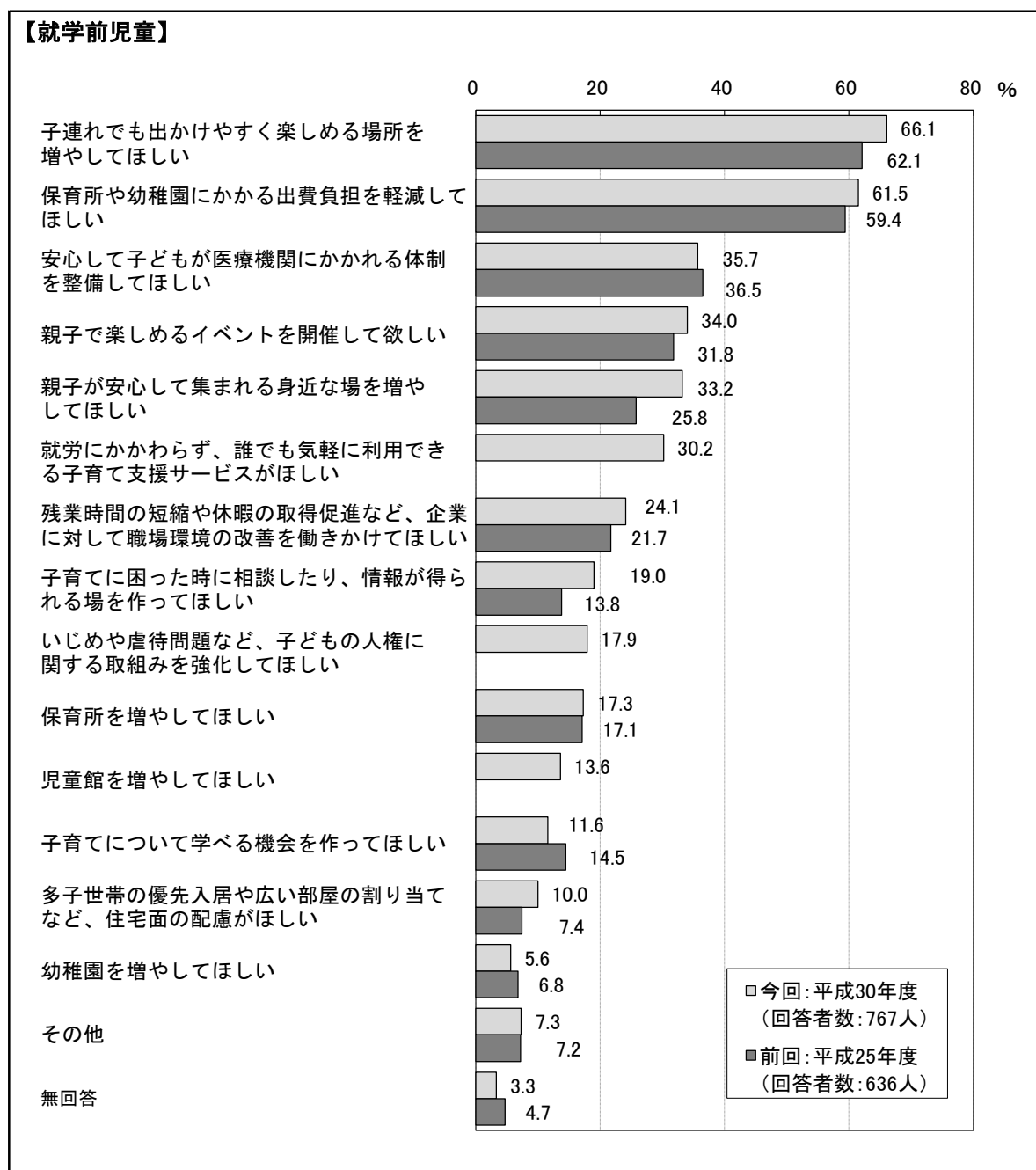
●利府町の子育て支援サービスの満足度●



(15)子育て支援として利府町に期待すること

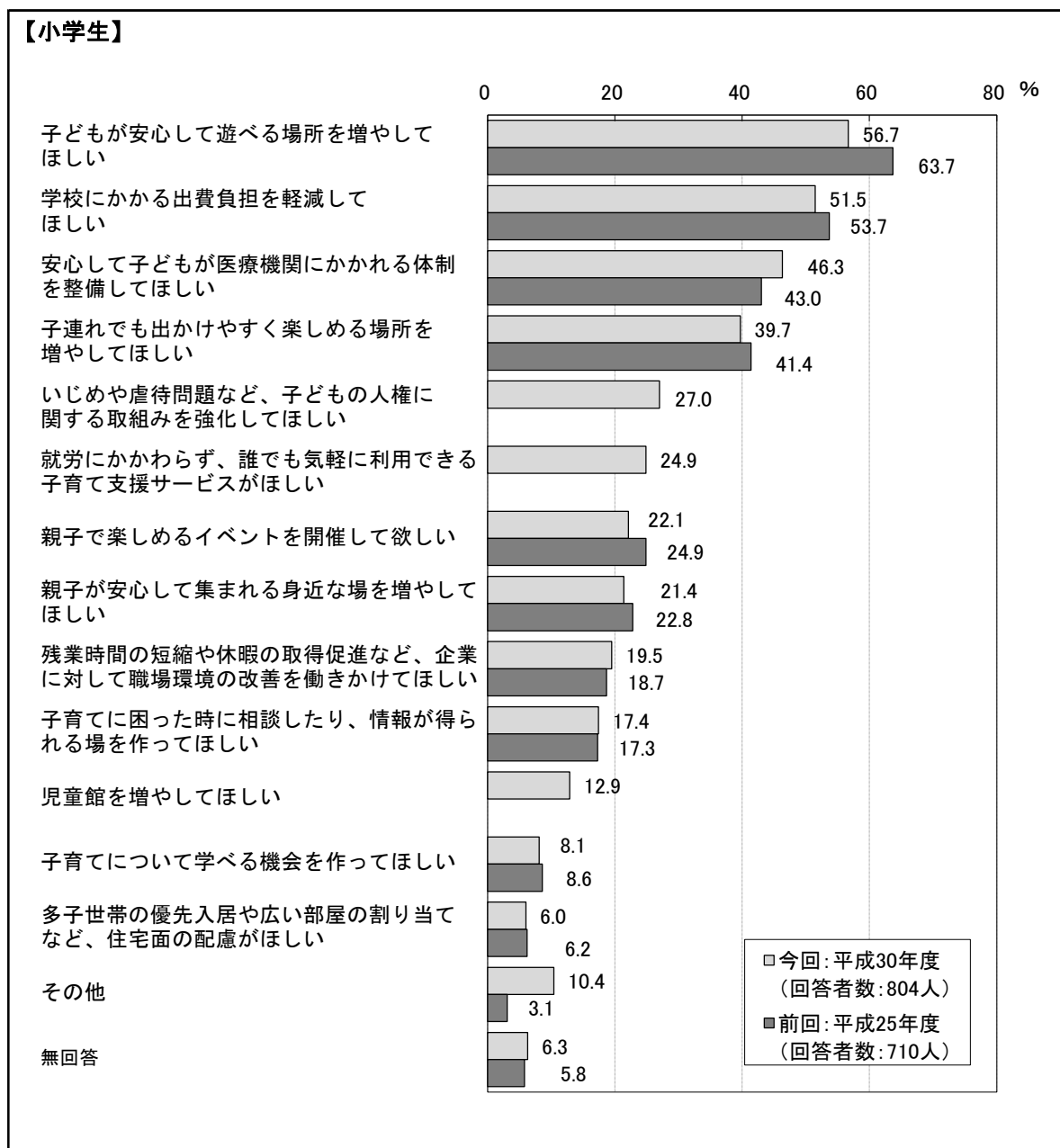
就学前児童において、町に対して、充実して欲しい子育て支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(66.1%)が最も多く、次いで「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」(61.5%)、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」(35.7%)の順となっており、前回と比較すると、ほぼ差異はなく、同様の傾向となっています。

●子育て支援として利府町に期待すること●



小学生において、町に対して、充実して欲しい子育て支援策は、「子どもが安心して遊べる場所を増やしてほしい」(56.7%)が最も多く、次いで「学校にかかる出費負担を軽減してほしい」(51.5%)、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」(46.3%)の順となっており、就学前児童の場合と同様、前回と比較してほぼ差異のない傾向となっています。

●子育て支援として利府町に期待すること●



2 子どもの生活に関する実態調査

■ 調査概要

(1) 調査の目的

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成 28 年 3 月には「宮城県子どもの貧困対策計画」が策定されたことを踏まえ、利府町における子どもの生活の実態の把握と、課題を整理するために調査を行いました。

(2) 調査の対象

調査対象者は、平成 29 年 4 月 1 日時点の利府町住民基本台帳より無作為抽出しました。

(3) 調査の方法及び配布・回収の結果

対象	調査方法	配布数	回収票	回収率
0～18歳未満の児童がいる世帯 (保護者及び小学5年生以上の児童)	郵送による配布・回収	2,000票	877票	43.9%

(4) 調査の実施時期

平成 29 年 6 月 29 日～7 月 31 日

■ 貧困線の設定について

本調査では、世帯全員の1年間（平成28年1月1日～12月31日の期間）の手取り収入の総額（可処分所得）について、世帯人員数別の所得区分（6段階）で回答いただき、それを基に“貧困線未満”と“貧困線以上”に区分し分析を行っております。

貧困線“未満”と“以上”の区分については、国で実施されている「国民生活基礎調査」の基準を基に、利府町の貧困線を設定し、分類1と分類2に該当する回答者を、“貧困線未満”としています。

世帯人員数	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	国の貧困線
2人世帯	85万円未満	～175万円未満	～260万円未満	～345万円未満	～430万円未満	430万円以上	173万円
3人世帯	105万円未満	～210万円未満	～315万円未満	～420万円未満	～525万円未満	525万円以上	211万円
4人世帯	120万円未満	～245万円未満	～365万円未満	～485万円未満	～605万円未満	605万円以上	244万円
5人世帯	135万円未満	～275万円未満	～410万円未満	～545万円未満	～680万円未満	680万円以上	273万円
6人世帯	150万円未満	～300万円未満	～450万円未満	～600万円未満	～750万円未満	750万円以上	299万円
7人世帯	160万円未満	～325万円未満	～485万円未満	～645万円未満	～805万円未満	805万円以上	323万円
8人世帯	175万円未満	～345万円未満	～520万円未満	～695万円未満	～870万円未満	870万円以上	345万円
9人以上世帯	185万円未満	～365万円未満	～550万円未満	～735万円未満	～920万円未満	920万円以上	366万円

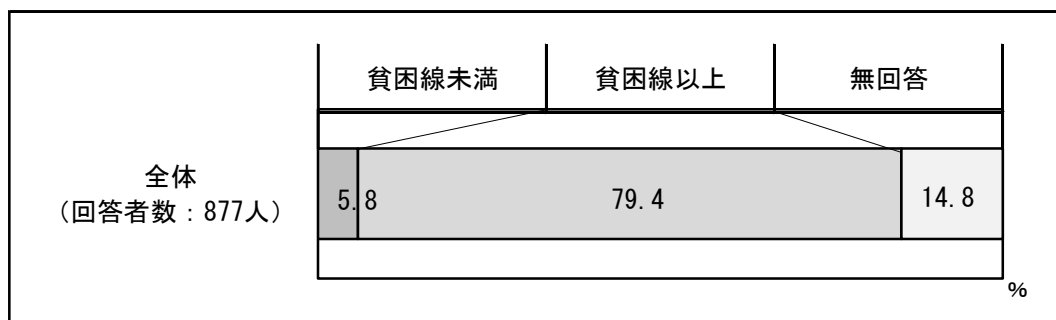
“貧困線未満”と判定

■ 調査結果

(1) 利府町における貧困線の判定結果

今回の調査では、利府町の“貧困線未満”は5.8%となっています。

● 貧困線未満判定 ●



※平成27年の「国民生活基礎調査」による、全国の子どもの貧困率は13.9%となっていますが、国とは調査方法等が異なることから、本調査での貧困線と国における子どもの貧困率とを単純に比較することはできません。

※子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線未満に属する子どもの割合のこと。

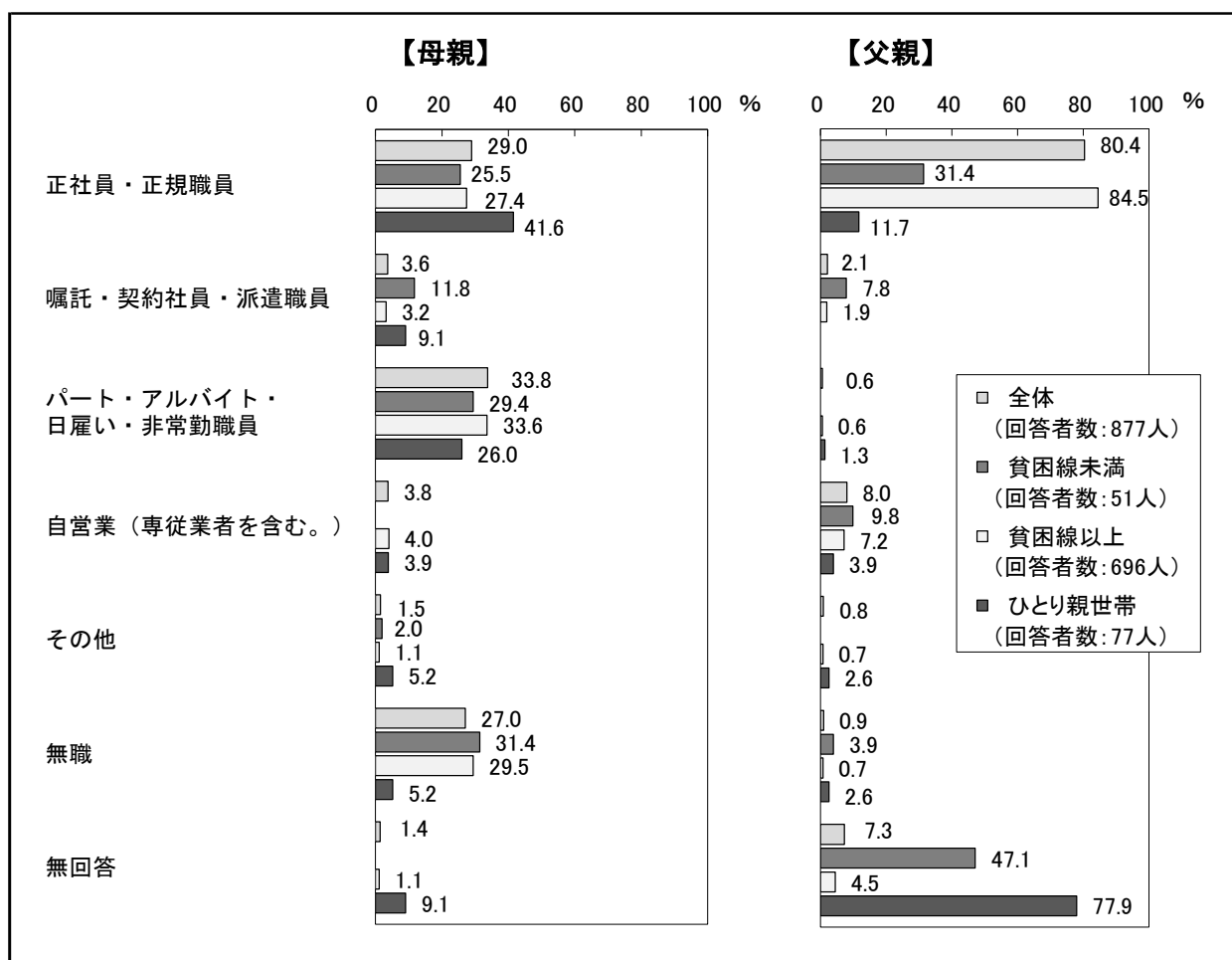
(2) 父母の就労状況

父親の就業形態は、「正社員・正規職員」が80.4%となっています。一方、「貧困線未満」では31.4%、「ひとり親世帯」では11.7%と低くなっています。

母親の就業形態は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」(33.8%) が最も多く、次いで「正社員・正規職員」(29.0%) と正社員等よりも、パート等の割合の方がやや高くなっています。

貧困線の判定別にみると、母親の就業形態に大きな差はないが、「貧困線未満」では「嘱託・契約社員・派遣職員・パート・アルバイト」の回答の割合が11.8%と、やや高くなっています。

●父母の就労状況●

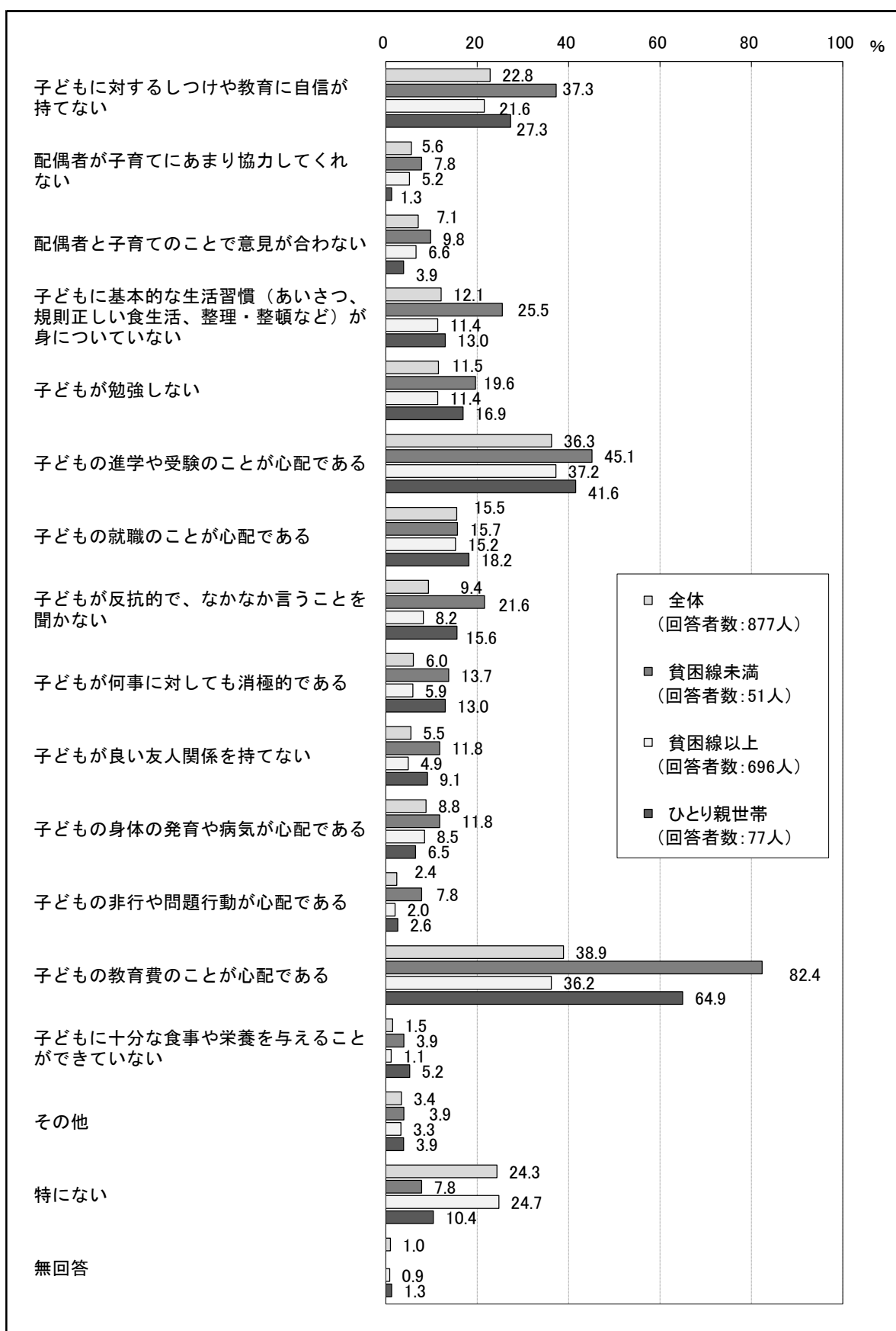


(3) 子どものことで悩んでいること

子どものことで悩んでいることについては、「子どもの教育費のことが心配である」(38.9%)、「子どもの進学や受験のことが心配である」(36.3%) への回答が3割を超えています。

貧困線の判定別にみると、「貧困線未満」では、「子どもの教育費のことが心配である」(82.4%) が「貧困線以上」よりも高い割合となっています。ひとり親世帯でも「子どもの教育費のことが心配である」(64.9%) が高くなっています。

●子どものことで悩んでいること●



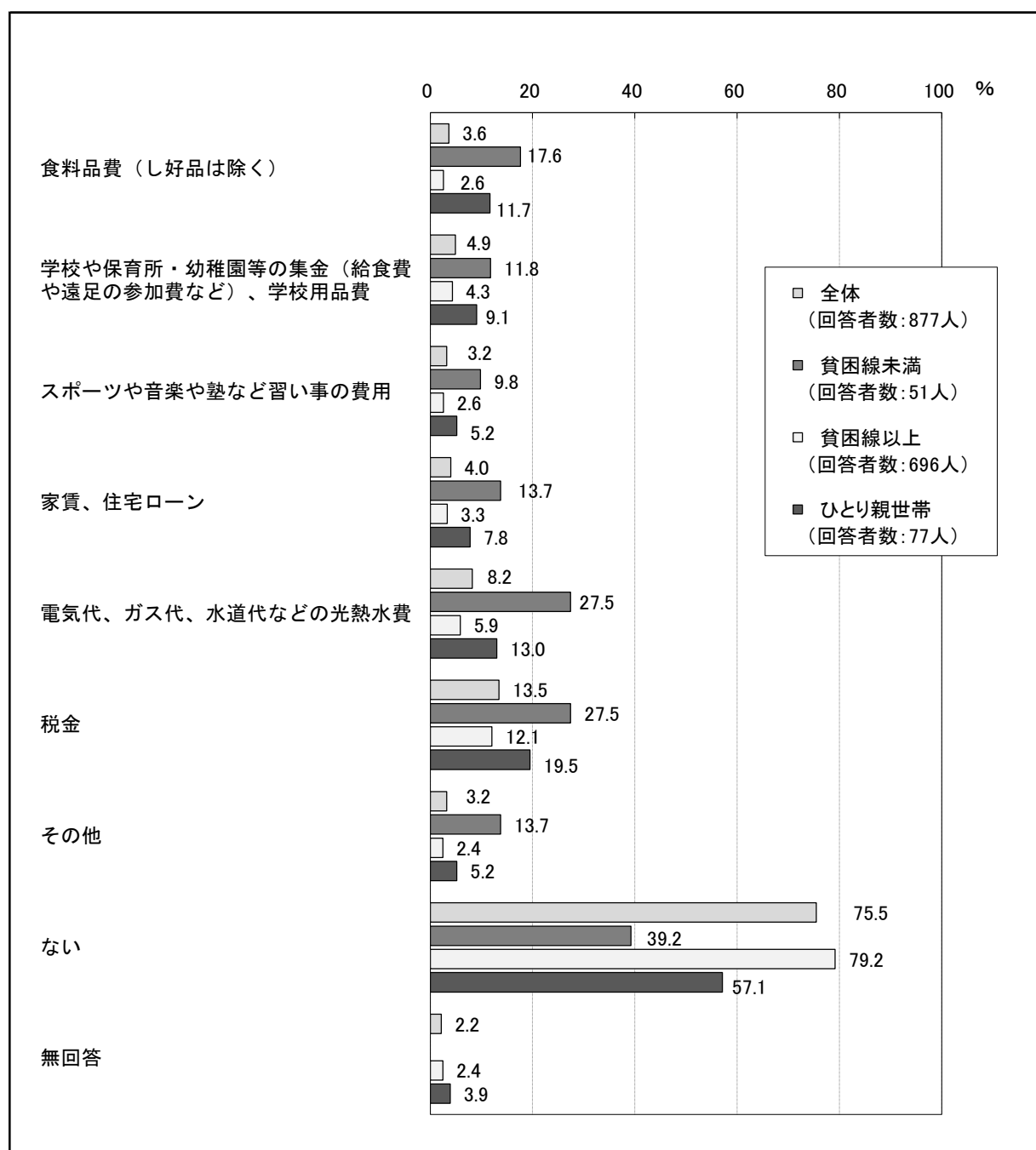
(4) 経済的に困った経験

経済的に困った経験については、約8割が「ない」と回答しています。困ったこととしては「税金」(13.5%)、「電気代、ガス代、水道代などの光熱水費」(8.2%) などとなっています。

貧困線の判定別にみると、“貧困線未満”では「ない」という回答は39.2%にとどまり、全般的に困ったという回答の割合が“貧困線以上”よりも高くなっています。

また、“貧困線未満”では、「電気代、ガス代、水道代などの光熱水費」(27.5%)、「税金」(27.5%)のそれぞれが約3割となっています。“ひとり親世帯”では「税金」(19.5%)が全体よりも割合がやや高くなっています。

●経済的に困った経験●

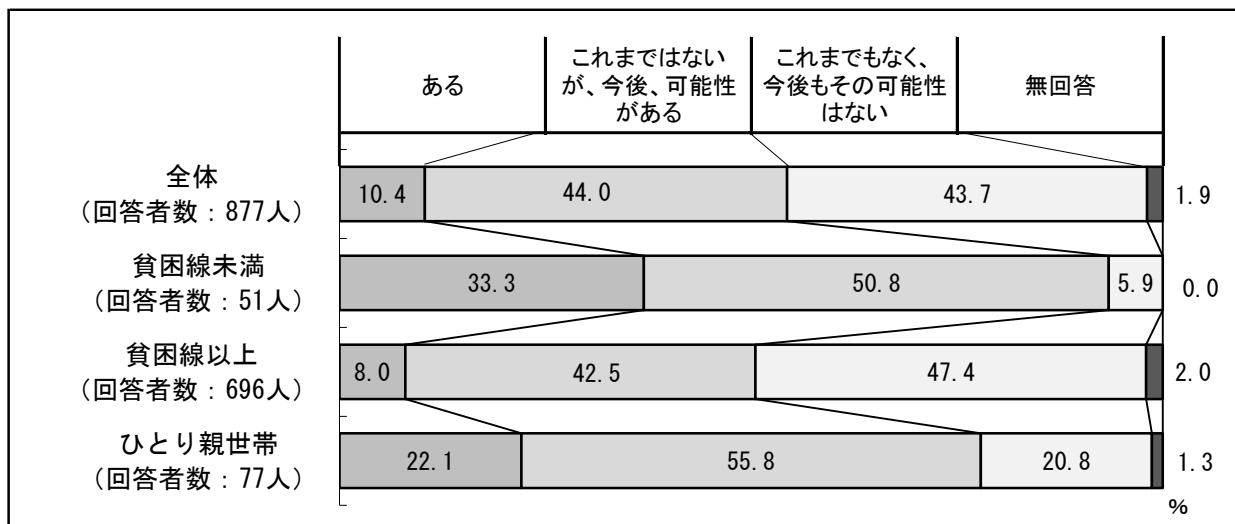


(5) 経済的理由による進学・就学の断念

経済的な理由によって、子どもの進学や就学を断念（中退）したこと、または今後断念するかもしれない可能性について聞くと、「ある」（10.4%）、「これまではないが、今後、可能性がある」（44.0%）となっています。

貧困線の判定別にみると、“貧困線未満”では「ある」（33.3%）が“貧困線以上”よりも割合が高く、“ひとり親世帯”でも「ある」（22.1%）が全体よりも高い割合となっています。

●経済的理由による進学・就学の断念●

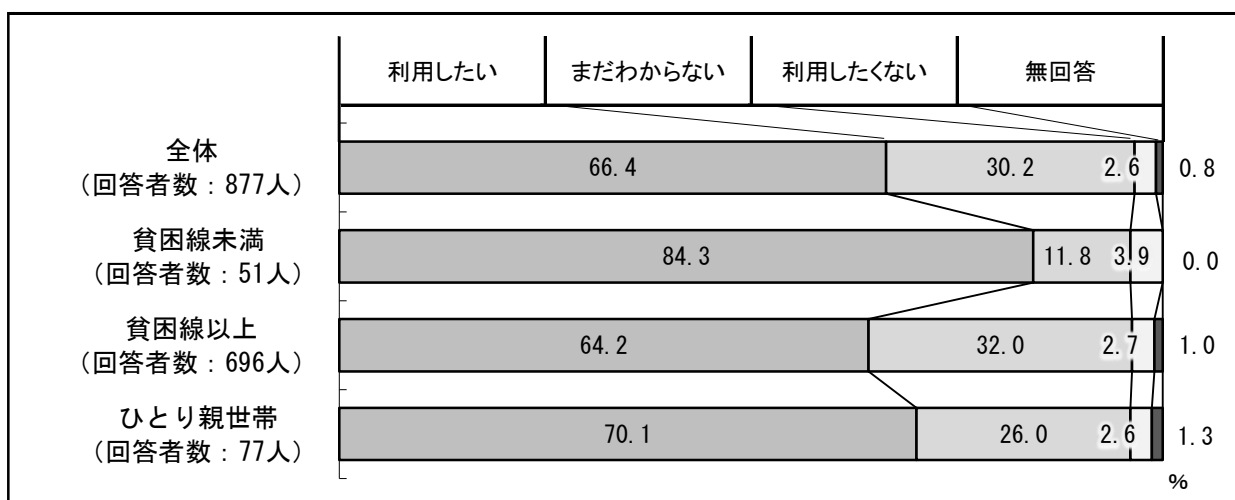


(6) 無料の学習支援制度の利用意向

無料の学習支援制度の利用意向は、「利用したい」が66.4%となっています。

貧困線の判定別にみると、“貧困線未満”では「利用したい」（84.3%）が“貧困線以上”よりも高い割合となっています。“ひとり親世帯”でも、「利用したい」（70.1%）が高くなっています。

●無料の学習支援制度の利用意向●

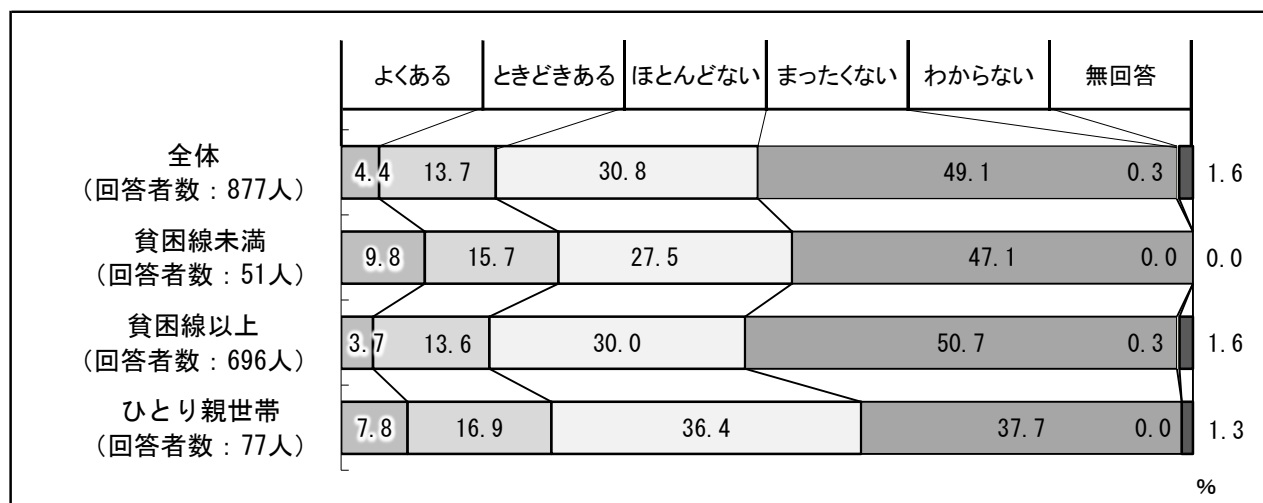


(7)子どもの孤食の状況

子ども一人で食事をする頻度は、「まったくない」(49.1%)、「ほとんどない」(30.8%)と、回答の8割が子どもだけで食事することはないとしています。

“貧困線未満”では「よくある」(9.8%)、「ときどきある」(15.7%)と、子どもだけで食事することがあるという回答が2割以上を占めており、“ひとり親世帯”でも、「よくある」(7.8%)、「ときどきある」(16.9%)と子どもだけで食事することがあるという回答が2割を超えています。

●子どもの孤食の状況●

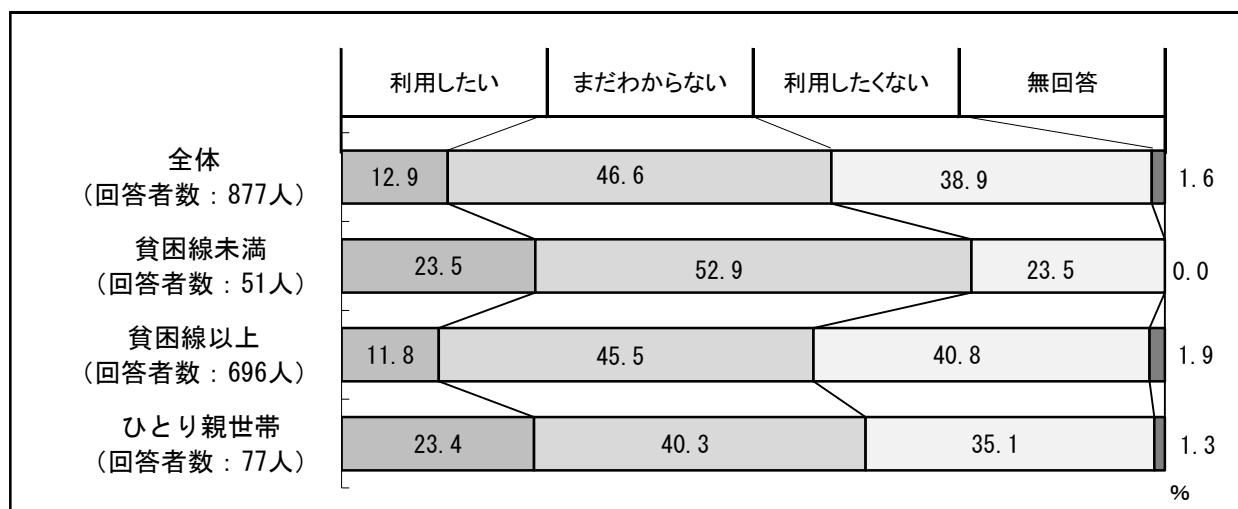


(8)子ども食堂の利用意向

「子ども食堂」の利用意向は、「まだわからない」と言う割合が多くなっていますが、全体でも12.9%が「利用したい」と回答しています。

貧困線の判定別にみると、“貧困線未満”では「利用したい」(23.5%)が“貧困線以上”の倍程度の割合となっています。

●子ども食堂の利用意向●

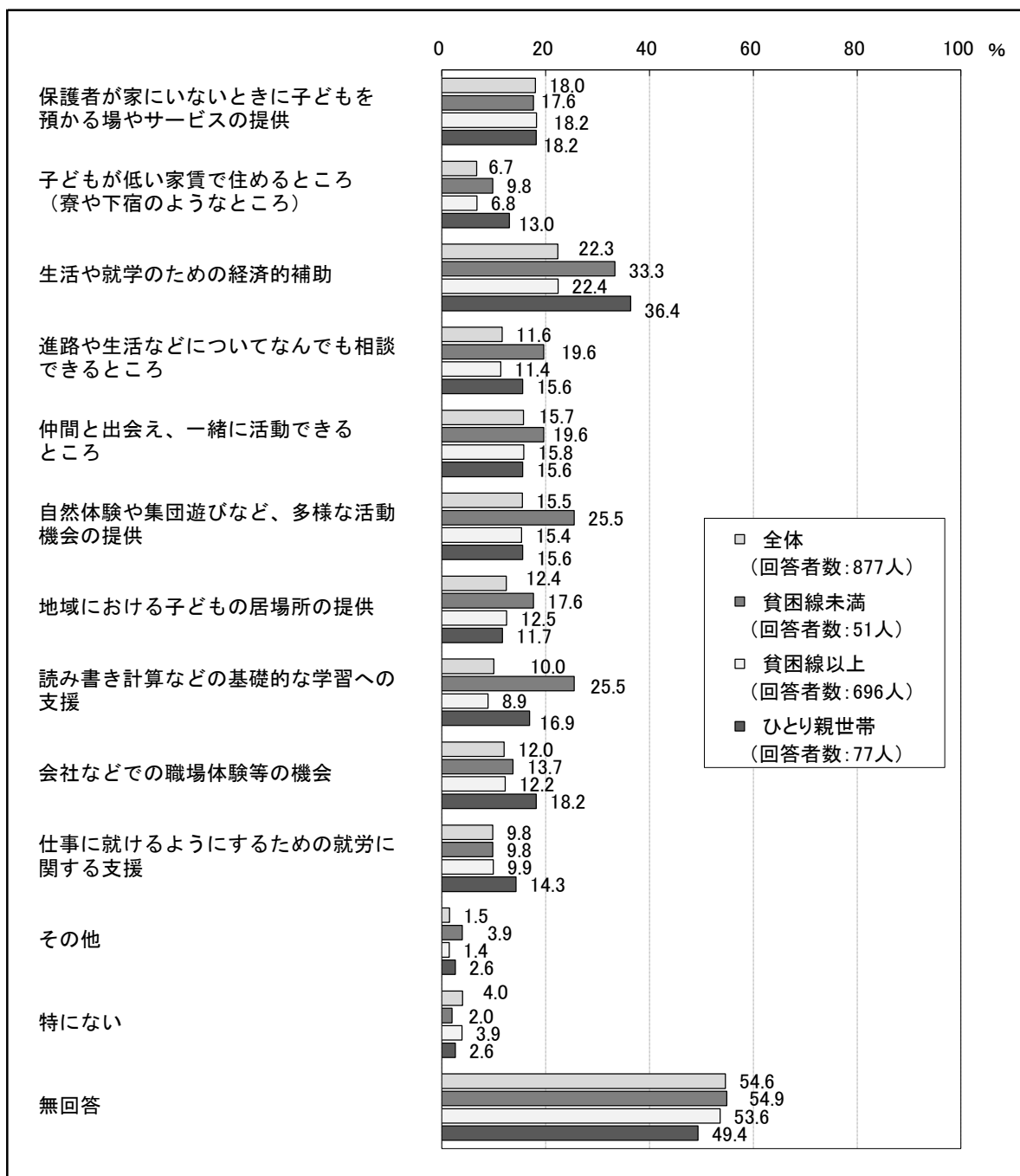


(9) 今後、子どものために必要な支援

今後、子どものために必要な支援としては、「生活や就学のための経済的補助」が22.3%、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」(18.0%)などが多くあげられています。

貧困線の判定別にみると“貧困線未満”の方が“貧困線以上”よりも多くの支援を必要としており、特に「生活や就学のための経済的補助」(33.3%)「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」(25.5%)「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」(25.5%)で高くなっています。

●今後、子どものために必要な支援●



第3章 前期計画の進捗状況

第1期利府町子ども・子育て支援事業計画では「子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念に、「子どもの権利の尊重」「子どもの良質な教育・保育環境の整備」「地域の子育て支援力の強化」「子ども子育て家庭への支援」「仕事と子育ての両立支援」を基本目標とした、子育て支援に関する各種施策等の取り組みを進めてきました。

第1節 前期計画における基本目標ごとの取り組み状況

1 基本目標ごとの取り組み状況

基本目標1 子どもの権利の尊重

- ・利府町で制定している「子ども憲章」の具現化を目指し、子ども自身が主体性を持って心豊かに育ち、地域全体で子どもの権利を尊重していけるまちづくりを推進しました。
- ・児童虐待防止対策については、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を行う体制を構築し、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に取り組むとともに、関係機関の連携を強化し、社会全体で子どもを守る体制づくりを行いました。

【主な取り組み】

(1) 子どもの権利の尊重 [教育総務課・生涯学習課・保健福祉課・子ども支援課]

- 心のケアハウス事業(新規)
- いじめ問題対策協議会の設置(新規)
- 教育相談専門員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの設置事業
- 志教育事業
- 子どもの人権に関する啓発事業

(2) 児童虐待の防止対策の充実 [教育総務課・子ども支援課・保健福祉課]

- 子育て相談事業(拡充)
- 家庭児童相談事業
- 子育て世代包括支援センター事業(新規)
- スクールソーシャルワーカー配置事業

基本目標2 子どもの良質な教育・保育環境の整備

- ・待機児童解消のため、認可保育所、家庭的保育事業等の整備による受け入れ拡大のほか、多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図りました。
- ・児童クラブの施設整備やサテライトの開所による受け入れ拡大など、放課後の居場所の充実・拡大を図りました。
- ・子どもの心と体の発達を促すため、食育の促進とともに、子どもや保護者への学習の機会を充実させました。また、思春期の健康問題について、相談事業の充実や正しい知識の啓発に努めました。
- ・地域全体で子どもの安心安全を守るための環境の整備や学習の機会の充実を図りました。

【主な取り組み】

(1)教育・保育環境の充実 [教育総務課・生涯学習課・子ども支援課]

- | | |
|---------------|----------------------|
| ○認可保育所整備事業 | ○家庭的保育事業等の普及啓発事業(拡充) |
| ○認定子ども園普及促進 | ○学校教育専門員設置事業 |
| ○産休明け保育事業(新規) | ○郷土ふれあい学習会事業 |
| ○延長保育事業(拡充) | |

(2)幼児期の教育と小学校教育との連携・接続 [生涯学習課・子ども支援課・教育総務課]

- | |
|---------------------------|
| ○放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)(拡充) |
| ○志教育事業 |

(3)こころと体の健康づくり [教育総務課・保健福祉課・子ども支援課]

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ○利府町自殺対策計画の策定(新規) | ○学校給食における食育の推進 |
| ○栄養相談事業 | ○思春期のこころの問題に対する相談体制の充実 |
| ○保育所における食育の推進 | |

(4)子どもの安心・安全の確保

[教育総務課・生涯学習課・生活安全課・政策課・都市整備課・子ども支援課]

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ○小中学校等施設整備事業(新規・拡充) | ○町民バス運行事業 |
| ○交通安全施設整備事業 | ○ブロック塀等除去等助成事業 |
| ○交通安全教室の開催 | ○「子ども110番の家」事業 |
| ○町内小中学校環境整備事業(拡充) | ○安心・安全情報システム(れんらっこ事業) |

基本目標3 地域の子育て支援力の強化

- ・地域全体で子育て家庭を支援するため、子育て広場の拡充や子育てボランティアの育成、家庭教育の機会を設けるなど、家庭・地域の子育て力の向上を図りました。
- ・次代の親になる子どもたちに、乳幼児と触れ合う機会の提供や人権の大切さを学ぶ機会を提供しました。
- ・地域における子どもの健全育成のため、子どもの自主性、社会性を育むイベントの開催や子どもの居場所づくりを充実させました。

【主な取組み】

(1) 地域における子育て支援サービスの充実 [子ども支援課・保健福祉課]

- 地域子育て支援拠点事業(拡充)
- ファミリーサポートセンター事業
- 子育て相談事業

(2) 子育て支援のネットワークづくり [子ども支援課]

- 子育て支援ボランティア養成講座
- 子育て支援ガイドブック作成事業

(3) 次代の親の育成 [教育総務課・生涯学習課・子ども支援課]

- 学校・地域保健連携推進事業
- いのちの大切さに関する学習機会の推進
- ボランティア活動への参加促進

(4) 家庭・地域の教育力の向上 [生涯学習課・子ども支援課]

- 家庭教育学級事業(拡充)
- 児童虐待防止推進講演会事業

(5) 地域における子どもの健全育成 [生涯学習課・子ども支援課・産業振興課]

- 児童クラブ整備事業(拡充)
- 放課後子ども教室(新規)
- 自然体験事業
- 青少年健全育成事業の推進及び団体の育成

基本目標4 子ども子育て家庭への支援

- ・支援が必要な家庭に対し、教育の支援、経済支援、相談支援等の充実を図りました。
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築と母子保健事業の充実に努めました。
- ・子育て家庭の経済的負担を軽減するため、教育、保育、医療、健康など様々な面から経済支援を行いました。

【主な取り組み】

(1)ひとり親家庭等の自立支援の推進

〔教育総務課・都市整備課・町民課・子ども支援課・保健福祉課〕

- 小中学校就学援助費事業(拡充)
- 児童扶養手当給付事業
- 子育て相談事業

(2)子どもや母親の健康の確保 〔保健福祉課・子ども支援課〕

- 特定不妊治療費助成事業(新規)
- 母子手帳交付及び妊婦面接事業(拡大)
- 子育て世代包括支援センター事業(新規)
- 母子手帳アプリ導入事業(新規)
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 歯科強化事業

(3)子育て家庭への経済支援 〔子ども支援課・町民課・教育総務課・保健福祉課〕

- すこやか子育て支援事業
- 保育所利府産米100%導入事業補助
- 子ども医療費助成事業
- 小中学校就学援助費事業
- 病児・病後児保育費用の助成
- 妊婦健康診査・乳児一般健康診査への助成事業

(4)障がい児施策の充実 〔教育総務課・生涯学習課・保健福祉課・子ども支援課・町民課〕

- ことばの教室事業
- 放課後等デイサービス事業(拡充)
- 乳幼児発達相談支援事業(拡充)
- ノーマライゼーションの普及啓発
- 特別児童扶養手当給付事業

基本目標5 仕事と子育ての両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識改革を含めた働き方の見直しのための啓発事業等に取り組むとともに、女性の多様な働き方に対応できる保育サービスの充実に努めました。

【主な取組み】

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

[産業振興課・保健福祉課・政策課・子ども支援課・生涯学習課]

- 企業への情報提供
- プレパパ・プレママひろば事業
- お父さん講座
- 男女共同参画の啓発促進
- 家庭教育学級事業

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 [政策課・産業振興課・子ども支援課]

- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発促進
- 認可保育所整備事業(拡充)
- 病児・病後児保育事業
- 産休明け保育事業(新規)

第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業実績

第1期利府町子ども・子育て支援事業計画の実績は以下の通りです。

【教育・保育の利用実績及び確保数】

(単位:人)

設定区分				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
1 号	3～5 歳児 学校教育のみ	計 画	量の見込み	553	532	473	521	539
			見込みに対する確保数	825	825	825	897	897
			特定教育・保育施設	0	12	12	117	507
			確認を受けない幼稚園	825	825	825	780	260
		実 績	利用実績	723	709	512	529	629
			確保数(定員)	825	837	897	897	767
2 号	3～5 歳児 保育の必要あり	計 画	量の見込み	448	480	514	345	330
			見込みに対する確保数	394	394	460	450	446
			特定教育・保育施設	373	373	428	428	416
			確認を受けていない認可外 保育施設	21	21	53	32	42
		実 績	利用実績	392	241	400	426	433
			確保数(定員)	394	394	481	460	458
3 号	0 歳児 保育の必要あり	計 画	量の見込み	83	83	96	118	120
			見込みに対する確保数	67	79	103	82	82
			特定教育・保育施設	56	56	62	62	64
			地域型保育事業	0	3	9	15	15
			確認を受けていない認可外 保育施設	11	11	12	7	14
		実 績	利用実績	54	60	83	84	64
			確保数(定員)	67	70	83	84	93
	1～2 歳児 保育の必要あり	計 画	量の見込み	263	281	301	325	346
			見込みに対する確保数	207	231	297	327	356
			特定教育・保育施設	176	176	215	215	215
			地域型保育事業	0	25	37	49	85
			確認を受けていない認可外 保育施設	31	31	51	101	104
		実 績	利用実績	214	250	291	314	304
			確保数(定員)	207	232	306	365	404

【地域子ども・子育て支援事業の利用実績及び確保数】

事業名	区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (見込み)
利用者支援事業	計画	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
		確保の内容		1	1	1	1	1
	実績	確保数(か所数)		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	計画	量の見込み	人/月	2,384	2,379	2,365	2,399	2,411
		確保の内容		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	実績	利用実績		1,689	1,674	1,580	1,516	—
		確保数(か所数)		4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
妊婦健康診査事業	計画	量の見込み	人	308	306	307	310	311
		確保の内容		308	306	307	310	311
	実績	利用実績		321	323	306	302	—
乳児家庭全戸訪問事業	計画	量の見込み	人	310	308	306	307	310
		確保の内容		310	308	306	307	310
	実績	利用実績		310	270	287	268	—
養育支援訪問事業	計画	量の見込み	人	54	54	53	53	54
		確保の内容		54	54	53	53	54
	実績	利用実績		31	52	40	38	—
子育て短期支援事業	計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
		確保の内容		10	10	10	10	10
	実績	利用実績		0	0	0	0	—
ファミリー・サポート・ センター事業	計画	量の見込み	人/年	826	874	935	988	1,048
		確保の内容		826	874	935	988	1,048
	実績	利用実績		486	426	375	287	—
①一時預かり事業 (幼稚園の在園児)	計画	量の見込み	人/年	16,060	15,450	13,736	29,365	29,365
		確保の内容		16,060	15,450	13,736	29,365	29,365
	実績	利用実績		22,918	25,987	27,367	21,363	—

事業名	区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (見込み)
②一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)	計画	量の見込み	人/年	1,937	1,888	1,800	1,770	1,693
		確保の内容		4,080	4,080	4,080	4,080	4,080
	実績	利用実績		2,358	1,879	1,036	684	—
延長保育事業(時間外 保育事業)	計画	量の見込み	人	269	288	308	330	354
		確保の内容		269	288	308	330	354
	実績	利用実績		196	170	214	186	—
病児・病後児保育事業	計画	量の見込み	人/年	69	69	69	71	72
		確保の内容		69	69	69	71	72
	実績	利用実績		61	52	89	67	—
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	計画	量の見込み	人	449	540	601	634	666
		確保の内容		572	603	603	745	745
	実績	利用実績(各年度3/31)		368	461	495	548	—
		確保数(定員)		500	555	675	745	770

【前期計画の進捗状況のまとめ】

前期計画における主な取組みと実績については、第1節と第2節で整理をしましたが、総括した評価としては、計画策定に当たり実施したニーズ調査の結果より、「利府町は子育てしやすい町であると思う」という回答が就学前児童の世帯では7割以上、小学生の世帯では8割以上となっており、利府町がこれまで取り組んできた各種施策については、一定の評価が得られたものと考えています。

しかし、一方で、前回の調査結果から引き続き「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「保育所や幼稚園、学校にかかる経費を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」など、施設面での整備や経済的な支援を期待する声が多くみられており、更なる、子育て支援サービスの充実が求められています。

このことから、これらの保護者のニーズも踏まえた上で、次期計画の内容に盛り込み、今後、より一層の子育て支援の推進に取り組んでいく必要があります。

第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本方針

第1節 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

子どもの笑顔は社会の希望であり、未来を造る力です。笑顔があふれる社会は個人の夢や希望を大切にする社会です。すべての子どもたちが尊重されるとともに、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組むことが大切です。

本計画は、保護者が子育てについて第一義的責任を持つという基本のもと、家庭や地域、行政、教育関係機関など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、それぞれの立場で子育てに参画し、利府町の子どもたちの健やかな育みと笑顔あふれる社会を構築できるよう、本計画においても引き続き「子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、進めてまいります。

2 基本目標

基本理念のもとに、6つの基本目標を定めて、施策・事業の着実な推進に努めてまいります。

基本目標1 子どもの権利の尊重

すべての子どもが自ら考え行動し、心豊かに育つための指針である町の「子ども憲章」の具現化を図るとともに、子ども自身が、自分やお互いの人権を尊重し合う事の大切さを理解できるような取り組みを行っていきます。また、社会全体が子どもの人権に対する理解と認識を深め、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

基本目標2 子どもの良質な教育・保育環境の整備

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。また、すべての子どもが豊かな心と健やかな体、社会で生き抜く力を育むことができるよう、関係機関が連携し、食育や教育、相談事業に取り組みます。

基本目標3 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

子育ての孤立を防ぎ、保護者の育児負担を軽減し、子どもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域住民の多くが子育てへの関心と理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができる環境づくりを推進します。

基本目標4 子ども・子育て家庭への支援

すべての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、また、子どもが障がいの有無や家庭環境に左右されることなく健やかに育つことができるよう、経済的支援や各種サービスなど支援体制の充実を図ります。

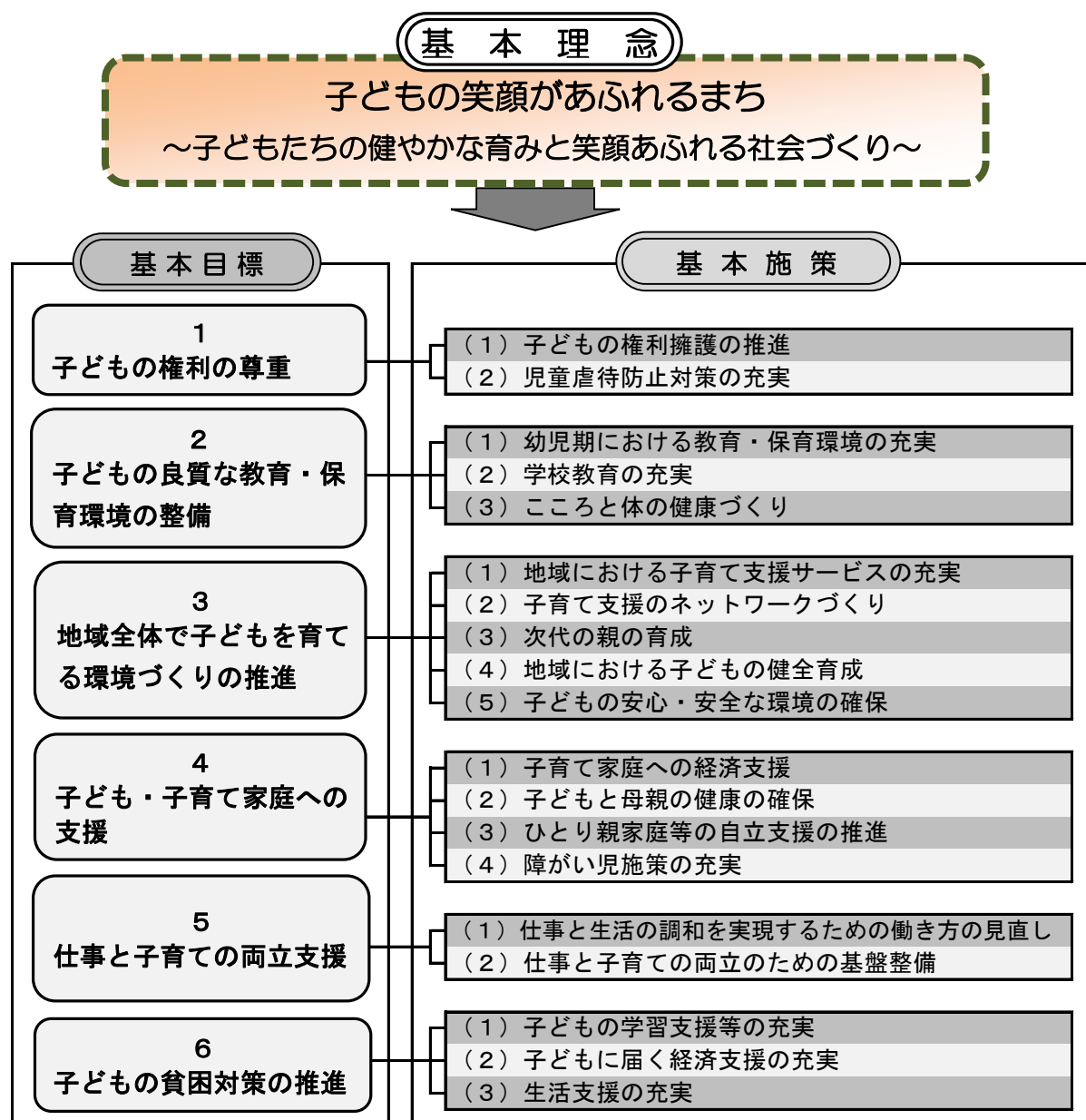
基本目標5 仕事と子育ての両立支援

男女がともに職業生活と家庭生活のバランスがとれた多様な働き方が選択でき、また、仕事と子育ての両立も図れるよう、社会全体の意識改革や、教育・保育サービスの充実など、環境整備を推進します。

基本目標6 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

3 施策体系



第2節 計画策定の視点

計画策定にあたっては、次の10項目の基本的視点により、施策の推進を図ります。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取り組みを進めます。

2 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

3 サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、個々の家庭の特性を踏まえる必要もあることから、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取り組みを進めます。

4 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、町、企業、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもと取り組みを進めます。

5 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しと、仕事と生活の調和を進めることは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するために取り組むべき課題であることから、地域においても、町や企業をはじめとする関係者が連携し、地域の実情に応じた展開を図ります。

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、町民の希望を実現するために切れ目のない支援が必要であるという観点から取り組みを進めます。

7 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、すべての子どもと家庭への支援という観点から、取り組みを進めます。

8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で行う様々な活動や、地域に受け継がれる伝統文化など、社会資源を活用する取り組みを進めます。

9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量の適切な確保とサービスの質の確保が重要であり、事業計画においては、サービスの質を評価し、向上させていく視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

10 地域特性の視点

人口構造や産業構造、利用者のニーズ、必要とされる支援策など地域の特性は様々であり、町の特性を踏まえ、主体的な取り組みを進めます。



第3節 施策の展開

基本目標1 子どもの権利の尊重

【現状と課題】

- ・「子どもの権利条約」では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることが定められています。しかし、虐待、いじめ、体罰など子どもの人権が侵害される問題が後を絶たないことから、子ども自身を含め社会全体が人権に対する理解と認識を深められるような取り組みが必要となっています。
- ・全国的に児童虐待の相談・通告件数は年々増加傾向にあり、本町においても同様の傾向にあります。相談支援体制の充実、関係機関の連携の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け更なる取り組みを推進していく必要があります。

【基本施策】

(1)子どもの権利擁護の推進

子どもの権利が尊重される社会の意識の醸成や、町の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、心豊かに成長するための指針である町の「子ども憲章」の具現化を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できるまちづくりを推進します。

(2)児童虐待防止対策の充実

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動を通じ、児童福祉、保健医療、教育、警察、地域等の関係機関が連携を図り、地域全体で子どもを守る体制を構築し、児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応に取り組みます。

【主な取り組み】

(1)子どもの権利擁護の推進

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	子ども憲章の具現化	子ども憲章の具現化を目指し、子どもたちが自ら考え、行動し、心豊かに育つための事業の推進を図ります。	全 班
2	志教育事業	ブラザーシップ、スクールシップ、キャリアシップ、チャイルドシップ、コミュニティシップの5事業を通し学校・家庭・地域・行政が一体となり、人や社会とのかかわりの中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考え、将来の社会人としてのより良い生き方を探求する児童・生徒を育成します。また、十符っ子の日事業として、「町はひとつの学校」の理念のもと、児童・生徒の意見発表等を通じて志教育の成果を発信し、地域との交流を図ります。	学 校 教 育 班 生 涯 学 習 振 興 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
3	子どもの人権に関する啓発事業	子どもの権利に関する啓発事業を実施するとともに、教育、保育に従事する者や地域のリーダーに対する、子どもの人権に関する研修を実施します。	福祉班 学校教育班 子ども支援班 子ども未来班
4	スクールカウンセラー設置事業	子どもの悩みやいじめの解決のため、スクールカウンセラーによる相談体制を充実します。	学 校 教 育 班
5	教育相談専門員設置事業	教育相談専門員を配置し、小中学校への巡回を行い、子どもからの相談体制を充実します。	学 校 教 育 班
6	スクールソーシャルワーカー配置事業	震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域などの様々な環境の改善に向け、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒への個別相談や保護者への支援、教員への助言などによる校内支援体制の整備、外部関係機関との連携を図ります。	学 校 教 育 班
7	心のケアハウス事業	学校生活に不安を抱える児童生徒の学びの場や居場所づくりを目的とした「心のケアハウス」を設置し、学校生活や社会的自立に向けた支援を実施します。	学 校 教 育 班
8	いじめ問題対策協議会の設置	利府町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止等の対策や推進を図ります。	学 校 教 育 班
9	ノーマライゼーションの普及啓発	障がいのある人となない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行います。	生涯学習振興班 学校教育班 福祉班 子ども支援班 子ども未来班
10	SOSの出し方に関する教育の実施	小中学校において、道徳の授業等を通して、いのちの大切さに関する学習と、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声があげられるような教育を推進します。	学 校 教 育 班
11	里親制度の普及	里親制度の普及に努め、里親としての地域の人材発掘を図ります。	子 ども 未 来 班

(2)児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	利府町子どもの保護に関する地域協議会事業（要保護児童対策地域協議会） ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会活動を通じ、児童福祉、保健医療、教育、警察、地域等の関係機関が連携を図り、地域全体で子どもを守る体制を構築し、児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応に取り組めます。 ○要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。	子 ども 未 来 班
2	家庭児童相談事業	子育て家庭への支援を行い、児童虐待の発生予防や早期発見に取り組めます。	子 ども 未 来 班
3	児童虐待防止啓発事業	地域の児童虐待防止に向けた意識を高めるために、啓発用ポスター、リーフレットの配布及び児童虐待防止推進講演会などを行います。	子 ども 未 来 班

No.	事業名	内 容		主 担 当
4	子育て相談事業	保育所や子育て支援センター等で、子育てに関する相談事業を実施し、子育ての不安軽減を図ります。		子ども支援班 子ども未来班 健康づくり班
5	子ども家庭総合支援拠点 設置事業	子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、子どもとその家庭及び妊産婦等に対する支援体制の充実を図るとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援の強化を図ります。		子ども未来班
6	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	新生児の健全な発育を助け、保護者の育児不安の解消を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言等の必要な支援を行います。		健康づくり班
7	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問において、養育支援が特に必要な家庭に対し、必要に応じ関係機関と連携を図り継続的な支援を行います。		健康づくり班
8	産後ケア事業	産後に安心して子育てができるよう、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子を対象に、心身の状態に応じた保健指導や援助を行うための支援体制の整備に努めます。		健康づくり班
9	ママパパこころの相談事業	妊婦や乳幼児の子育て期の保護者等の心の問題・対人関係の問題・育児ストレスなどの悩みに関し、心理士による個別相談を行い、不安解消を図ります。		健康づくり班
10	乳幼児健康診査事業	乳幼児の心身の発達確認、疾病の有無、生活習慣や親子関係、育児不安などを把握し、必要な支援を行うことで児童虐待の防止を図ります。また、乳幼児健康診査未受診の家庭に対し、電話や訪問等を行い状況把握し、必要に応じて支援をします。		健康づくり班
11	母子保健講演会	妊婦・子育て中の保護者がより安心して地域で子育てをしていくため、子育てに必要な情報を得る機会を設け、また地域での子育ての理解者を増やすよう努めます。		健康づくり班
12	祖父母教室	祖父母や地域の保健協力員等が、近年の子育ての知識を習得することで、妊婦や子育て期の保護者が家族や地域の支援者に安心して支えられ、育児の不安の解消や子育ての楽しさを知ることができるよう努めます。		健康づくり班
13	利用者支援事業	母子保健型	(子育て世代包括支援センター事業) 妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	健康づくり班
		基本型	利用者支援事業(基本型)の設置を進め、身近な場所において、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援を行います。	子ども未来班
14	スクールカウンセラー設置事業(再掲)	子どもの悩みやいじめの解決のため、スクールカウンセラーによる相談体制を充実します。		学校教育班
15	教育相談専門員設置事業(再掲)	教育相談専門員を配置し、小中学校への巡回を行い、子どもからの相談体制を充実します。		学校教育班
16	スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)	震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域などの様々な環境の改善に向け、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒への個別相談や保護者への支援、教員への助言などによる校内支援体制の整備、外部関係機関との連携を図ります。		学校教育班

基本目標2 子どもの良質な教育・保育環境の整備

【現状と課題】

- 女性の就業者数の上昇とともに、保育ニーズが高まっており、特に3歳未満児の待機児童が多く発生しています。幼稚園等においても3歳児の入園児童数は年々増加しており、早期の集団生活や教育を求める保護者が増加しています。また、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が全面実施されたことから、保育ニーズの更なる高まりが予想され、引き続き保育サービスの量的・質的な確保に努めていくことが必要となっています。
- 教育を取り巻く環境が大きく変化しており、子どものモラルや学習意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。子どもが主体的に学習し、社会性や豊かな心を育む学校教育を推進し、社会で生きぬく力を育んでいく必要があります。
- 共働き世帯の増加などにより、不規則で多忙な生活を送る中で、子どもたちが正しい生活習慣を身につけることが難しい家庭が増えています。また、思春期においては、喫煙や薬物、十代の自殺、痩身願望、性の問題など、思春期保健対策も求められており、すべての子どもの健やかな成長を促す機会の充実を図る必要があります。

【基本施策】

(1) 幼児期における教育・保育環境の充実

幼児期の多様な教育、保育ニーズに対応した、教育・保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消を目指します。また、乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供に努めるとともに、関係機関の連携を図りながら、小学校生活への円滑な接続を目指します。

(2) 学校教育の充実

児童生徒の学習意欲を高め、正しい学習習慣や生活習慣を身につけ、確かな学力向上につながるよう学校教育の充実を図るとともに、学校や学年を超えた交流や、他世代との交流などを通じて、子どもたちの社会性や豊かな心を育みます。また、職場体験や仕事体験による勤労観・職業観の育成、国際理解と英語力の向上、特別支援教育の充実にも取り組みます。

(3) こころと体の健康づくり

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育に関する学習の機会や情報の提供に努めます。また、喫煙や薬物等に関する教育や、思春期における健康問題についての相談事業の充実、性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及、十代の自殺や不健康やせ等の思春期の重要性を意識した保健対策の充実を図ります。

【主な取組み】

(1) 幼児期における教育・保育環境の充実

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	認可保育所整備事業 (待機児童の解消)	多様なニーズに対応するとともに、待機児童解消に向け認可保育所の整備促進を図ります。また、待機児童の解消を図るため、既存保育所の定員拡大を図ります。	子 ども 支 援 班
2	認定こども園普及促進事業	就学前児童の教育及び保育ニーズに対応する幼稚園と保育所が一体となった認定こども園の普及を図ります。	子 ども 支 援 班
3	延長保育事業	認可保育所において、保護者のニーズに対応した延長保育の拡大を図ります。	子 ども 支 援 班
4	一時預かり事業	保護者の出産、疾病、リフレッシュ等による一時的な保育ニーズに応えるため、一時預かり保育を実施します。	子 ども 支 援 班
5	休日保育事業	認可保育所において、保護者のニーズに対応した休日保育の検討を行います。	子 ども 支 援 班
6	病児保育事業	町内で病児・病後児保育を実施し、利用者の利便性の向上を図ります。	子 ども 未 来 班
7	障がい児受入事業	集団保育の可能な障がい児について、保育所での受け入れを実施します。	子 ども 支 援 班
8	保育士研修事業	利府町の保育関係職員等に対する研修を充実し、保育の質の向上を図ります。	子 ども 支 援 班
9	認可保育所安全委員会事業	認可保育所安全委員会を組織し、保育所における食物アレルギー対策や事故防止に努めるとともに、災害時の対応について情報の共有化を図ります。	子 ども 支 援 班
10	家庭的保育事業等の普及促進事業	待機児童解消及び多様化する保育ニーズに対する選択肢のひとつとして、利府町の認定を受けた保育者が行う家庭的保育事業等の普及を図ります。	子 ども 支 援 班
11	認可外保育施設への助成事業	待機児童解消と保育環境向上のため、利府町内認可外保育施設への助成を行い、受け入れ拡大を図ります。	子 ども 支 援 班
12	産休明け保育事業	産休明けで仕事に復帰する親の支援を目的に、生後57日目からの乳児を受け入れる保育サービスを行います。	子 ども 支 援 班
13	志教育事業 (チャイルドシップ) (再掲)	小学校と幼稚園・保育所が連携を深めることにより、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。また、幼児教育の充実のための環境づくりとともに、利府町における教育の土台を作ります。	学 校 教 育 班 子 ども 支 援 班

(2) 学校教育の充実

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	志教育事業 (ブラザーシップ) (再掲)	利府町内9つの小中学校、利府支援学校、利府高校で組織し、「町は一つの学校」の理念の下、学校や学年を越え、子ども同士の縦と横のつながりを大切にし、あいさつ運動やいじめ問題の対策など、新しいふるさとづくりの一環として活動します。	生 涯 学 習 振 興 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
2	志教育事業 (スクールシップ) (再掲)	小中学校連携のもと、中学校区ごとに地域の特性を生かした確かな学力の定着を目指し、授業の改善や地域との連携による家庭学習等の推進に努め、児童生徒の学力の向上を図ります。	学 校 教 育 班
3	志教育事業 (キャリアシップ) (再掲)	職場体験学習、農家での仕事体験、中高生の幼保小との交流やキャリア体験などを通して、社会での役割をはたす体験、社会や他世代とかかわる活動を行います。	学 校 教 育 班
4	志教育事業 (コミュニティシップ) (再掲)	地域の人材活用とのための組織づくり、児童生徒による地域貢献活動、学校を中心とした地域づくりを通じ、学校支援と地域貢献を行います。	学 校 教 育 班
5	志教育事業 (チャイルドシップ) (再掲)	小学校と幼稚園・保育所が連携を深めることにより、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。また、幼児教育の充実のための環境づくりとともに、利府町における教育の土台を作ります。	学 校 教 育 班 子 ども 支 援 班
6	学校教育専門員設置事業	小中学校の児童生徒のさらなる学力向上と学校格差の是正を目指し、確かな学力の定着を図る観点から、授業のあり方や指導方法について、教員を指導する専門職を設置し、学校教育の充実を図ります。	学 校 教 育 班
7	十符っ子スクールプラン事業	一人ひとりに行き届いたゆとりある教育を推進し、正しい学習習慣や生活習慣を身につけ、確かな学力の向上と心豊かな子どもを育みます。 ① 幼児教育と学校教育との接続を円滑にし、児童がより充実した学校生活を送れるよう、小学校1年生の支援をするためのサポートティーチャーを各学校に配置し、学習支援体制の充実を図ります。 ② 学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等の児童生徒が通常の学級で学べるよう、特別支援助手を各小中学校へ配置し、特別支援教育の充実を図ります。	学 校 教 育 班
8	外国語指導支援事業	A L T を配置し、安定した質の高い語学指導を提供し、国際理解と英語力の向上を図ります。	学 校 教 育 班
9	郷土ふれあい学習会事業	子どもたちに郷土の文化等に触れる学習の場を提供することによって、生涯学習のきっかけづくりを図ります。	生涯学習振興班
10	小中学校 I C T 機器等賃借事業	全ての普通教室における一斉学習及び協働学習のための機器を整備し、学校における I C T 教育を推進します。	学 校 教 育 班

(3)こころと体の健康づくり

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	食育を推進するボランティアの育成・活動支援	食生活改善推進員等の育成や食育推進活動を支援します。	健康づくり班

No.	事業名	内 容	主 担 当
2	栄養相談事業	乳幼児健診や親子相談、離乳食教室、電話等による相談などにおいて、また、子育て支援センターなどの施設を巡回し、保護者の心配する食に関する相談や、指導が必要と思われる児童に関して保護者に個別指導を実施します。	健 康 づ く り 班 子 ど も 支 援 班
3	保育所における食育の推進	保育所での親子試食会時に集団指導を実施するなど、保育所における事業で入所児や来所児の保護者に食育の相談を行います。また、給食に地場産品を取り入れるなど、地域の農産物への関心を深め、食や郷土への理解及び愛着を深めます。	子 ど も 支 援 班
4	学校給食における食育の推進	栄養士による給食だより、キャロット・ポテト通信の発行や学校（クラス）訪問等の食育指導を推進し、心身の健全な発達を促します。また、給食に地場産品を取り入れることで、地域農業への関心を深め、食や郷土への理解及び愛着を深めます。	総 務 給 食 班
5	キャベツクラブとの連携	食育ボランティア「キャベツクラブ」と連携し、町内各小学校や保育所に出向き、食育指導を行います。	総 務 給 食 班
6	薬物乱用防止教育	保健学習を中心として、喫煙、薬物、飲酒等の防止教育を関係機関と連携を図り推進します。	学 校 教 育 班
7	学校保健における指導の充実	エイズや人工妊娠中絶などを含んだ性の問題、心の健康について、教科等を通じた指導の推進に努めます。	学 校 教 育 班
8	思春期のこころの問題に対する相談体制の充実	スクールカウンセラー及び教育相談専門員を設置し、思春期における心身の相談及び支援活動の充実を図ります。	学 校 教 育 班
9	S O S の出し方に関する教育の実施（再掲）	小中学校において、道徳の授業等を通して、いのちの大切さに関する学習と、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声があげられるような教育を推進します。	学 校 教 育 班
10	心のケアハウス事業（再掲）	学校生活に不安を抱える児童生徒の学びの場や居場所づくりを目的とした「心のケアハウス」を設置し、学校生活や社会的自立に向けた支援を実施します。	学 校 教 育 班
11	こころの健康づくり普及啓発事業	こころの健康や相談窓口に関するリーフレット等の配布、メンタルチェックシステムの活用等により、セルフケアや周囲の人のメンタルヘルスに関心を持てるよう普及啓発を行います。	健 康 づ く り 班

基本目標3 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

【現状と課題】

- ・少子化や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、地域における子育て環境が大きく変化し、孤立して不安を抱えながら子育てを行っている家庭への支援が求められています。また、子どもが多様な世代と関わったり、異年齢児とともに育つ機会が少ない状況にもあります。そのため、すべての子育て家庭に対する様々な子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができる環境づくりを進めていく必要があります。

【基本施策】

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育て親子の交流の場や子育て支援に関する情報の提供、相談しやすい体制づくりなど子育て支援サービスの充実に努めます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

学校、家庭及び地域が連携・協力して子育て世帯を支えるネットワークづくりを推進します。また、地域や家庭の教育力を高めるための取り組みを進めます。

(3) 次代の親の育成

中高生を含む次代の親となりうる人へ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解できるような教育、広報啓発活動を推進します。

(4) 地域における子どもの健全育成

放課後や週末等に地域の協力を得て、児童が安全で自由に遊べる居場所づくりを進めます。また、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で子どもの成長を支援する体制づくりに取り組みます。

さらに、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する取り組みを進めます。

(5) 子どもの安心・安全な環境の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、防犯パトロールの実施や犯罪等に関する情報の提供等、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。また、子育て世帯が地域において安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、子どもたちの遊び場や地域住民との交流の場として公園の整備等を推進します。

【主な取組み】

(1)地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図ります。また、相談・援助・地域の子育て関連情報の提供や子育てサークルへの支援を行います。	子 ども 未 来 班
2	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を受けたい人と支援を行いたい人の会員相互の連絡・調整を行い、相互援助の推進を図ります。また、広報・周知活動及び説明会を実施し、会員数の増加を図ります。	子 ども 未 来 班
3	保育所開放事業	保育所の地域交流として、保育所に通っていない就学前児童等を含め、園庭開放、親子のふれあい遊び等を行い、保育所と地域及び地域住民同士の交流を図ります。	子 ども 支 援 班
4	子育てイベント事業	関係機関・団体と連携しながら子育てに関するイベントを実施し、子どもを楽しく育てることのできる社会環境づくりを推進します。	子 ども 未 来 班
5	出張子育て広場の実施	地域等に出向き、親子の交流の場の提供及び子育てに関する相談等を実施します。	子 ども 未 来 班
6	情報提供事業	ガイドブックの発行やホームページ等により、各種制度など子育てに関する情報を提供します。	子 ども 未 来 班
7	子育て相談事業（再掲）	保育所や子育て支援センター等で、子育てに関する相談事業を実施し、子育ての不安軽減を図ります。	子 ども 支 援 班 子 ども 未 来 班 健 康 づ く り 班
8	母子健康手帳サービス（母子健康手帳アプリ）	妊娠期からの様々な情報を発信し、妊娠・出産・育児に関する不安軽減を図ります。	健 康 づ く り 班
9	子ども家庭総合支援拠点設置事業（再掲）	子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、子どもとその家庭及び妊産婦等に対する支援体制の充実を図ります。	子 ども 未 来 班
10	利用者支援事業（再掲）	母子保健型 （子育て世代包括支援センター事業） 妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	健 康 づ く り 班
		基本型 利用者支援事業（基本型）の設置を進め、身近な場所において、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援を行います。	子 ども 未 来 班

(2)子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	子育てサークル育成事業	子育てサークルへの備品貸出しや、活動の場を提供するとともに、情報誌等により広く情報を公開することで、町民活動の活性化を図ります。	子 ども 未 来 班

No.	事業名	内 容	主担当
2	子育て支援ボランティア育成事業	町民の子育て支援事業の関心を高めるため、ボランティアを育成し、各事業に活用することにより、地域の子育て力の向上を図っていきます。	子ども未来班
3	家庭教育学級事業	家庭教育の基本的な課題を中心に、ライフステージに応じた様々な情報提供と、課題別の学習機会の提供を図ります。	生涯学習振興班
4	生涯学習人材バンク事業	生涯学習人材バンク登録指導者の派遣を通して、「どこでも、だれでも、いつでも」生涯学習を受ける機会の提供を図ります。	生涯学習振興班
5	母子保健講演会（再掲）	妊婦・子育て中の保護者がより安心して地域で子育てをしていくため、子育てに必要な情報を得る機会を設け、また地域での子育ての理解者を増やすよう努めます。	健康づくり班
6	祖父母教室（再掲）	祖父母や地域の保健協力員等が、近年の子育ての知識を習得することで、妊婦や子育て期の保護者が家族や地域の支援者に安心して支えられ、育児の不安の解消や子育ての楽しさを知ることができるよう努めます。	健康づくり班

(3)次代の親の育成

No.	事業名	内 容	主担当
1	乳幼児・児童とふれあう事業の推進	中学生及び高校生に乳幼児や児童と接する機会を提供し、次世代に親となる若者の乳幼児や児童に対する愛情や理解が深められるように努めます。	子ども未来班 生涯学習振興班
2	いのちの大切さに関する学習機会の推進	子どもを生み育てることの意義や命の大切さ、子どもの成長について学習する機会を推進します。	学校教育班
3	男女共同参画の啓発促進	女性と男性がお互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を発揮しながら、ともに支え合う男女共同参画社会の形成を目指し、教科等を通じた指導の推進に努めます。	学校教育班

(4)地域における子どもの健全育成

No.	事業名	内 容	主担当
1	放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びの場と生活の場を提供し、児童の保護及び健全な育成を図ります。	子ども未来班
2	児童センター・地区児童館事業	遊びや体験、様々な人との交流や放課後安心して過ごせる場、子育て中の親や乳幼児を支援する場を提供します。また、児童の福祉の拠点として、児童センターの整備を目指すとともに、中学校区ごとの地区児童館の設置に向けてしらかし台中学校区への整備を進めます。	子ども未来班

No.	事業名	内 容	主 担 当
3	こどものまち事業	子どもたちが楽しみながら職業体験を実践する「こどものまち」を開催し、社会の仕組みを学ぶ機会を提供するとともに、児童の協調性、自立性の向上を図ります。	子 ども 未 来 班
4	放課後子ども教室	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後子ども教室の拡充を図ります。	生涯学習振興班
5	りふ・わくわく広場事業	地域ボランティアの協力のもと、子どもたちの「生きる力」を培うことを目的とした「居場所」を土曜日に設置します。	生涯学習振興班
6	ジュニア・リーダーの育成・活動支援	高校生及び中学生をリーダーとする、ジュニア・リーダーの育成や活動の支援を行います。	生涯学習振興班
7	インリーダーの育成事業	子ども会のリーダーとして必要な理論、技術を習得させ、小学生リーダーの育成を図ります。	生涯学習振興班
8	小中高生の居場所づくり事業	放課後や週末に施設を利用し、小中高生が異年齢の子どもや大人との交流ができる居場所を提供します。	生涯学習振興班
9	地域文化の伝承	文化施設や学校において、地域の方々から伝統的な遊びの継承を図ります。	生涯学習振興班
10	青少年健全育成事業の推進及び団体の育成	町民総ぐるみによる青少年健全育成のため、町民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、青少年健全育成団体の育成支援を行います。	生涯学習振興班
11	有害図書等浄化事業	一般書店やコンビニエンスストア等で販売されている児童に有害と思われる雑誌、ビデオ、コンピューターソフトやテレビ、インターネット等のメディアについて、関係機関及び団体と協力して、業界に対して自主的措置を働きかけます。	生涯学習振興班
12	巡回指導の推進	児童及び生徒にとって有害となる場所等を定期的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携協力して有害環境対策を推進します。	生涯学習振興班
13	スポーツ少年団の育成	小中学生の健康増進のため、スポーツ少年団の育成支援を図ります。	スポーツ振興班
14	スポーツ振興事業	親子で地域交流及び健康増進を図るため、スポーツ施設を活用した事業の展開と活動支援を行います。	スポーツ振興班
15	総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ活動を通じた家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、子どもたちの居場所づくりや地域教育力の向上などに大きな役割を果たす地域住民の交流の場として、りふスポーツクラブの育成を推進します。	スポーツ振興班
16	子どもの読書活動の推進	絵本や児童図書の収集に努め、保育所・幼稚園・学校等と連携し、子どもたちの読書活動を支援します。また、児童館・児童クラブ・子育て支援センターへの団体貸出を実施し、子ども達に絵本や児童書の提供を図ります。図書館ボランティアと連携し、絵本の読み聞かせ等を実施します。	図 書 振 興 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
17	自然体験事業	地域住民との連携を図り、自然体験事業を推進します。	商 工 観 光 班
18	利府町スクールバンド フェスティバル事業	利府小学校・利府中学校・しらかし台中学校・利府西中学校、利府高校の児童・生徒が合同で演奏会を開催することにより、音楽を通じた芸術文化活動の意識高揚を図ります。	生涯学習振興班

(5)子どもの安心・安全な環境の確保

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	交通安全施設整備事業	交通事故を防止するため安全、かつ、円滑な通行を確保するため、道路区画線及び道路標識等の交通安全施設整備に努めます。	防 災 安 全 班
2	街路灯・防犯灯整備事業	防犯対策のため、街路灯及び防犯灯の整備を図ります。	防 災 安 全 班 施 設 管 理 班
3	事故なしキャンペーン事業（交通安全運動街頭広報活動）	関係機関及び団体と連携し、交通安全運動期間中に街頭においてドライバーに対し、チラシ等を配り交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図る事業及び活動を行います。	防 災 安 全 班
4	交通安全教室の開催	関係団体と協働して地域安全運動、交通安全町民総ぐるみ運動及び火災予防運動を積極的に展開するとともに、年間を通じた安全教室等の開催に努めます。	防 災 安 全 班
5	ベビーシートレンタル事業	乳児のいる世帯で、出生届の日から満1歳の誕生日までベビーシートの貸出しを実施します。	防 災 安 全 班
6	青色防犯パトロール活動の推進	青色回転灯を装着した車による巡回パトロールを実施し、児童等の見守り活動の推進と犯罪の抑止に努めます。	防 災 安 全 班
7	防犯関係団体等との連携	犯罪または事故等の被害から守るため、関係機関及び団体との連携を図ります。	防 災 安 全 班 生涯学習振興班
8	防犯街路灯設置費等補助事業	町内会において設置する防犯灯等の設置・交換費及び電気料金を助成することで、地域の防犯力向上に努めます。	防 災 安 全 班
9	町営住宅における母子世帯優先入居	町営住宅入居に際し、母子世帯、多子世帯等に対して、優先して入居を決定します。	施 設 管 理 班
10	町営住宅の建設整備事業	利府町公営住宅等長寿命化計画等に基づき、維持修繕などを行い建替えについて検討します。	施 設 管 理 班
11	公園緑地の整備	公園緑地の整備に当たっては、計画段階から防犯や利用者の安全確保に配慮し事業を進めるとともに、既存施設の有効活用により遊び場の提供を図ります。	都 市 整 備 班
12	道路整備事業	歩道のカラー化等を実施し、歩行者の安全確保に努めます。	施 設 管 理 班 防 災 安 全 班
13	通学路の安全確保事業	街路樹の伐採（剪定）などを行い、通学路の安全確保に努めます。	施 設 管 理 班

No.	事業名	内 容	主担当
14	都市公園の公園灯の整備・管理事業	防犯対策のため、都市公園の公園灯の整備及び管理を推進します。	施 設 管 理 班
15	道路網整備事業	町民の安全に配慮し、利府町内道路網の危険箇所の整備を図ります。	施 設 管 理 班
16	ブロック塀等除却等助成事業	通学路などの該当箇所にあるブロック塀除却に要する費用及び除却後に生垣等を設置する費用を助成し、通学路の安全確保を推進します。	都 市 整 備 班
17	町民バス運行事業	町民の利便性向上のため、町民バスの運行を実施します。	地 域 協 働 班
18	子どもの森整備事業	子どもたちが想像力で遊ぶことのできる公園として、子どもの森の整備検討を進めます。	政 策 班
19	スクールバス運行事業	東部地区の遠距離通学となる、児童生徒の安全確保のため、スクールバスの運行を実施します。	総 務 給 食 班
20	防犯ブザー配布事業	防犯ブザーを、小学校1年生に配付し、子どもたちが安全、安心に通学できるように努めます。	学 校 教 育 班
21	利府町地域学校安全対策事業	児童生徒が事件や事故に巻き込まれることなく安心して学ぶことができる学校づくりを目指し、学校、家庭、地域、ボランティアなどの連携の下、登下校時の見守り活動の実施や防犯研修会の開催など、地域社会全体で学校の安全に取り組むよう努めます。	学 校 教 育 班
22	小中学校等施設整備事業	定期的な保守点検を実施し、施設の安全確保に努めます。	総 務 給 食 班
23	スクールガードボランティアの育成支援	通学路や学校内外の巡視及び防犯指導など、児童生徒を地域ぐるみで見守るスクールガードボランティアの育成支援を推進します。	学 校 教 育 班
24	地域の底力・子どもの安全守ろうデー	毎月1日及び15日にあいさつ運動を実施し、子どもを狙う犯罪防止に努めます。	生涯学習振興班
25	「子ども110番の家」事業	登下校時など、児童等が身の危険を感じたときに避難場所として駆け込める「子ども110番の家」の充実に努めます。	生涯学習振興班
26	「動く子ども110番」事業	町民の自家用車や利府町の公用車を「動く子ども110番」に指定し、地域社会全体による児童等の見守り活動の充実に努めます。	生涯学習振興班
27	安全・安心情報システム（れんらっこ事業）	保育所や児童クラブなどでの緊急情報をはじめ、防犯などに関する情報を、保護者の携帯電話に配信します。	子 ども 支 援 班 子 ども 未 来 班
28	子育てにやさしいトイレの整備	子どもが利用する施設に、ベビーキープやおむつ換え用ベッドなどの設置を推進します。	全 班
29	授乳室の設置事業	子どもが利用する施設に、授乳室の設置を推進します。	全 班

基本目標4 子ども・子育て家庭への支援

【現状と課題】

- ・少子化や、子どもたちが生まれ育つ家庭や環境の多様化により、妊娠、出産、子育ての負担軽減や支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実などが求められています。また、障がいの早期発見と発達段階に応じた適切な療育等の提供や、家族の負担を軽減するため、関係機関が連携し支援の充実を図ることが必要となっています。
- ・すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられ、障がいの有無や家庭環境に左右されことなく子どもが健やかに育つ環境づくりの充実が必要となっています。

【基本施策】

(1) 子育て家庭への経済支援

子育てや教育・保育などに要する費用の助成により、保護者の経済的な負担を軽減します。

(2) 子どもと母親の健康の確保

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を通じて、母子の健康が確保できるよう、母子保健事業の充実や医療体制の充実を図ります。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援を促進するため、地域のひとり親家庭等の現状を把握し、生活、就業等の総合的な支援を図ります。

(4) 障がい児施策の充実

地域、幼稚園、保育所、学校等が連携し、障がいのある子どもや発達に不安のある子どもの保育、療育、教育体制づくりを進めるとともに、障がい児支援の各種サービス等の充実に努めます。

【主な取組み】

(1) 子育て家庭への経済支援

No.	事業名	内 容	主担当
1	子ども医療費助成事業	18 歳の年度末までの子どもの医療機会を確保するため、子ども医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
2	養育医療給付事業	身体の発育が未熟なままに出生した未熟児の養育に必要な医療費を給付します。	保 険 年 金 班
3	児童手当給付事業	中学校修了までの児童を養育している父母などに児童手当を支給します。	保 険 年 金 班

No.	事業名	内 容	主担当
4	児童扶養手当給付事業	18 歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父母又は父母に代って養育している方に、手当の支給を行います。	保 険 年 金 班
5	小中学校就学援助費事業	経済的理由によって児童・生徒の就学が困難な世帯に対して、就学費用の一部を助成します。	学 校 教 育 班
6	母子父子家庭医療費助成事業	母子父子家庭の母、父、児童（18 歳の年度末まで）の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
7	特別支援教育就学奨励費助成事業	利府町に居住する特別支援学級就学児童・生徒の保護者に対して、就学するために必要な経費の一部を助成します。	学 校 教 育 班
8	障害児福祉手当給付事業	20 歳未満の方で、身体障害者手帳 1 級または 2 級の一部、知的障害（最重度）があり、常時介護を必要とする方に、手当の支給を行います。	保 険 年 金 班
9	障害者医療費助成事業	身体障害者手帳 1 級及び 2 級、身体障害者手帳 3 級（内部機能障害のみ）、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A を持っている方、特別児童扶養手当 1 級受給者の方の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
10	特別児童扶養手当給付事業	20 歳未満で一定の障がいがある児童を養育している父、母または養育者に、手当の支給を行います。	保 険 年 金 班
11	小中学校入学支援事業	保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校等の入学に必要とする学習用品等を支給します。	学 校 教 育 班
12	教育資金の利子補給金助成事業	勤労者生活安定資金（教育資金）の貸付けを受けた場合に支払う利子について助成します。	学 校 教 育 班
13	病児保育費用の助成（再掲）	病児・病後児保育の利用料金の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	子 ど も 未 来 班
14	妊婦健康診査・乳児一般健康診査への助成事業	妊婦健康診査 14 回分、乳児一般健康診査 2 回分の助成券を交付します。	健 康 づ く り 班
15	幼児教育・保育の無償化事業	3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する児童の利用料を無償化します。	子 ど も 支 援 班
16	教育・保育施設等第 3 子以降給食費助成事業	18 歳未満の児童を 3 人以上養育する保護者に対し、第 3 子以降の児童が就学前 3 年間に当たる場合、幼稚園・保育所・認定こども園等の給食費を助成します。	子 ど も 支 援 班
17	子育て応援事業	ベビーベッドとベビーバスを無料でレンタルします。	子 ど も 未 来 班
18	学校給食費無料化事業	子どもたちの教育環境の充実を図るため、実現に向けて検討します。	総 務 給 食 班

(2)子どもと母親の健康の確保

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	母子健康手帳交付及び妊婦面接事業	安心して産み育てられるための妊婦への情報提供及び相談等を充実します。	健 康 づ く り 班
2	親子相談	妊娠期から子育て期の不安解消を図るため、健康や育児に関する相談事業を実施します。	健 康 づ く り 班
3	プレパパ・プレママひろば事業	妊婦同士の交流や情報交換の場、父親の育児参加のきっかけの場として、ひろばを開催します。	健 康 づ く り 班
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）（再掲）	新生児の健全な発育を助け、保護者の育児不安の解消を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言等の必要な支援を行います。	健 康 づ く り 班
5	養育支援訪問事業（再掲）	新生児訪問においてハイリスクと判断したケースを対象に、必要に応じ関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。	健 康 づ く り 班
6	産後ケア事業（再掲）	産後に安心して子育てができるよう、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子を対象に、心身の状態に応じた保健指導や援助を行うための支援体制の整備に努めます。	健 康 づ く り 班
7	乳幼児健康診査事業（再掲）	乳幼児が心身ともに健全に育成されるため、発達確認や診察、相談を実施します。また、育児不安への支援、未受診児の状況把握に努めます。	健 康 づ く り 班
8	予防接種	乳幼児を感染症から守るため、集団または個別に予防接種を実施します。	健 康 づ く り 班
9	離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食のすすめ方、健康及び育児についての教室を実施します。	健 康 づ く り 班
10	歯科強化事業	学校、保育所等と保健福祉センター、塩釜歯科医師会との連携を強化し、児童、保護者への健康教育を充実します。	健 康 づ く り 班 子 ども 支 援 班
11	特定不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦が行う特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健 康 づ く り 班
12	医療機関との協力体制の充実	乳幼児のために医療機関との連携に努めるとともに、広報紙及びホームページ等を活用し、休日及び夜間の当番医に関する情報の提供を行います。	健 康 づ く り 班
13	ママパパこころの相談事業（再掲）	妊婦や乳幼児の子育て期の保護者等の心の問題・対人関係の問題・育児ストレスなどの悩みに、心理士に個別相談できる機会を設け、不安解消を図ります。	健 康 づ く り 班
14	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	健 康 づ く り 班

(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	内 容	主担当
1	児童扶養手当給付事業（再掲）	18歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父母又は父母に代って養育している方に、手当の支給を行います	保 険 年 金 班
2	小中学校就学援助費事業（再掲）	経済的理由によって児童・生徒の就学が困難な世帯に対して、就学費用の一部を助成します。	学 校 教 育 班
3	母子父子家庭医療費助成事業（再掲）	母子父子家庭の母、父、児童（18歳の年度末まで）の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
4	町営住宅における母子世帯優先入居（再掲）	町営住宅入居に際し、母子世帯、多子世帯等に対して、優先して入居を決定します。	施 設 管 理 班
5	子育て相談事業（再掲）	子育てに関する不安や悩み等の相談について、保育所や子育て支援センター等での相談事業を実施し、子育ての不安軽減を図ります。	子 ども 支 援 班 子 ども 未 来 班 健 康 づ くり 班
6	情報提供事業（再掲）	ガイドブックの発行やホームページ等により、各種制度など子育てに関する情報を提供し、サービスの利用促進を図ります。	子 ども 未 来 班
7	利用者支援事業（再掲）	母子保健型 （子育て世代包括支援センター事業） 妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	健 康 づ くり 班
		基本型 利用者支援事業（基本型）の設置を進め、身近な場所において、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援を行います。	子 ども 未 来 班
8	子ども家庭総合支援拠点設置事業（再掲）	子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、子どもとその家庭及び妊産婦等に対する支援体制の充実を図ります。	子 ども 未 来 班

(4)障がい児施策の充実

No.	事業名	内 容	主担当
1	障がい児保育事業	障がいのある子どもの保護者の精神的、身体的負担の軽減等への支援として、一時保育事業を拡充します。	子 ども 支 援 班
2	障がい児受入事業（再掲）	集団保育の可能な障がい児保育について、保育所、児童クラブでの受け入れを実施します。	子 ども 支 援 班 子 ども 未 来 班
3	障がい児保育研修事業	保育士等に対する障がい児研修を支援します。	子 ども 支 援 班
4	特別支援助手設置事業	学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等の児童生徒が必要な教育を受けられるよう、特別支援助手を各小中学校へ配置し、特別支援教育の充実を図ります。	学 校 教 育 班
5	利府町特別支援連携協議会事業	障がいのある幼児、児童及び生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うとともに、支援体制の整備を進めます。	学 校 教 育 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
6	特別支援教育就学奨励費助成事業（再掲）	利府町に居住する特別支援学級就学児童・生徒の保護者に対して、就学するために必要な経費の一部を助成します。	学 校 教 育 班
7	障害福祉サービスの充実	居宅介護（ホームヘルパーの派遣）、行動援護、短期入所（ショートステイ）、障害児通所支援事業等の充実を図ります。	福 祉 班
8	地域生活支援事業	相談支援、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援事業などの充実を図ります。	福 祉 班
9	補装具費の支給事業	身体に障がいのある児童に対し、その機能を補うための補装具費を支給します。	福 祉 班
10	乳幼児発達相談支援事業	障がいのある子どもの相談事業や早期療育支援事業の充実を図ります。	健 康 づ く り 班
11	療育相談事業	障がいのある子どもの相談事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を図ります。	健 康 づ く り 班 福 祉 班
12	障害児福祉手当給付事業（再掲）	20 歳未満の方で、身体障害者手帳 1 級または 2 級の一部、知的障害（最重度）があり、常時介護を必要とする方に、手当の支給を行います。	保 険 年 金 班
13	障害者医療費助成事業（再掲）	身体障害者手帳 1 級及び 2 級、身体障害者手帳 3 級（内部機能障害のみ）、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A を持っている方、特別児童扶養手当 1 級受給者の方の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
14	特別児童扶養手当給付事業（再掲）	20 歳未満で一定の障がいがある児童を養育している父、母または養育者に、手当の支給を行います。	保 険 年 金 班

基本目標5 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

- ・女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えたことにより、女性が仕事と家庭を両立し、安心して子どもを生み育て、働き続けられる環境づくりが必要です。
- ・育児休業の取得状況については、ニーズ調査では、母親の半数以上が取得しているのに対し、父親は3%の取得となっています。父親が取得しない理由については、「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答していることから、事業主や周囲の理解が得られるような育児休業制度普及に向けた取り組みが必要となっています。

【基本施策】

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

子育て期において、男性も女性も多様で柔軟な働き方が選択できるよう事業主、労働者及び地域住民への情報提供と啓発を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育サービス等の充実を図り、仕事と子育ての両立のための多様な働き方に対応した子育て支援を進めます。

【主な取組み】

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	父親の育児参加	父親が子育てに関心を持つことのできる事業の実施を図ります。	子 ども 未 来 班
2	男女共同参画の啓発促進	男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、パンフレット等による啓発活動を促進します。	地 域 協 働 班
3	企業への情報提供	関係機関で発行する情報紙を活用し、仕事と生活の調和について企業や従業員に普及啓発を図ります。	商 工 観 光 班
4	プレパパ・プレママひろば事業（再掲）	父親・母親を対象としてプレパパ・プレママひろばを開催し、男性の育児参加等についての意識啓発に努めます。	健 康 づ く り 班
5	子育てイベント事業（再掲）	地域・行政・企業など産官民による子育て応援団を結成し、イベントの開催を通じて、子どもを楽しく育てることのできる社会環境づくりを推進します。	子 ども 未 来 班
6	家庭教育学級事業（再掲）	親としての学びと育ちを支援する学習機会を提供し、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりを進めます。	生 涯 学 習 振 興 班

(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	内 容	主担当
1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発促進	職場における育児休業制度、介護休暇制度等育児支援の意識の普及啓発に努めます。	地 域 協 働 班
		利府町内企業へパンフレットを配布し、育児休業等制度の周知と啓発を図ります。	商 工 観 光 班
2	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て支援を受けたい人と支援を行いたい人の会員相互の連絡・調整を行います。また、広報・周知活動及び説明会を実施し、会員数の増加を図ります。	子 ども 未 来 班
3	認可保育所整備事業（待機児童の解消）（再掲）	多様なニーズに対応するとともに、待機児童解消に向け認可保育所の整備促進を図ります。また、待機児童の解消を図るため、既存保育所の定員拡大を図ります。	子 ども 支 援 班
4	放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）（再掲）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びの場と生活の場を提供し、児童の保護及び健全な育成を図ります。	子 ども 未 来 班
5	認定こども園普及促進事業（再掲）	就学前児童の教育及び保育ニーズに対応する幼稚園と保育所が一体となった認定こども園の普及を図ります。	子 ども 支 援 班
6	病児保育事業（再掲）	町内で病児・病後児保育を実施し、利用者の利便性向上を図ります。	子 ども 未 来 班
7	延長保育事業（再掲）	認可保育所において、保護者のニーズに対応した延長保育の拡大を図ります。	子 ども 支 援 班
8	休日保育事業（再掲）	認可保育所において、保護者のニーズに対応した休日保育の検討を行います。	子 ども 支 援 班
9	産休明け保育事業（再掲）	産休明けで仕事に復帰する親の支援を目的に、生後57日目からの乳児を受け入れる保育サービスを行います。	子 ども 支 援 班

基本目標6 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- ・平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどを目的に、子どもの貧困対策への取り組みが総合的に進められています。
- ・町のニーズ調査では、子どもに関する悩みで「子どもの教育費が心配である」という回答が多くなっています。また、子どもの進学や就学を断念せざる得ない状況や、わずかではあるものの、子どもがひとりで食事をする状況もみられています。このため、貧困状況の改善に向けて、保護者の安定した就労への支援や、経済的困窮が子どもの進学や就学に影響が出ないように、各種支援制度の周知・啓発、さらには、経済的格差が子どもの学力の格差とならないよう、学力向上に向けた機会の充実を図る必要があります。

【基本施策】

(1)子どもの学習支援等の充実

生活困窮家庭の子どもに、学習支援や心の安定を図る居場所の提供を行います。

(2)子どもに届く経済支援の充実

生活困窮家庭の子どもに、医療費や学費等への経済的支援を行います。

(3)生活支援の充実

生活困窮家庭の様々な課題に対応するため、関係機関と連携を図り、相談支援事業の充実や保護者の安定した就労に向けた支援に取り組みます。

【主な取り組み】

(1)子どもの学習支援等の充実

No.	事業名	内 容	主担当
1	学校教育専門員設置事業 (再掲)	小中学校の児童生徒のさらなる学力向上と学校格差の是正を目指し、確かな学力の定着を図る観点から、授業のあり方や指導方法について、教員を指導する専門職を設置し、学校教育の充実を図ります。	学 校 教 育 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
2	十符っ子スクールプラン事業（再掲）	一人ひとりに行き届いたゆとりある教育を推進し、正しい学習習慣や生活習慣を身につけ、確かな学力の向上と心豊かな子どもを育みます。 ① 幼児教育と学校教育との接続を円滑にし、児童がより充実した学校生活を送れるよう、小学校1年生の支援をするためのサポートティーチャーを各学校に配置し、学習支援体制の充実を図ります。 ② 学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等の児童生徒が通常の学級で学べるよう、特別支援助手を各小中学校へ配置し、特別支援教育の充実を図ります。	学 校 教 育 班
3	放課後子ども教室（再掲）	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、自主学習を主体として、多様な体験・活動も行うことができる場となる放課後子ども教室の拡充を図ります。	生涯学習振興班
4	りふ・わくわく広場事業（再掲）	地域ボランティアの協力のもと、子どもたちの「生きる力」を培うことを目的とした「居場所」を土曜日に設置します。	生涯学習振興班
5	小中高生の居場所づくり事業（再掲）	放課後や週末に施設を利用し、小中高生が異年齢の子どもや大人との交流ができる居場所を提供します。	生涯学習振興班
6	児童センター・地区児童館事業（再掲）	遊びや体験、様々な人との交流や放課後安心して過ごせる場、子育て中の親や乳幼児を支援する場を提供します。また、児童の福祉の拠点として、児童センターの整備を目指すとともに、中学校区ごとの地区児童館の設置に向けてしらかし台中学校区への整備を進めます。	子 ども 未 来 班

(2)子どもに届く経済支援の充実

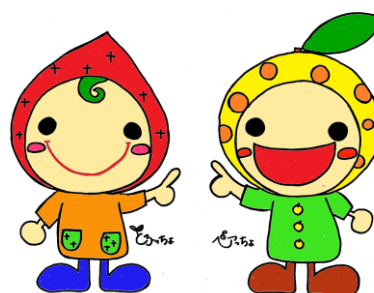
No.	事業名	内 容	主 担 当
1	児童手当給付事業（再掲）	中学校修了までの児童を養育している父母などに児童手当を支給します。	保 険 年 金 班
2	児童扶養手当給付事業（再掲）	18歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父母又は、父母に代って養育している方に、手当の支給を行います。	保 険 年 金 班
3	子ども医療費助成事業（再掲）	18歳の年度末までの子どもの医療機会を確保するため、子ども医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
4	小中学校就学援助費事業（再掲）	経済的理由によって児童・生徒の就学が困難な世帯に対して、就学費用の一部を助成します。	学 校 教 育 班
5	小中学校入学支援事業（再掲）	保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校等の入学に必要な学習用品等を支給します。	学 校 教 育 班
6	教育資金の利子補給金助成事業（再掲）	勤労者生活安定資金（教育資金）の貸付けを受けた場合に支払う利子について助成します。	学 校 教 育 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
7	病児保育費用の助成（再掲）	病児・病後児保育の利用料金の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	子 ども 未 来 班
8	幼児教育・保育の無償化事業（再掲）	3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する児童の利用料を無償化します。	子 ども 支 援 班
9	教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業（再掲）	18 歳未満の児童を 3 人以上養育する保護者に対し、第 3 子以降の児童が就学前 3 年間に当たる場合、幼稚園・保育所・認定こども園等の給食費を助成します。	子 ども 支 援 班
10	母子父子家庭医療費助成事業（再掲）	母子父子家庭の母、父、児童（18 歳の年度末まで）の医療機会を確保するため医療費の助成を行います。	保 険 年 金 班
11	特別支援教育就学奨励費助成事業（再掲）	利府町に居住する特別支援学級就学児童・生徒の保護者に対して、就学するために必要な経費の一部を助成します。	学 校 教 育 班
12	子育て応援事業（再掲）	ベビーベッドとベビーバスを無料でレンタルします。	子 ども 未 来 班
13	学費等に係る情報提供事業	経済的理由等で就学が困難になっている生徒に対し「高等学校等育英奨学資金」「交通遺児育英助成金」「あしなが高校奨学金」「遺児等サポート奨学金」などの情報を提供し、就学を支援していきます。	学 校 教 育 班
14	妊婦健康診査・乳児一般健康診査への助成事業（再掲）	妊婦健康診査 14 回分、乳児一般健康診査 2 回分の助成券を交付します。	健 康 づ く り 班
15	学校給食費無料化事業（再掲）	子どもたちの教育環境の充実を図るため、実現に向けて検討します。	総 務 給 食 班

(3)生活支援の充実

No.	事業名	内 容	主 担 当
1	町営住宅における母子世帯優先入居（再掲）	町営住宅入居に際し、母子世帯、多子世帯等に対して、優先して入居を決定します。	施 設 管 理 班
2	スクールカウンセラー設置事業（再掲）	子どもの悩みやいじめの解決のため、スクールカウンセラーによる相談体制を充実します。	学 校 教 育 班
3	スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)	震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域などの様々な環境の改善に向け、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒への個別相談や保護者への支援、教員への助言などによる校内支援体制の整備、外部関係機関との連携を図ります。	学 校 教 育 班
4	生活困窮者の自立支援	生活困窮に陥る恐れのある世帯に対し、福祉事務所、ハローワーク、宮城県南部自立相談支援センター等と連携しながら、生活困窮世帯の自立に向けて支援を行います。	福 祉 班 商 工 観 光 班

No.	事業名	内 容	主 担 当
5	相談支援体制の充実	庁内の関係部署、関係機関が連携を図り、生活困窮世帯への相談支援を行います。	全 班
6	情報提供の充実	庁内の関係部署が連携を図り、各種広報媒体等を活用し、子どもの貧困対策に関する情報を提供します。また、地域の身近な相談者である、民生委員・児童委員等を通じて、子ども食堂や学習支援等に関する情報を提供します。	全 班

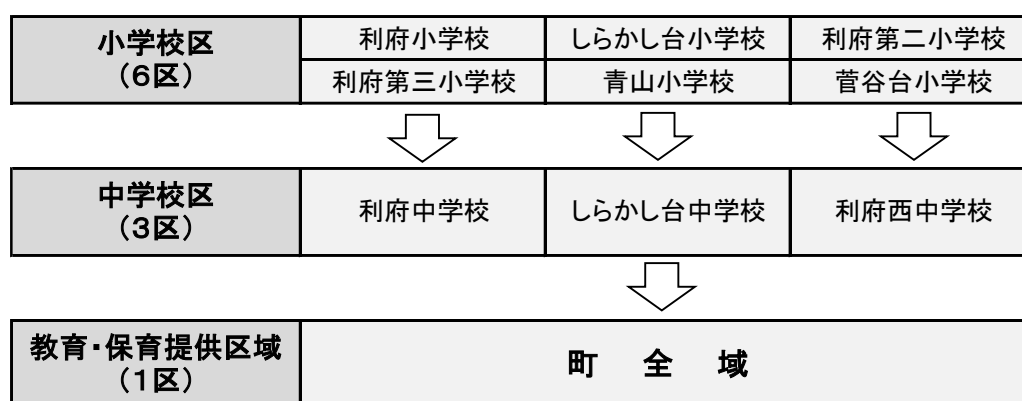


第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本町では、町全域をひとつの区域として、学校教育・保育提供区域を設定し、町の今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービスの提供を推進します。



第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

認定こども園・幼稚園・保育所を利用する際には、教育・保育の必要内容に応じ、3つの支給認定区分により町の認定を受ける必要があります。また、幼稚園、保育所及び認定こども園に加えて、3歳未満児に重点をおいた保育の類型として地域型保育事業があります。本町の待機児童の大半が3歳未満児であることから、地域型保育事業を推進することにより待機児童の解消を図ります。

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについては、ニーズ調査の結果や現在の保育所入所児童数、幼稚園入園児童数、認可保育施設入所児童数及び待機児童数をもとに、平成27年度から平成31年度までのそれぞれの全体に占める割合の変動率の平均値により、1号から3号認定の児童数を予測して設定しました。

確保の方策については、現存する町内幼稚園、認可保育所及び認可外保育施設の定員数としており、今後は、保育所や地域型保育事業の整備、既存保育所の定員の見直し、私立幼稚園から認定こども園への移行などによる全体的な定員の拡大を見込み、設定しています。

【教育・保育の量の見込み】

(単位：人)

設定区分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号	3～5 歳児 学校教育のみ	①量の見込み	490	485	480	475	470
		②見込みに対する確保数	767	767	767	717	717
		特定教育・保育施設	507	507	507	457	457
		確認を受けない幼稚園	260	260	260	260	260
		②—①	277	282	287	242	247
2 号	3～5 歳児 保育の必要あり	①量の見込み	449	462	475	491	508
		②見込みに対する確保数	446	446	446	496	535
		特定教育・保育施設	416	416	416	466	505
		企業主導型保育施設	10	10	10	10	10
		認可外保育施設	20	20	20	20	20
		②—①	△3	△16	△29	5	27
3 号	0 歳児 保育の必要あり	①量の見込み	72	80	88	97	108
		②見込みに対する確保数	90	90	90	90	108
		特定教育・保育施設	64	64	64	64	76
		地域型保育事業	15	15	15	15	21
		企業主導型保育施設	7	7	7	7	7
		認可外保育施設	4	4	4	4	4
		②—①	18	10	2	△7	0
	1～2 歳児 保育の必要あり	①量の見込み	329	345	362	380	399
		②見込みに対する確保数	391	391	391	391	409
		特定教育・保育施設	215	215	215	215	239
		地域型保育事業	85	85	85	85	79
		企業主導型保育施設	77	77	77	77	77
		認可外保育施設	14	14	14	14	14
		②—①	62	46	29	11	10

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○既存の保育施設と連携し、弾力運用を実施します。 ○保護者の保育ニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業を充実します。 ○幼稚園の認定こども園への移行について検討します。 ○企業主導型保育施設との連携による地域枠を確保します。 ○待機児童の状況により、新規保育施設の整備及び既存保育施設の定員拡大を図ります。

■ 子ども・子育て支援新制度の内容

【教育・保育給付認定区分の内容】

認定区分		給付の内容	利用できる 教育・保育の場
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定（下記参照）の子ども以外のもの	教育標準時間※	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間※ 保育短時間※	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間※ 保育短時間※	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間：幼稚園の教育時間を想定した利用時間

保育標準時間：フルタイム就労を想定した利用時間（最大 11 時間）

保育短時間：パートタイム就労を想定した利用時間（最大 8 時間）

【施設型給付費の支給対象となるための「認可」と「確認」】

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教 育 ・ 保 育 施 設	認 定 こ ど も 園	宮城県	利府町
	幼 稚 園		
	保 育 所		
家庭的保育事業等 （地域型保育事業）	家 庭 的 保 育	利府町	
	小 規 模 保 育		
	居 宅 訪 問 型 保 育		
	事 業 所 内 保 育 ※ 1		

※ 1 事業所内保育が地域型保育給付の対象となるためには、従業員のほか、地域における保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要です。

【家庭的保育事業等(地域型保育事業)】

事業の種類	内 容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

■ 地域子ども・子育て支援事業(13事業)

子ども・子育て支援法の規定により市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業は、次のとおりです。

事業名	事業内容
(1) 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
(2) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
(3) 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
(5) 養育支援訪問事業 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ○要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。
(6) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
(7) ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
(8) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
(9) 延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業

事業名	事業内容
(10) 病児保育事業	病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設又は特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき日用品・教材費・行事費等又は副食材料費の実費徴収に係る費用等を助成する事業
(13) 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

※13事業のうち、ニーズ量の推計を算出し、ニーズに応えるための目標事業量を設定する事業は、上記(1)～(11)の事業になります。

【関連事業】

事業名	事業内容
放課後子ども教室	地域の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業

■ 事業量の見込みと確保の方策

1 利用者支援事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	基本型	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※母子保健型とは、子育て世代包括支援センターを指します。

【確保の方策】

年度	内容
令和2年度～ 令和6年度	○子育て世代包括支援センター（母子保健型）の周知を図るとともに、令和4年度までに基本型を新たに設置し、相談支援体制の充実を図ります。

2 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,295 人/月	1,263 人/月	1,289 人/月	1,257 人/月	1,224 人/月
確保の内容	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○ 5 か所の子育て支援センターにおいて、子育て支援サービスの充実に努めるとともに、提供体制を確保していきます。

3 妊婦健康診査事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	274 人	266 人	259 人	252 人	245 人
確保の内容	実施場所：指定医療機関				

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○ すべての妊婦が健診を受診できるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を発行し、受診の必要性について周知徹底を図ります。

4 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	280 人	274 人	266 人	259 人	252 人
確保の内容	実施体制：助産師（委託） 3 人				

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○ 助産師や保健師による家庭訪問を実施し、保護者や乳児の心身の状況や養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する助言相談を行います。

5 養育支援訪問事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	40 人	39 人	38 人	37 人	36 人
確保の内容	実施体制： 保健師 4 人 助産師（委託） 3 人				

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○乳児家庭全戸訪問事業で個別対応が必要と判断したケースを対象に、助産師や保健師による相談支援を行います。

6 子育て短期支援事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	10 人日	10 人日	9 人日	9 人日	9 人日
確保の内容	10 人日	10 人日	9 人日	9 人日	9 人日

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○実施体制の確保に向けて、検討を進めます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	305 人/年	305 人/年	305 人/年	305 人/年	305 人/年
確保の内容	305 人/年	305 人/年	305 人/年	305 人/年	305 人/年

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○ファミリー・サポート・センター事業（地域で子育てを支える仕組み）の周知に努め、協力会員の増加を図ることで提供体制を確保していきます。 ○一人ひとりが希望する支援内容にきめ細やかに対応できるよう、協力会員の知識の修得を図ります。（入会説明会、基礎講習、各種講習会、会員交流会）

8 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり保育

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25,000人/年	25,000人/年	25,000人/年	25,000人/年	25,000人/年
確保の内容	25,000人/年	25,000人/年	25,000人/年	25,000人/年	25,000人/年

②幼稚園の在園児以外を対象とした一時預かり保育

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,300人/年	1,300人/年	1,300人/年	1,300人/年	1,300人/年
確保の内容	1,300人/年	1,300人/年	1,300人/年	1,300人/年	1,300人/年

【確保の方策】

年 度	内 容
令和2年度～ 令和6年度	○幼稚園及び町内2か所の保育所で、保護者のニーズに合わせた預かりが出来るよう提供体制を確保していきます。

9 延長保育事業(時間外保育事業)

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	178人	186人	194人	203人	213人
確保の内容	178人	186人	194人	203人	213人

【確保の方策】

年 度	内 容
令和2年度～ 令和6年度	○町内の認可保育施設において、保護者の就労状況に合わせた延長保育事業を提供します。

10 病児保育事業

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	90 人／年	90 人／年	90 人／年	90 人／年	90 人／年
確保の内容	90 人／年	90 人／年	90 人／年	90 人／年	90 人／年

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○町内での病児保育の実施に向けて、体制整備に努めます。

11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【量の見込みと確保の内容】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	700 人	693 人	700 人	690 人	694 人
小学 1 年生	179 人	177 人	187 人	169 人	182 人
小学 2 年生	175 人	173 人	171 人	181 人	163 人
小学 3 年生	150 人	147 人	146 人	144 人	152 人
小学 4 年生	114 人	108 人	105 人	104 人	103 人
小学 5 年生	50 人	53 人	50 人	49 人	48 人
小学 6 年生	32 人	35 人	41 人	43 人	46 人
確保の内容②	770 人	770 人	770 人	770 人	770 人
② － ①	70 人	77 人	70 人	80 人	76 人

【確保の方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○待機児童が発生しないよう、小学校の余裕教室等を活用し提供体制の確保に努めます。

■ 関連事業

1 放課後子ども教室の整備

すべての小学校に就学している児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を整備します。

【整備量】

設定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標整備量	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所

【実施に関する具体的な方策】

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育む環境づくりを推進するため、「(仮) 地域学校協働本部」の設置を図ります。 ○協働教育の基盤形成のため、活動コーディネーター及び地域サポーター等の人材育成と活動支援を行います。 ○放課後子ども教室の実施にあたっては、放課後児童クラブとの一体的又は連携を図ります。

第4節 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

1 教育・保育の一体的な提供の推進

就学前児童への幼児教育と保育の一体的な提供を推進するため、認定こども園の整備を進めます。また、認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特徴があることから、その普及促進を図ります。

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○幼稚園及び保育所に対し、子ども・子育て支援制度に関する情報提供を行い、認定こども園への移行の普及促進を図ります。 ○認定こども園・幼稚園・保育所がそれぞれ実施する研修会等において情報提供し、幼保連携の重要性をPRします。 ○計画期間内に幼稚園の認定こども園の移行を積極的に進めます。

2 幼児教育・保育の無償化

国の制度に準じ、質の高い幼児教育の機会の保障と、保護者の経済的な負担を軽減するため、幼児教育・保育無償化制度の円滑な実施に努めます。

3 幼稚園・保育所・町内学校等との連携の推進

町内の小中学校・利府支援学校・利府高校で組織し、「町はひとつの学校」の理念のもと、学校や学年を越え、新しいふるさとづくりの一環として活動する「ブラザーシップ事業」を推進します。また、幼稚園・保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行に向け、小学校と幼稚園・保育所との交流事業「チャイルドシップ」を推進します。

年 度	内 容
令和 2 年度～ 令和 6 年度	○小学校区に設定された幼稚園・保育所と小学校との交流事業を積極的に進め、就学へのスムーズな移行に繋がります。 ○「町はひとつの学校」を基本理念として、次の体系図を掲載した「志教育」を推進するため、ブラザーシップ等の体制を強化し、各種事業を実施します。

利府町の教育 「町は一つの学校」

目的 学校・家庭・地域・行政が一体となり、人や社会とのかかわりの中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考え、将来の社会人としてのよりよい生き方を探求する児童・生徒を育成する。

志 教 育

十符っ子の日（感謝と志発表の集い）

柱の3シップ

**ブラザーシップ
健全育成**
人と『かかわる』
小中高支合同の児童生徒活動

- あいさつ運動
- エコキャップ運動
- いじめをなくす運動
- 利府高校、利府支援学校との交流

**スクールシップ
学力向上**
よりよい生き方を『も と め る』
中学校区単位での積極的連携

- 学ぶ力の向上事業
- 家庭学習のスタンダードづくり
- 小中交流（一日校長・教科部会）
- 校長・PTA会長懇話会

**キャリアシップ
人間形成**
社会での役割を『は た す』
社会や他世代とのかかわり

- 中学2年生の職場体験学習
- 農家での仕事体験
- 中高生の幼保小との交流・キャリア体験

**コミュニティシップ
地域協働**
学びを『さ さ え る』
学校支援と地域貢献

- 学習ボランティア等の地域の人材活用とそのための組織づくり
- 児童生徒による地域貢献活動
- 学校を中心とした地域づくり

支える2シップ

**チャイルドシップ
次世代育成**
豊かな心を『は ぐ く む』
学ぶ土台づくり

- 小学生と幼稚園・保育所幼児との交流活動（児童の卒園式訪問）
- スタートカリキュラムの充実
- 幼保小連絡会・研修会事業

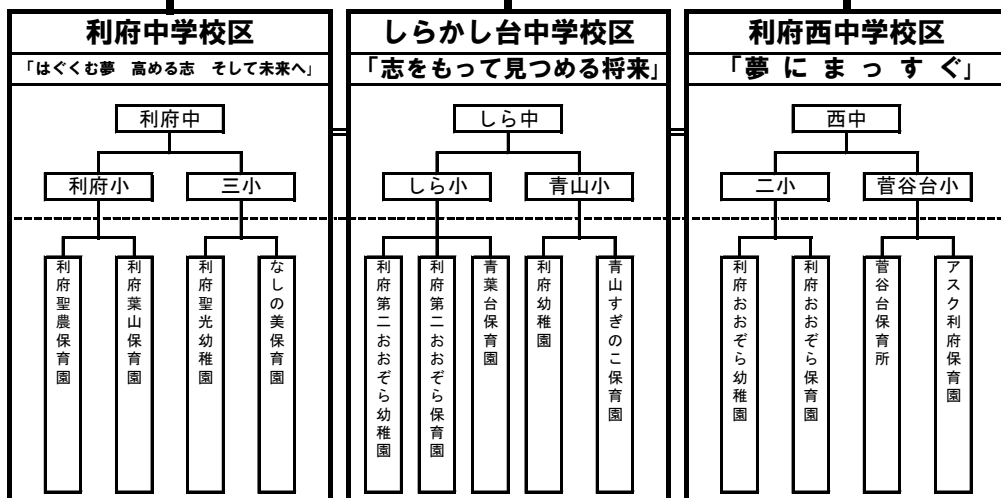
推進会議
【構成】 ○町内小中学校長 ○利府高校長 ○利府支援学校長 ○幼稚園保育園代表 ○利府町子ども支援課
○利府町教育委員会(事務局)
【内容】 ☆利府町志教育推進計画の策定と事業の推進 ☆利府町志教育推進計画の検証・評価

幹事会 【方向性の検討】
○中学校区校長代表 ○校長会会長 ○利府町教育委員会(事務局)で構成

利府高校 ブラザーシップ 利府支援学校

教育委員会（事務局）

スクールシップ





第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内の推進体制と町民・関係機関等の連携

子どもに関する施策は、保健、福祉、教育、まちづくりなど多岐の分野にわたることから、庁内関係部署で組織する「利府町子ども・子育て推進本部会議」を中心に、全庁的に取り組みます。

また、幼稚園・保育所・児童館などの子ども・子育て支援関係者や保護者、学校、企業、地域などで構成する「利府町子ども・子育て会議」において、広く意見を聴取しながら、計画の着実な推進を図ります。

2 県との連携

県が実施している施策との連携を図りながら、本町の子ども・子育て支援施策を推進します。

第2節 計画の進行管理

「利府町子ども・子育て会議」及び「利府町子ども・子育て推進本部会議」において、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を実施し、その結果をホームページで公表します。

また、本計画により定めた目標事業量が見込みと大きく乖離する場合などは、必要に応じて見直しを行っていきます。

資料編

1 利府町子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催日時	会 議 等	内 容 等
H30. 9. 18	庁議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業策定について報告
H30. 11. 14	第2回利府町子ども・子育て推進会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画の策定について
H30. 11. 14	第2回利府町子ども・子育て会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画の策定について
H30. 12. 3 ～12. 21	第2期利府町子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の実施	・ 教育や保育、子育て支援に関するニーズを把握するため、ニーズ調査を実施
H31. 3. 18	第3回利府町子ども・子育て推進会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画アンケート調査結果について
H31. 3. 19	第3回利府町子ども・子育て会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画アンケート調査結果について
R1. 6. 5	第1回利府町子ども・子育て推進会議	・ 子どもと子育てを取り巻く現状について ・ 利府町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・ 現状及びアンケート調査結果から見える課題について
R1. 6. 17	第1回利府町子ども・子育て会議	・ 子どもと子育てを取り巻く現状について ・ 利府町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・ 現状及びアンケート調査結果から見える課題について
R1. 8. 21	第2回利府町子ども・子育て推進会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・ 「教育・保育」の量の見込みについて ・ 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
R1. 9. 4	第2回利府町子ども・子育て会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・ 「教育・保育」の量の見込みについて ・ 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
R1. 10. 30	第3回利府町子ども・子育て推進会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（案）について
R1. 11. 7	第3回利府町子ども・子育て会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（案）について
R1. 11. 27 ～12. 26	パブリック・コメントの実施	・ 意見なし
R2. 2. 14	庁議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（案）について報告
R2. 2. 19	第4回利府町子ども・子育て会議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ 利府町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
R2. 3. 17	庁議	・ 第2期利府町子ども・子育て支援事業計画（案）について審議・承認

2 利府町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 町内における子ども・子育て支援対策及び次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、利府町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 次世代育成支援対策に関する総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども支援課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

（利府町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止）

2 利府町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成23年2月7日町長決裁）は、廃止する。

（任期の特例）

3 この要綱の施行後、最初に選任される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

■利府町子ども子育て会議 委員名簿（敬称略）

平成30年6月1日～令和2年3月31日

番号	選出要件（職名）	氏 名	備 考
1	学識経験者（宮城学院女子大学教授）	磯 部 裕 子	会長
2	学識経験者（社会福祉法人 利府町社会福祉協議会会長）	伊 藤 きよみ	副会長
3	学識経験者（利府町民生委員児童委員）	鎌 田 富貴子	
4	事業主代表（利府町産業振興協議会代表）	浅 井 史 夫	
5	保護者代表（公募委員）	高 木 綾 子	
6	保護者代表（公募委員）	小 澤 香	
7	関係団体（利府町立菅谷台小学校長）	内 海 喜久子	
8	関係団体（NPOみやぎ・せんだい子どもの丘理事長）	平 山 乾 悦	
9	関係団体（学校法人 東北外語学園 利府第二おおぞら保育園長）	石 森 絹 枝	
10	関係団体（社会福祉法人 愛耕会理事長）	櫻 井 不二磨	
11	関係団体（学校法人 小野学園 利府幼稚園長）	小 野 政 彦	
12	行政機関（総務課長）	折 笠 浩 幸	
13	行政機関（保健福祉課長）	伊 藤 文 子	
14	行政機関（教育総務課長）	鈴 木 真由美	
15	行政機関（生涯学習課長）	高 橋 徳 光	

3 利府町子ども・子育て推進会議設置要綱

利府町子ども・子育て推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 利府町における子ども・子育て支援対策及び次世代育成支援対策の総合的、計画的かつ効率的な推進を図ることを目的として、利府町子ども・子育て推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況に関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画の実施状況に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指定する者をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを推進会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、子ども支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

(利府町次世代育成支援推進会議設置要綱の廃止)

- 2 利府町次世代育成支援推進会議設置要綱（平成21年6月8日町長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

■利府町子ども子育て推進会議 委員名簿（敬称略）

番号	所 属 課	職 名	氏 名	備 考
1	総務課	総務管理班長	嶋 正 美	副会長
2	政策課	政策班長	福 島 俊	
3		地域協働班長	郷右近 啓 一	
4	財務課	財政経営班長	藤 岡 章 夫	
5		管財契約班長	星 浩 幸	
6	町民課	保険年金班長	村 田 晃	
7	生活安全課	防災安全班長	郷 家 洋 悦	会長
8	保健福祉課	福祉班長	小 畑 香 代	
9		健康づくり班長	櫻 井 明 子	
10	産業振興課	商工観光班長	千 田 耕 也	
11	都市整備課	都市整備班長	戸 枝 潤 也	
12		施設管理班長	鈴 木 喜 宏	
13	教育総務課	学校教育班長	太 田 健 二	
14		総務給食班長	佐々木 辰 己	
15	生涯学習課	生涯学習振興班長	佐 藤 浩	
16		スポーツ振興班長	古 澤 晃 一	
17		図書振興班長	鈴 木 由 美	

令和2年3月1日現在

4 利府町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、利府町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年利府町条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 利府町子ども・子育て推進本部会議設置要綱

利府町子ども・子育て推進会議設置要綱（平成26年4月17日町長決裁）の全部を改正する。
（設置）

第1条 利府町における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく次世代育成支援対策及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく子どもの貧困対策（以下「子ども・子育て支援等」という。）の総合的、計画的かつ効率的な推進を図るため、利府町子ども・子育て推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1） 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1

項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいい、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画を含む。以下同じ。）の策定に関すること。

（2） 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理に関すること。

（3） その他子ども・子育て支援等の総合的な推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長の職にある者を、副本部長は副町長及び教育長の職にある者を、本部員は教育次長、会計管理者、課（室）長及び局長の職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部会議を総理し、推進本部会議を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要に応じて推進本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 推進本部会議の庶務は、子ども支援課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

子ども憲章

利府の未来を担うすべての子どもが
遊ぶことを大切にし、自ら考え、行動し、心豊かに育つために、
ここに憲章を定めます。

わたしたち利府の子どもは、
いろいろな友だちと元気に遊び、心と体を鍛えます。
支えになってくれるかけがえのない家族や友だちをつくり、大切にします。
地域の人々と共に豊かな自然を守り、よいふるさとになるよう努力します。
誰にでもやさしく、思いやりを持ち、感謝できる人になります。
夢や希望を持ち続け、自信を持って前向きに自分の道を歩んでいきます。

わたしたち利府の大人は、
かけがえのない子どもの命を守り、子ども一人ひとりとしっかり向き合う
家庭をつくれます。
子どもの個性と夢や希望を大切にし、ひたむきな生き方を支援します。
自然や文化を大切にし、子どもが誇りを持てるまちづくりに努めます。